

平成 2 3 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

平成 2 3 年 3 月 2 日開会
平成 2 3 年 3 月 1 7 日閉会

山梨県北杜市議会

平成 2 3 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

3 月 2 日

平成23年第1回北杜市議会定例会（1日目）

平成23年3月 2日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第3号 平成22年度北杜市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第4 議案第4号 平成22年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第5 議案第5号 平成22年度北杜市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第6号 平成22年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第7号 平成22年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第8号 平成22年度北杜市居宅介護支援事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第9号 平成22年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第10号 平成22年度北杜市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第11号 平成22年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第12号 平成22年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第13号 平成22年度北杜市病院事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第14号 平成22年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第15号 平成22年度北杜市明野財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第16号 平成22年度北杜市須玉財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第17号 平成22年度北杜市高根財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第18号 平成22年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第19号 北杜市まちづくり条例の制定について
- 日程第20 議案第20号 北杜市景観条例の制定について
- 日程第21 議案第21号 北杜市特別会計設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第22号 北杜市訪問看護ステーション条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第23号 北杜市知的障害者通所授産施設条例の全部改正について
- 日程第24 議案第24号 北杜市清里駐車場条例の一部を改正する条例について

- 日程第25 議案第25号 北杜市学校建設等基金条例を廃止する条例について
- 日程第26 議案第26号 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業小淵沢地区土地改良事業計画の議決を求める件
- 日程第27 議案第27号 委託変更契約の締結について（巨摩こ線道路橋架替工事東日本旅客鉄道株式会社委託）
- 日程第28 議案第28号 平成23年度北杜市一般会計予算
- 日程第29 議案第29号 平成23年度北杜市国民健康保険特別会計予算
- 日程第30 議案第30号 平成23年度北杜市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第31 議案第31号 平成23年度北杜市介護保険特別会計予算
- 日程第32 議案第32号 平成23年度北杜市居宅介護支援事業特別会計予算
- 日程第33 議案第33号 平成23年度北杜市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第34 議案第34号 平成23年度北杜市下水道事業特別会計予算
- 日程第35 議案第35号 平成23年度北杜市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第36 議案第36号 平成23年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計予算
- 日程第37 議案第37号 平成23年度北杜市病院事業特別会計予算
- 日程第38 議案第38号 平成23年度北杜市辺見診療所特別会計予算
- 日程第39 議案第39号 平成23年度北杜市白州診療所特別会計予算
- 日程第40 議案第40号 平成23年度北杜市土地開発事業特別会計予算
- 日程第41 議案第41号 平成23年度北杜市明野財産区特別会計予算
- 日程第42 議案第42号 平成23年度北杜市須玉財産区特別会計予算
- 日程第43 議案第43号 平成23年度北杜市高根財産区特別会計予算
- 日程第44 議案第44号 平成23年度北杜市長坂財産区特別会計予算
- 日程第45 議案第45号 平成23年度北杜市大泉財産区特別会計予算
- 日程第46 議案第46号 平成23年度北杜市小淵沢財産区特別会計予算
- 日程第47 議案第47号 平成23年度北杜市白州財産区特別会計予算
- 日程第48 議案第48号 平成23年度北杜市武川財産区特別会計予算
- 日程第49 議案第49号 平成23年度北杜市浅尾原財産区特別会計予算
- 日程第50 同意第1号 肥道山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第51 同意第2号 八ヶ岳山恩賜県有財産保護組合議会議員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第52 請願第1号 環太平洋経済連携協定（TPP）への参加に反対し、食料・農林水産業・地域経済を守るための請願書
- 日程第53 請願第2号 最低保障年金制度の創設を求める請願書
- 日程第54 選挙第1号 下米澤恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙

2.出席議員（22人）

1番	小須田稔	2番	中山宏樹
3番	相吉正一	4番	清水進
5番	野中真理子	6番	篠原眞清
7番	風間利子	8番	坂本静
9番	小林忠雄	10番	中嶋新
11番	保坂多枝子	12番	利根川昇
13番	千野秀一	14番	小尾直知
15番	渡邊英子	16番	内田俊彦
17番	坂本治年	18番	秋山九一
19番	中村隆一	20番	清水壽昌
21番	秋山俊和	22番	渡邊陽一

3.欠席議員（なし）

4.会議録署名議員

11番	保坂多枝子	12番	利根川昇
13番	千野秀一		

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(27人)

市長	白倉政司	副市長	三井弘之
総務部長	進藤芳彦	企画部長	清水克己
市民部長	比奈田善彦	福祉部長	原かつみ
生活環境部長	堀内誠	産業観光部長	名取重幹
建設部長	深沢朝男	教育長	井出武男
教育次長	山田栄明	教育次長(図書館担当)	老松正樹
会計管理者	坂本正輝	監査委員事務局長・ 農業委員会事務局長	清水春昭
明野総合支所長	堀内健二	須玉総合支所長	小澤信義
高根総合支所長	浅川明男	長坂総合支所長	輿石君夫
大泉総合支所長	浅川正己	小淵沢総合支所長	坂本敏二
白州総合支所長	伏見常雄	武川総合支所長	松永直樹
政策秘書課長	坂本吉彦	総務課長	菊原忍
企画課長	大芝正和	財政課長	秋元達也
まちづくり推進課長	田中幸男		

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名(3人)

議会事務局長	伊藤精二
議会書記	上村法広
〃	小澤章夫

開会 午前10時00分

○議長（秋山俊和君）

改めまして、おはようございます。

平成23年第1回北杜市議会定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

3月を迎え、日一日と春めいてまいりましたが、議員各位には公私ともご多忙のところ、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

国におきましては、ねじれ国会などの影響から来年度予算の関連法案成立のめどが立たない状況が続いており、依然として国内経済が低迷し、雇用状況が改善されない中であって、国民生活への影響が懸念されるところであります。早期の景気回復、雇用の確保、社会保障の充実など、国民生活安定のため、引き続き重点的に取り組まれるよう期待するものであります。

季節の変わり目にあたり、議員各位におかれましては、健康には十分ご留意の上、本定例会に提出されました議案につきまして、十分にご審議をいただくとともに、円滑な議会運営にご協力をお願い申し上げ、開会のあいさつといたします。

本日の出席議員数は22人です。

定足数に達しておりますので、平成23年第1回北杜市議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

諸報告をいたします。

はじめに本定例会に提出する議案につき、市長から通知がありました提出議案は議案47件、同意2件です。

次に、本定例会において受理した請願は、お手元に配布のとおりです。

次に、監査委員から平成23年1月実施分の定期監査および例月現金出納検査の結果について、お手元に配布のとおり報告がありました。

以上で、諸報告を終わります。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了承願います。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程はあらかじめ、お手元に配布したとおりです。

○議長（秋山俊和君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第79条の規定により、

11番議員 保坂多枝子君

12番議員 利根川昇君

13番議員 千野秀一君

を本定例会の会議録署名議員に指名いたします。

○議長（秋山俊和君）

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日3月2日から3月17日までの16日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月17日までの16日間に決定いたしました。

なお、定例会でありますので追加案件もあろうかと思いますが、ご承知おき願いたいと思います。

○議長(秋山俊和君)

日程第3 議案第3号 平成22年度北杜市一般会計補正予算(第8号)から日程第51 同意第2号 八ヶ岳山恩賜県有財産保護組合議会議員の選任について議会の同意を求める件までの49件を一括議題といたします。

市長から、所信および提出議案に対する説明を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

平成23年第1回北杜市議会定例会の開会にあたり、私の市政の運営に対する所信の一端を申し述べますとともに、提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げ、議員各位ならびに市民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

厳冬と予想されておりますとおり、今年に入ってから異常な寒さと乾燥の日々が続き、山林火災や道路の凍結などの心配をいたしておりましたが、大きな火災や雪害等もなく、先月中旬あたりから、だいぶ日差しも柔らかくなり、市内各地で梅の花が見ごろを迎えております。

さて、政府においては昨年未予算編成を行い、国会における予算議決の目は立ったものの、関連法案成立の見込みは少なく、混迷をきたしております。いずれにしても、国民生活に悪影響を及ぼさないよう、しっかりとした対応を願うところであります。

先が見えない不安定な時代ではありますが、本市では行政改革アクションプランに基づき、硬直した財政構造の抜本的な改善を図るため、公債費の縮減などに努めてまいりました。その結果、平成23年度末見込みの市債残高は、ピーク時から141億円減少し、868億円となり、一方、基金保有額は合併時から79億円程度増加し、129億円となる見込みであり、220億円の改善が図られることとなり、ありがたく思います。

これらは経済対策臨時交付金などに併せ、国などの有利な補助制度の積極的な活用、徹底的な歳出の見直しなどの、財政健全化に向けた取り組みが一定の成果を挙げてきたものと思っております。

さて、昨年末から漫画の主人公を名乗り、児童養護施設等にランドセルなどの贈り物が相次いだことは記憶に新しいところですが、去る1月末に東京世田谷区の母子生活支援施設から「八ヶ岳の春風」と名乗る北杜市民の方から文房具をいただいたと、子どもたちが描いた色紙とともに御礼の手紙が寄せられました。わがふるさとも善意ある方が住まわれていると思えますと、絆「感」といいますか、ほのぼのとした交流は心が温まるなあと、大変ありがたく思うところであります。

小泉小学校の6年生が、総合的な学習の時間で取り組んだ農業体験活動を「かべ新聞」にまとめ、農林水産大臣賞を受賞いたしました。野菜や花の栽培から販売までの数々の苦勞に加え、日本農業の課題や給食の食料自給率までを綴った大変立派な作品であり、まさに本市が提唱する原っぱ教育の原点であると思っております。夢を持ち 未来を切り拓く 心身ともにたくま

しい北杜の子どもが、これからもすこやかに楽しく学んでほしいと願うところであります。

ところで、5年連続特Aと高い評価をいただいております梨北米ですが、10年度産米につきましては、猛暑の影響から柔らかい米が目立ったことから、大変残念ではありますがAランクになりました。しかしながら、6年連続してAランク以上の称号をいただいていることは、大変喜ばしいことであり、誇りでもあります。また今後の農政の進展にも、大いに期待するところであります。

次に、市政の状況について申し上げます。

はじめに、ホームページのリニューアルについてであります。

年間100万件を越すアクセスがあり、北杜市の情報を素早くお届けする手段として活用しております市ホームページを、老朽化した機器の入れ替えに併せて、再構築を行っているところであります。まもなく完成の運びとなりますが、今後、職員の操作研修を行い、6月ごろには運用する予定であります。

これからは行政情報や緊急情報の発信の迅速さ、正確さなどを向上させるほか、閲覧者が求める情報を引き出しやすいなど、使いたい人が使いたいときに役立つ情報を分かりやすく提供・発信してまいりたいと考えております。また、リニューアル後は、北杜市子育て支援サイトや市観光協会ホームページとも連携いたします。

次に、定員適正化計画についてであります。

定員適正化計画は、全体の職員定数を抑制し、合理的かつ効率的な職員配置を行うとともに、人件費の削減に努めることを目標に、平成18年度から計画を進めてまいりました。その結果、5年間で80人の削減が図られ、目標値を15人上回ることとなり、人件費の削減や行政組織のスリム化に一定の効果があったと考えております。

なお、職員数の削減内容は、一般行政部門では大幅に削減したものの、病院部門では結果的に増員ということになりました。

公立病院を有する多くの団体では、特殊な状況を有する病院部門を除いて削減目標を設定しており、本市においても同様な理由で、第2次の計画を策定することといたしました。第2次計画の最終職員数の目標値は、前回の計画目標値を基準にしつつ、病院部門を除く中で、平成28年4月1日までに、現在より37人削減することとしております。

次に、収納状況についてであります。

歳入の根幹である市税等の自主財源確保と市民負担の公平化を図るため、昨年4月より収納課を新設し、取り組んでいるところであります。また納税者の利便性の向上を図るため、コンビニ収納を開始したところでありますが、現在のところ初年度にもかかわらず、収納率向上の効果・実績が顕著に現れております。

今後も自治体がみずから責任を持って自主財源を確保していくことが、ますます重要となってくると考えております。

次に、産学官の連携についてであります。

今年度、協働提携いたしました中日本高速道路株式会社、早稲田大学および北杜市の産学官の3者による協定事業では、いくつかの共同事業が実施されていますが、今月6日には親子体験学習会として、普段、目にするのでできない中日本高速道路の施設見学や中央道を活用した体験学習会が、多くの市民が参加する中で開催される予定であります。

さらに、東京藝術大学社会連携センターと芸術・文化・教育・まちづくりなど、地域密着型

の文化芸術振興を推進するため、3月7日に連携に関する覚え書を締結する運びとなりました。また環境保全への取り組みとして、自然の恵みを明日へつなぐ杜づくりの実現に向け、クリーンエネルギーの研究に対する支援、情報および研究成果等の交流を目的に、現在、東京工業大学と連携協定締結の準備を進めているところであります。

次に、第2次北杜市行政改革大綱策定についてであります。

人口減少や少子高齢化、多様化する市民ニーズに対するためには、財政の健全化や市民との協働、市役所の構造改革などが必要でありますので、平成23年度から平成25年度までの第2次北杜市行政改革アクションプランを策定いたしました。

今後、大綱に基づき行政改革を進めてまいりますので、市民の皆さまのご理解、ご協力をお願いいたします。

次に、デマンドバス実証運行についてであります。

地域公共交通活性化・再生総合事業により、北杜市地域公共交通活性化協議会が実施していますデマンドバス実証運行は、平成23年度が3年間の最終年度となりますが、昨年7月からの運行エリアの拡大などにより、利用者も増加傾向にあり、特に高齢者などから買い物や通院などに便利とのご意見もいただいております。加えて、本年7月からは明野町も運行エリアに追加いたしますので、市内のほぼ全域での運行となります。

なお、市民バスでデマンドバスと運行時間が重複する路線につきましては、代替えとしてデマンドバスを利用していただければと考え、利用者への周知を行い、一定期間運行したのちに休止とすることとしています。これからも利便性が高く、財政的にも継続可能な公共交通を整備してまいりたいと考えております。

次に、男女共同参画都市宣言についてであります。

男女が共に支えながら、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現していくために、北杜市男女共同参画推進委員会の皆さまには、フォーラムの開催や機関誌の発行、紙芝居の出前などの活動を行っていただいております。

少子高齢化を迎え、男女が支え合う地域づくりを進めていくことが必要でありますので、今後、委員会と協議を行いながら、市制施行記念式典において、男女共同参画都市宣言をしたいと考えております。

次に子宮頸ガン等、予防ワクチン接種についてであります。

平成23年度におきましては、子宮頸ガン予防ワクチンの接種対象者を、中学1年生から高校1年生の4学年に拡大するとともに、新たに小児を対象としたヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンの接種も、実施したいと考えております。これらの予防接種事業につきましては、子どもの健康管理や公衆衛生の面からも、大変重要な施策と位置づけております。保護者の方々には、接種の趣旨をご理解いただき、予防接種の推進をお願いするものであります。

次に、甲陽病院療養病棟の改築についてであります。

療養病棟の改築は、昨年10月に工事発注し、本年9月20日の完成を予定しております。引き続き解体工事を行い、駐車場整備を行っていきたいと考えております。高齢化社会が進む中で、地域医療の充実と利便性を図る観点から、これからも医療施設の充実を進めてまいりたいと考えております。

次に、自殺予防対策についてであります。

平成10年以降、全国での自殺者は年間3万人を超えており、県内でも300人を超える自殺者が出ています。このため、住民生活に光を注ぐ交付金等を活用し、各世帯に自殺防止の相談窓口を掲載した啓発ファイル等の配布を行うとともに、3月19日には「心の歌で親子の絆を深めよう」をテーマに、市内小・中・高等学校の親子等を対象としたコンサートの開催や駅前での自殺防止啓発キャンペーンの実施を予定しております。また、平成23年度も県の地域自殺対策緊急強化事業により、相談支援の強化や自殺予防の講演会等を開催し、引き続き自殺防止の推進を図ってまいります。

次に、子育て支援についてであります。

市では先般、子育て世代に魅力あるまちづくり推進のため、子育て応援マークを決定いたしました。このマークは、中日本高速道路、早稲田大学との3者協定を活用し、おむつ替えができる施設である八ヶ岳パーキングエリアを赤ちゃんの駅と指定する中で、見やすいところに掲示するなど、市の取り組みを理解していただくために、各種事業で活用することを予定しております。また平成23年度には、八ヶ岳パーキングエリア内に、赤ちゃん・妊婦さん優先駐車場を設ける等、取り組みを強化していく予定でもあります。これらの取り組みを通じて、ベビーズ・ヴァカスタウンとしての魅力を高め、市外も含めた多くの方に、子育てにやさしい北杜市を知っていただきたいと考えております。

次に、大規模電力供給用太陽光発電系統安定化等実証研究施設、いわゆる北杜サイトの譲渡についてであります。

独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）から本市へ、4月1日に譲渡を受け、名称を北杜サイト太陽光発電所としたいと考えております。発電電力を売電し、低炭素社会を目指すモデル地域、シンボル施設として普及啓蒙に供するほか、子どもから高齢者まで、あらゆる世代が新エネルギーを実際に見ることにより理解を深めることを目的としております。

市内に存在する他の新エネルギー施設と連携し、エネルギー環境教育、視察、研究等の環境活動を推進する中核施設として、利用してまいりたいと考えております。

次に山梨県環境整備センターにおける、漏水検知システム異常検知についての調査であります。

県環境整備事業団は、掘削範囲を覆うように長さ50メートル、幅25メートル、高さ12メートルの大型被覆テントを設置し、1月18日から掘削作業を開始しました。市では掘削開始から毎日掘削作業に立会い、進捗状況を見守っているところであります。また、安全管理委員会においても各工程の段階において、立会いを行ってきているところであります。

市といたしましても、住民の皆さまと施設の安全性確保のためにも、原因究明がなされるよう働きかけてまいりたいと考えています。

次に、下水道使用料金統一についてであります。

平成21年4月に北杜市下水道事業審議会へ諮問を行い、審議会において10回にわたり慎重を期した審議・検討を重ね、1月11日に答申をいただきました。現在、答申内容を尊重する中で、協議・検討を行っておりまして、6月の市議会定例会前には具体的な改定案をお示した上で、市民の皆さまへの説明を行い、平成24年4月からの料金統一を目指してまいりたいと考えております。

次に、大規模野菜生産団地についてであります。

明野町永井原地区の大規模野菜生産団地へ進出する株式会社 村上農園の起工式が2月19日に行われ、工場建設に着手いたしました。村上農園は全国8カ所に生産拠点を有し、国内では発芽野菜の新芽、いわゆるスプラウトのトップメーカーであります。第1期工事の総工費は約10億円で、日本とオランダのハイテク技術を駆使し、環境に配慮した省エネルギー型の最新鋭植物工場となる予定であります。明野工場においては、えんどう豆の若菜「豆苗」を主力製品として生産し、加えて60人程度の地元雇用も見込まれることから、大きな期待をしているところであります。

次に、観光振興についてであります。

八ヶ岳観光圏は、昨年の観光庁の認定以来、官民一体となって、さまざまな事業に取り組んでまいりました。

中でも観光圏の情報発信として、新たに開設いたしましたホームページ 八ヶ岳がドットコムでは、会員登録すれば手軽に書き込みができるシステムにより、最新の情報を会員みずからが随時提供できる仕組みを構築したことにより、会員登録観光事業者は450を超えています。

今後も内容の充実を図り、観光客の多様な要望に応え、利用しやすい情報を備えたホームページになるものと期待しています。

また、観光客の滞在・滞留につながる事業としまして、子どもの体験型ツアーなどの集客イベントを展開し、観光客のニーズに応えてまいりたいと考えております。

次に、リトリートの杜事業コンソーシアムについてであります。

平成19年に設立以来、地域コンシェルジュの育成などを積極的に行ってまいりました。併せて、コンソーシアム会員により一般社団法人を設立するとともに、第3種旅行業の登録を行い、自立に向けた取り組みを行っておりますが、収益性の確保等が課題となっております。こうしたことから、平成23年度には他の民間団体との協力関係の構築を行い、集客力および収益性の向上に努め、本市の観光振興に寄与できる組織となるよう、協力してまいりたいと考えております。

次に千年の会 北杜市大会についてであります。

この会は地球温暖化等、深刻な環境問題の中で、古木・名木を保護し、後世に継承していくために、古木・名木を抱える全国の会員と問題の共有や連携を図り、保護・保存に向けた活動を行うものです。北杜市大会は、本年4月8日から3日間の予定で、開催期間中は総会のほか、交流会、記念シンポジウムや記念植樹を予定しており、多くの賛同者に参加を呼びかけ、保護活動を展開してまいりたいと考えております。

次に、東京大学等による実証研究事業についてであります。

東京大学大学院とパナソニック株式会社等が北杜市をフィールドとして、高齢者の社会参加を促進するシステムの構築を行う、実証研究事業を実施いたします。平成23年度は、教育ファーム事業に高齢者が参加することにより、高齢者個人の研究とやる気意識がどの程度、改善されたかを実証研究するものです。本市においては、この事業に全面的に協力してまいりたいと考えております。

次に、バイオマスタウン構想についてであります。

利用可能なバイオマスの種類や賦存量を活用していくバイオマスタウン構想の策定を、専門家や関係団体の代表者等による検討会を開催し、このたび構想がまとまりましたので、関東農

政局へ提出し、4月下旬に公表する運びとなりました。

今後はバイオマス活用推進協議会を立ち上げ、バイオマス活用推進計画の策定に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

次に小淵沢駅舎改築、駅前広場整備についてであります。

現在、市民協議会で意見をいただきながら、小淵沢駅舎、駅前広場整備に関する基本構想をまとめているところであります。この構想に基づき、本年6月を目途に基本協定の締結に向けた協議をJRと進めてまいりたいと考えております。

次に、増富小学校の統合についてであります。

平成24年3月をもって、須玉小学校に統合される増富小学校につきましては、かねてより関係者から閉校記念事業のご要望がありましたので、今議会に学区内のPTA、同窓会、地域住民などで組織される閉校記念事業実行委員会に対し、補助金を交付するための所要の予算をお願いしております。

また、統合後を想定した須玉小学校との1週間の交流事業も続けることから、平成24年4月には、円滑な統合が行えるよう万全を期してまいります。

次に仮称、長坂統合小学校の建設事業についてであります。

現在、詳細設計を行っているところでありますが、平成23年度には、現在の長坂小学校にかかる仮設校舎の建築および旧校舎などの取り壊しを行い、年度後半には、新しい校舎および屋内体育館の建築に取り掛かる予定であります。その中で、言語障害のある児童向けの通級指導教室、いわゆることばの教室も設置する予定であり、これにより特別支援教育の充実を図ってまいります。引き続き、学校関係者としてしっかりと連携し、平成25年4月の開校に向けて取り組んでまいります。

次に、小中学校太陽光発電設備設置工事についてであります。

市内の小中学校など22施設への太陽光発電設備の設置が、2月下旬に完了いたしました。これにより、市内学校施設における太陽光発電量は、既存の明野中学校の20キロワットと合わせて、1メガワットとなりました。

今後は、児童生徒の教育の教材として授業で有効に活用され、環境に対する意識の向上に大いに役立つものと考えております。

また、各施設の使用電気料金の削減に加え、余剰電力を売電することができます。この売電益は児童生徒の教育費として還元し、これからの北杜市を担う子どもたちの教育の充実を図ってまいります。

次に、今後の北杜市立図書館のあり方についてであります。

教育委員会では、北杜市立図書館適正配置等検討委員会から提出された提言をふまえ、今後の北杜市立図書館のあり方をまとめました。主な内容は、金田一春彦記念図書館を市立中央図書館として位置づけ、その他の7館を分館として中央図書館と連携しつつ、地域の特色を生かし、地域のボランティアと一体となった運営を行う。中央図書館の充実を行い、生涯学習や文化を発信するための拠点としての機能の充実を図っていくであります。

なお、開館時間帯等につきましては、それぞれの図書館は複合施設内にあり、関係所管部署との協議を図り、本年6月までに具体的な見直しを行っていきたいと考えております。

次に平成23年度の主な施策について、総合計画の8つの杜づくりの体系に沿いまして、ご説明申し上げます。

第1に、教育・文化に輝く杜づくりについてであります。

原っぱ教育を推進するために、各小中学校の自主的な取り組み事業や統一して取り組む事業など、地域の特性と資源を活用した原っぱ教育創生事業をさらに充実してまいります。

明野学校給食センターおよび白州小中学校調理場につきましては、建物の老朽化・施設内の厨房機器等に不具合が生じ、機能低下をしていることから、平成24年度より明野小中学校は北杜南学校給食センターへ、白州小中学校は長坂学校給食センターに統合し、ドライシステムによる安心・安全な給食を配食するとともに、地産地消・食育の推進も図ってまいります。

須玉農村交流ターミナルなど市内3カ所のホールは、市内外の優れた芸術家や文化人、団体、文化協会の方々が活動拠点や発表の場として活用されておりますが、市としては統一した企画運営管理が求められているところでもあります。

平成23年度には、北杜市ホール運営検討委員会において、自主企画事業のあり方や複合施設としての運営のあり方を検討してまいります。併せて、施設および設備器具の使用料、減免に関わる運用基準等の見直し、指定管理者制度の導入等についても意見をお聞きし、よりよいホールのあり方を目指します。

第2に産業を興し、富める杜づくりについてであります。

市内全保育園で、親子食育教室や小中学校の親子を対象とした、おはよう朝ごはんコンテストなどを、本年に引き続き開催いたします。食の大切さや食生活が自然の恵みと食に関わる人々の労苦の賜であることを児童・市民に感じていただくため、各種体験の機会を提供してまいります。

食と食文化をテーマに伊予国あじの郷づくりを構想に掲げ、まちづくりに取り組んでいる愛媛県伊予市と遠隔地交流をしてまいります。それぞれの地域活性化への足がかりと、地域振興や観光振興も図れ、互いに有効な連携となると期待しております

里山整備事業につきましては、引き続き環境保全基金を活用し、森林の荒廃防止や豊かな自然環境の保全等を引き出す森林施業に対して、補助金の交付をいたします。

なお、本年は国連が定めた国際森林年でもあり、次の世代につながる健全な森林の育成に向け、さらなる啓発や事業の推進を進めてまいります。

獣害対策は、地域が一丸となって取り組まなければ、その効果が発揮できないことから、北杜市鳥獣害に強い地域づくり支援事業を創設し、事業の推進を図ってまいりましたが、依然として獣害による農作物被害は収まらない状況にあります。

平成23年度より、補助金交付期間の延長や新規狩猟免許取得者への助成、くくり罠の購入助成等、制度の拡充を図る中で、地域をあげて、より一層、被害防止に取り組めるよう事業を推進してまいります。

本市の緊急雇用対策事業は、平成21年度の事業開始以来、現在までに83事業に取り組み、その雇用人数は延べ253人におよび、多くの失業者の生活の安定に役立てたものと思っております。この事業も、平成23年度をもちまして最終年度となりますが、ふるさと雇用・緊急雇用の2つの事業で、合わせて45事業、130人の雇用を計画し、失業者の雇用機会の創出に努めてまいります。

第3に、安全・安心で明るい杜づくりであります。

北杜市健康増進計画「住んでいるだけで健康ほくと」が、平成23年度に最終年度を迎えるため、次期計画を策定いたします。山梨県立大学と連携する中で、市民の健康づくりを支える

ため、個人やグループ、団体の活動など多岐にわたる事業を展開しながら、市民と行政との協働を実現するための計画策定に取り組んでまいります。その他、地域福祉計画や障害福祉計画、介護保険事業計画などの計画も策定してまいります。

団塊の世代が、介護保険の対象者になってくることから、高齢者がいきいきと活動できる場の確保が、ますます必要になってきます。そこで元気な高齢者が、地域でボランティア活動することにより、自身の介護予防につなげることを目的に、平成23年度から一般高齢者介護予防事業により、介護支援ボランティア事業を開始してまいります。

希薄になりがちな地域のつながりを深めるとともに、その活動で得られたポイントが介護保険料への還元にもつながる仕組みとなっておりますので、普及することを大いに期待しております。障害者を支援する拠点施設となる障害者総合支援センターにつきましては、北杜市障害者地域活動支援センター事業検討委員会からの答申に基づき、平成23年度に長坂高齢者体力づくりセンターに併設し、開所を目指します。

きめ細かな交付金等も活用し、施設の改修を行い、地域活動支援事業、相談支援事業、障害者就業・生活支援センター事業やボランティア活動推進事業等を実施できるように整備し、障害者の福祉の向上を図ってまいります。

少子高齢化対策として、独自の支援策を積極的に実施してきているところでありますが、少子化の傾向は依然として続いているため、平成23年度もさらに新たな子育て支援策をいくつか実施いたします。

現代版の結い制度ともいえるファミリー・サポートセンターの市への定着を目指し、会員の方々にこれまで以上に利用していただくために、利用料金補助の創設をしてまいります。

雇用の場を充実させ、子育て世代に魅力あるまちとするため、表彰制度の創設や子育て応援マークの付与等の取り組みを行い、子育て支援に積極的な企業等への支援を実施してまいります。

地域・企業・行政が一丸となって子育て支援に取り組むことにより、人口減少に歯止めがかけられるよう努めてまいります。

平成22年度に引き続き、防災行政無線施設の整備を進めてまいります。平成23年度は武川地区と明野地区の整備を予定し、武川地区においては総合支所移転先の保健センター内に、明野地区においては総合支所に通信機器を設置するとともに、併せて両地区の子局を整備し、平成26年度までには、全市内の防災行政無線デジタル化を完了したいと考えております。

第4に基盤を整備し、豊かな杜づくりについてであります。

北杜市の土地利用や景観形成の方針を定めたまちづくり計画と景観計画を、昨年12月1日に策定したことに伴い、今後、計画の周知をさらにを行い、北杜市まちづくり条例および景観条例を今議会に提案し、本年10月1日から施行してまいります。

また、景観計画に位置付けられたサイン計画の策定を行い、公共サイン、民間サインの設置ルールを定めてまいります。

北杜市水道事業経営の効率化と一元化を図るため、平成29年度からの上水道事業への移行を目指し、北杜市水道事業経営認可申請を行い、認可となりましたので、平成23年度より事業計画に基づき整備を進めてまいります。

農業集落排水施設は、既存の施設が耐用年数を経過していることから、平成23年度から3年間の予定で、新規の補助事業を導入し、施設の劣化状況調査や施設機能を保全するための構想

計画を策定し、施設の長寿命化を図ってまいります。下水道と併せて、なお一層の接続を促進し、生活環境の向上、公衆衛生の確保、公共用水域の水質保全に努めてまいります。

広域幹線道路整備の促進につきましては、国道および県道の交差点改良や道路改良等が早期に実施されるよう、引き続き関係機関に対し要請してまいります。

本年度において市道の路線見直しと再編成を行いましたので、緊急性・重要性等を考慮する中で、平成23年度においては、市単道路整備事業で14路線の改良工事と8路線の詳細設計、また、社会資本整備総合交付金等の国庫補助事業による市道9路線を整備してまいります。

第5に、環境日本一の潤いの杜づくりについてであります。

本年3月に、御下賜100周年を迎える節目の年に山梨県民緑化まつりが、5月14日に大泉町西井出地内で開催されます。

県民一人ひとりが豊かな緑の中で、潤いと安らぎのある生活ができる環境づくりや県土保全を山梨県と連携し、推進してまいります。昨年7月に申請しておりました、平成22年度次世代エネルギーパーク構想が、本年2月末に国に認定されました。

今後、策定した構想の具体化を図るため、市民参加により基本計画の策定を行ってまいります。地球温暖化対策として、本市と民間企業との共同申請によります村山六ヶ村堰における3カ所の小水力発電事業を官民パートナーシップにより積極的に推進し、平成23年度中の運転開始を目指してまいります。

第6に交流を深め、躍進の杜づくりについてであります。

国内の姉妹・友好都市とは、毎年各種イベント等へ参加し、農産物の販売や市内の団体が伝統芸能を披露するなど、活発な交流が行われておりますので、平成23年度もさらなる交流が深まるよう努めてまいります。

第7に、品格の高い感動の杜づくりについてであります。

市のフィルムコミッションの本年度実績は、NHK大河ドラマ「江」の撮影をはじめ、映画「のぼうの城」のほか35本の映画撮影やテレビ収録、コマーシャル撮影等、さまざまなフィルム制作の支援を行い、市の知名度アップに寄与しております。

平成23年度も各種撮影を積極的に受け入れ、市民の協力や市民有志「エジソンの会」等との協働などを通して、市のイメージアップと観光客の誘客に努めてまいります。

年間を通じて観光キャンペーンや芸術をテーマにした稲絵アートの制作、ベビーズ・ヴァカINSTAウンの推進など、さまざまな機会を通して、本市の知名度アップと観光客の誘客を促進し、本市を訪れる観光客の安全・安心に応え、品格の高い観光地づくりを市民とともに進めてまいります。

国指定天然記念物 山高神代桜は、北杜市を代表するシンボルの一つであり、樹齢が2千年ともいわれる古木であります。平成14年度から4年計画での、大規模な樹勢回復工事から5年が経過し、樹冠の低い位置では回復の兆しが見られるものの、高い位置では枯れ下がり等の進行が見られることから、再度、樹勢回復検討委員会を開催し、樹勢回復に向けての対策を検討してまいります。

また朝鮮の人々とも親しく交流し、国境を越え、こよなく朝鮮を愛した日本人である浅川巧の生誕120年という節目の年にあたり、巧の業績を顕彰し、次の世代に語り継いでいくため、4月から12月の間、浅川伯教・巧兄弟資料館において、特別企画展、講演・講座等を開催してまいります。

第8に、連帯感のある和の杜づくりについてであります。

市民が交流できる施設として、旧武川村時代から要望がありましたコミュニティセンター施設につきましては、周辺施設の老朽化や建設予定地も確保されていることから、庁内検討会で検討し、武川教育福祉センターと武川会館の機能に加え、子育て支援や防災などの複合施設として建設することとしました。

今後は地元関係者などによる建設検討委員会において、基本的な配置等にご意見をいただきながら、施設建設を進めてまいります。

また、温泉施設や道の駅などの公共施設について、修繕の見込みや利用状況の推移、今後の管理のあり方などをマネジメント調査してまいります。交付金・補助金、公共事業などにより、黙っていても国や県が何とかしてくれるだろうという時代は終わりました。

新しい発想、大胆な提案が求められていますので、まさにベンチャー自治体として、北杜市の特徴を前面に出し、失敗を恐れず挑戦することに全力を傾注して、市政運営に当たってまいります。

次に提出案件の内容につきまして、ご説明申し上げます。

提出いたしました案件は条例案7件、補正予算16件、平成23年度当初予算案22件、契約案件1件、同意案件2件、その他案件1件であります。

はじめに平成23年度当初予算の編成に当たりまして、その基本的な考え方を申し上げます。

来年度の財政状況を見ますと、市税収入がほぼ本年度なみと見込まれますが、普通交付税が平成27年度から5年間で段階的に縮減されることにより、平成32年度には約35億円が減額される見込みであることから、より一層の歳入確保に努める必要があります。

一方、市債の繰上償還などの財政健全化の取り組みの成果として、公債費の大幅減等が進む中で、生活保護費、障害者扶助費等の義務的経費の増加や統合小学校やコミュニティセンターの建設等、新たな大型事業が予定されるなど、引き続き厳しい財政運営が予想されます。このような厳しい財政状況の中で、来年度の予算は徹底した歳入歳出の見直しを行い、一般会計の予算規模を約14億円縮減することができました。

歳入面では、税収の確保に努めるとともに、市債の発行額を当該年度の元金償還額の範囲内に抑制して、市債の残高を増加させない方針を堅持し、今年度に引き続き、財政調整基金の取り崩しを回避することができました。

歳出面では、定員適正化計画に基づく職員数の削減に合わせ、引き続き特別職や管理職の給与を減額するとともに、公共事業費については、前年度の97%以内とする等の厳しいシーリングの設定に加え、市単独補助金の見直しなども行ったところであります。

こうした中にありましても、財政の健全化を推進し、持続可能な財政運営の確立に努めることによって、北杜市総合計画の着実な推進を図り、人と自然と文化が躍動する環境創造都市の実現に向けた、諸施策を積極的に展開していくことといたしました。

具体的には、来年度につきましても、少子化対策に全力を挙げて取り組むこととし、ファミリー・サポートセンターの利便性の向上を図るとともに、子育て支援に積極的な企業への支援を行う等、さまざまな事業を新たに実施することとしております。

さらに仮称、長坂統合小学校や仮称、武川コミュニティセンターの建設、NEDOからの無償譲渡に伴う北杜サイト太陽光発電所の管理運営など、本市の重要課題に的確に対応するとともに、引き続き市債の繰上償還を積極的に行うことといたしました。

このように不断の努力と工夫を重ね、限られた財源の重点的かつ効率的な配分に努めることにより、市債の繰上償還を考慮すると、一般財源で、本年度に比べ12億7千万円以上を節減した、予算を編成したところであります。

以上のような考えに基づき、当初予算を編成しました結果、平成23年度北杜市一般会計予算の総額は270億158万1千円となっております。

その主なるものにつきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、教育・文化の充実についてであります。

平成25年4月に、仮称、長坂統合小学校を開校するため、同小学校の建設事業費として、10億877万6千円を計上しております。また今年度、各小中学校に設置いたしました太陽光発電の余剰電力分を、原っぱ教育創生事業に還元することとし、合わせて4,467万6千円を計上しております。

さらに、施設の老朽化等に伴い、明野学校給食センターと白州小中学校給食調理場の機能を、それぞれ北杜南学校給食センターと長坂学校給食センターに統合することとし、5,382万5千円を計上しております。

また、平成23年度末に閉校する増富小学校の閉校記念事業に対し、300万円を上限として助成することとしております。

次に、農林業の振興についてであります。

地域活性化のため、地域おこし協力隊の支援に3,500万円を計上しております。また地産地消推進事業に2,940万9千円、里山整備事業に1,900万円を計上しております。さらに鳥獣害に強い地域づくり支援事業の助成期間や対象を拡充し、195万2千円を計上しております。

次に、少子化対策についてであります。

結婚・出産の支援として、妊婦健診の充実と受診助成のため、2,370万4千円計上しております。また、婚活への支援やお産の場づくりの推進も図ってまいります。さらに子育て支援サービスの充実として、新たにファミリー・サポートセンターの利用料に対し、助成することとしております。また仮称、長坂統合小学校の建設に伴い、同校地内に新長坂放課後児童クラブを建設するための設計費等、834万2千円を計上しております。さらに経済的負担の軽減として、子宮頸ガン等のワクチン接種事業に6,233万5千円を計上しております。

次に、防災対策であります。

明野、武川地区に防災無線の子局を整備する経費として、8,804万4千円を計上しております。

次に、環境対策についてであります。

北杜サイト太陽光発電所を管理運営し、環境教育などに活用するため、1,809万7千円を計上しております。また、三峰川電力株式会社と官民パートナーシップにより、小水力発電の導入を進めていくため、所要の経費を計上しております。

次に、国際交流の推進と観光振興等についてであります。

浅川巧生誕120周年を記念して、日韓両国内で、同氏を顕彰する記念事業を実施することとし、合わせて561万3千円を計上しております。また、リトリートの杜の推進に450万円、観光地域づくりプラットフォームの支援に552万円を計上するなど、総合的に観光事業を推進してまいります。

次に、まちづくりの推進についてであります。

仮称、武川コミュニティセンター建設のため、設計費等、1,470万5千円を計上しております。また、武川総合支所が武川保健センター内に移転することに伴い、同センターの改修を行う経費、944万7千円を計上しております。

なお、平成23年度も緊急雇用対策事業として、2億2,990万4千円を計上することとし、130人の雇用創出を図ってまいります。

次に、特別会計予算であります。

国民健康保険特別会計など、20の特別会計の予算総額は166億7,831万2千円であります。

主なものとして、簡易水道施設整備事業に4億947万5千円、公共下水道整備事業に3億1,491万3千円などを計上しております。また、病院事業特別会計につきましては、収益的収入の予定額を37億1,558万2千円、収益的支出の予定額を40億7,731万6千円と定め、資本的収入の予定額を3億5,351万6千円、資本的支出の予定額を6億3,376万5千円と定めたもので、うち甲陽病院建設事業に9,776万1千円を計上しております。

次に補正予算につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、議案3号の平成22年度北杜市一般会計補正予算(第8号)につきましては1億7,492万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ299億9,668万7千円と定めるものであります。

主なものは、歳入では市税、地方交付税、繰越金などの増額と市債などの減額であります。

歳出につきましては、峡北ふるさと市町村圏基金返還金の公共施設整備基金への積み立てや市債の繰上償還などを計上するとともに、公共事業等の事業費の確定による減額、不用額の整理などを行っております。

次に、特別会計補正予算についてであります。

北杜市病院事業特別会計を除き、北杜市国民健康保険特別会計をはじめ、14の特別会計を合わせまして、5億9,218万1千円を減額し、補正後の予算総額を163億8,159万8千円と定めるものであります。

議案第4号 平成22年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)につきましては、後期高齢者支援金および、保険財政共同安定化事業拠出金などの減額が主なものであります。

議案第5号 平成22年度北杜市老人保健特別会計補正予算(第2号)につきましては、今年度で特別会計が廃止になることに伴う、清算等によるものであります。

議案第6号 平成22年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の減額によるものであります。

議案第7号 平成22年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第3号)につきましては、介護サービス給付費の減額によるものであります。

議案第8号 平成22年度北杜市居宅介護支援事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、介護予防サービス計画給付費の減額によるものであります。

議案第9号 平成22年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)から、議案第11号 平成22年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)までの3案件につきましては、いずれも事業費の確定などによる減額であります。

議案第12号 平成22年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計補正予算(第2号)につきましては、教育費国庫負担金の交付決定額の確定によるものであります。

議案第13号 平成22年度北杜市病院事業特別会計補正予算(第3号)につきましては、甲陽病院療養病棟建設改良費の減額であります。

議案第14号 平成22年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算(第2号)につきましては、財政調整基金への積立金を計上したものであります。

議案第15号 平成22年度北杜市明野財産区特別会計補正予算(第1号)から、議案第17号 平成22年度北杜市高根財産区特別会計補正予算(第1号)までの3案件につきましては、いずれも事業費の確定などによるものであります。

議案第18号 平成22年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算(第2号)につきましては、組合運営調整基金への積立金を計上したものであります。

次に条例案件等につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに議案第19号 北杜市まちづくり条例の制定についてであります。

北杜市のまちづくりについて、秩序ある土地利用と市民参加によるまちづくりを推進し、優れた自然と美しい風景に調和した北杜市の創造に資することを目的に、土地利用や建築等に関する事項を定め、条例を制定するものであります。

次に議案第20号 北杜市景観条例の制定についてであります。

北杜市の良好な景観形成を推進するために、市民、事業者、観光客等および市の協働による景観まちづくりを進め、北杜市の美しく風格のある風景づくりの推進、愛着と誇りの持てる郷土の実現を図ることを目的に、条例を制定するものであります。

次に議案第21号 北杜市特別会計設置条例の一部を改正する条例についてであります。

老人保健特別会計について、平成22年度をもって廃止とするため、所要の改正を行うものであります。

次に議案第22号 北杜市訪問看護ステーション条例の一部を改正する条例についてであります。

北杜市立八ヶ岳訪問看護ステーションについては、甲陽病院の療養病棟建て替えに伴い、甲陽病院から長坂総合支所へ移転するため、所要の改正を行うものであります。

次に議案第23号 北杜市知的障害者通所授産施設条例の全部改正についてであります。

当該施設を障害者自立支援法によるサービス事業所に移行することに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に議案第24号 北杜市清里駐車場条例の一部を改正する条例についてであります。

清里地域の観光客数の減少に伴い、利用率の低下している駐車場の一部を廃止し、その他の駐車場に機能を集約することで、効率的な運営を行うため、所要の改正を行うものであります。

次に議案第25号 北杜市学校建設等基金条例を廃止する条例についてであります。

当該基金を廃止し、公共施設整備基金に一本化することにより、運用方法の改善を図るため、当該条例の廃止を行うものであります。

次に議案第26号については、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業において、事業計画の概要について、土地改良法に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に議案第27号 委託変更契約の締結についてであります。

巨摩こ線道路橋架替工事東日本旅客鉄道株式会社委託契約について、電気設備の支障移転費

減額に伴う変更契約を締結する必要があるため、議会の議決を求めるものであります。

次に人事案件について、ご説明申し上げます。

同意第1号 肥道山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任および同意第2号 八ヶ岳山恩賜県有財産保護組合議会議員の選任につきましては、委員等の任期満了に伴い、新たに財産区管理委員会委員等を選任する必要があるため、議会の同意を求めるものであります。

以上、私の所信の一端と提案いたしました案件につきまして、ご説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

なお、定例会でありますので追加案件もあろうかと思いますが、よろしくご理解をお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

ここで、暫時休憩をいたします。

再開を11時20分といたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時20分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長の説明が終わりました。

ただいま、議題となっております49件のうち議案第21号から議案第24号まで、議案第26号および議案第28号から議案第49号まで27件は、所管の常任委員会に付託することになっておりますので、ここで総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっております議案第21号から議案第24号まで、議案第26号および議案第28号から議案第49号までの27件につきましては、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（秋山俊和君）

日程第27 議案第27号 委託変更契約の締結について（巨摩こ線道路橋架替工事東日本旅客鉄道株式会社委託）の内容説明を求めます。

清水企画部長。

○企画部長（清水克己君）

議案第27号 委託変更契約の締結（巨摩こ線道路橋架替工事東日本旅客鉄道株式会社委託）について、ご説明をいたします。

平成20年第2回北杜市議会定例会において、平成20年6月26日に議決をされた巨摩こ線道路橋架替工事東日本旅客鉄道株式会社委託契約について、委託変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号、ならびに北杜市議会の議会に付すべく契約及び財産の取得、または処分の範囲を定める条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的 巨摩こ線道路橋架替工事東日本旅客鉄道株式会社委託

契約金額 変更前 11億7,125万3千円

変更後 10億6,526万8千円

契約の相手方 東京都八王子市旭町1番8号

東日本旅客鉄道株式会社 八王子支社長 出口秀已

変更契約の理由でございますけども、電気設備の支障移転費の減額に伴い、変更契約を行う必要が生じたものでございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決をいただけますよう、お願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第27号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第27号 委託変更契約の締結について（巨摩こ線道路橋架替工事東日本旅客鉄道株式会社委託）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第52 請願第1号 環太平洋経済連携協定（TPP）への参加に反対し、食料・農林水産業・地域経済を守るための請願書を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

4番議員、清水進君。

○4番議員（清水進君）

請願第1号について、朗読をもって提案をさせていただきます。

平成23年2月24日

環太平洋経済連携協定（TPP）への参加に反対し、食料・農林水産業・地域経済を守るための請願書

請願人

山梨県北杜市武川町宮脇2105-1

亀井重治

山梨県北杜市白州町鳥原2667

海野松雄

紹介議員 清水進

北杜市議会議長 秋山俊和殿

請願趣旨

請願事項

1. 環太平洋経済連携協定（TPP）への参加は、国内農林水産業に甚大な影響を与え、わが国の食料安全保障にも大きく影響することから、参加は行わないこと。
2. 国際貿易交渉にあたっては、事前に十分な国民の合意形成を図り、各分野において適切な対応策を明示し、実施すること。

請願理由

政府は現在、環太平洋経済連携協定（TPP）交渉への参加を検討しているが、関税撤廃の例外を認めないTPPが締結されれば、結果として農林水産業をはじめ、関連産業を含む地域経済・社会が崩壊することは必至です。

またTPPにより、金融、保険、食品、安全性など、あらゆる分野に関するわが国の仕組み、基準が変更を余儀なくされ、私たちの暮らしが一変してしまう可能性があります。

今、わが国に必要なのは、目先の経済的利益の追求や環境破壊、格差拡大ではなく、国民が望む安全・安心な食料の安定供給を図り、農林水産業が果たしている地域経済、社会、雇用の安定確保を図ることです。

世界中から食料を買い求めることは、持続的に続けられません。地球の将来を考え、人口増大に備え、各国が食料の増産と地域社会の安定に努力することが必要です。

自然の恵みに感謝し、食べ物を大切に、美しい農山漁村を守り、人々が支え合い、心豊かに暮らし続け、日本人として品格ある国家をつかっていくためにも、TPP交渉に参加しないよう、強く要請をいたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出していただくよう要請をいたします。

提出先

内閣総理大臣

財務大臣

外務大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

以上であります。

○議長（秋山俊和君）

請願の趣旨説明が終わりました。

お諮りいたします。

本件は、所管である経済環境常任委員会に付託し、審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は経済環境常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第53 請願第2号 最低保障年金制度の創設を求める請願書を議題とします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

19番議員、中村隆一君。

○19番議員(中村隆一君)

請願第2号、朗読をもって提案したいと思います。

2011年2月25日受付

北杜市議会議長 秋山俊和様

全日本年金者組合金山梨県本部北杜支部
支部部長 山田和民

最低保障年金制度の創設を求める請願書

市民生活の向上と福祉の増進への責職のご尽力に敬意を表します。

私たち全日本年金者組合は、年金制度の抜本的な改革、後期高齢者医療制度の見直しなど、高齢者の生活を守る諸課題と一人ぼっちの高齢者をなくそうと、高齢者の親睦・交流にも取り組んでおります。

現状では、国民年金は40年の満額支給でも生活保護基準を下回り、年金受給資格年数25年のために切り捨てられ、無年金・低年金で苦しい生活を強いられている人は、全国で100万人を超えるといわれております。

北杜市でも65歳以上の高齢者人口1万4,589人、平成21年4月から国民年金老齢基礎年金受給者1万3,660人。平成20年度末を差し引くと、900人程度の無年金者がいると推定されます。

老齢基礎年金の支給額平均は年額で61万4千円、月額5万1千円に過ぎません。さらに来年度の年金額の引き下げも決定しています。

私たち全日本年金者組合は、こうした現状をふまえ、憲法25条の生存権を国民に保障するために、最低保障年金制度の実現をはじめ、年金制度の充実が必要であると考えています。

平成22年11月、全国市長会は国の施策および予算に関する提言49件をまとめ、国民年金に関する提言においては、持続可能な年金制度の構築のため、最低保障年金の検討など4項目を提言しています。

北杜市市議会がこれらの状況をふまえて、下記事項について地方自治法第99条により、国への意見書を提出されるよう、ご尽力いただきたく要請します。

記

1. 全額国庫負担の最低保障年金制度を創設すること。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

請願の趣旨説明が終わりました。

お諮りいたします。

本件は、所管である文教厚生常任委員会に付託し、審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、請願第2号は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第54 選挙第1号 下来澤恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

下来澤恩賜県有財産保護組合議会議員に、お手元に配布いたしましたとおりの4人を指名いたします。

ただいま、議長が指名いたしました4人を下来澤恩賜県有財産保護組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました諸君が下来澤恩賜県有財産保護組合議会議員に当選されました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は3月11日、午前10時に開きますので、全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変、ご苦労さまでございました。

散会 午前11時35分

平成 2 3 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

3 月 1 1 日

平成23年第1回北杜市議会定例会（2日目）

平成23年3月11日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

追加日程第1 議長不信任案の件

- 日程第1 議案第3号 平成22年度北杜市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第2 議案第4号 平成22年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第3 議案第5号 平成22年度北杜市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第4 議案第6号 平成22年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議案第7号 平成22年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議案第8号 平成22年度北杜市居宅介護支援事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第9号 平成22年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第10号 平成22年度北杜市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第11号 平成22年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第12号 平成22年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第13号 平成22年度北杜市病院事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第14号 平成22年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第15号 平成22年度北杜市明野財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第16号 平成22年度北杜市須玉財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第17号 平成22年度北杜市高根財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第18号 平成22年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 選挙第2号 峡北広域行政事務組合議会議員の選挙
- 日程第18 選挙第3号 峡北地域広域水道企業団議会議員の選挙
- 日程第19 選挙第4号 山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

2.出席議員（22人）

1番	小須田稔	2番	中山宏樹
3番	相吉正一	4番	清水進
5番	野中真理子	6番	篠原眞清
7番	風間利子	8番	坂本静
9番	小林忠雄	10番	中嶋新
11番	保坂多枝子	12番	利根川昇
13番	千野秀一	14番	小尾直知
15番	渡邊英子	16番	内田俊彦
17番	坂本治年	18番	秋山九一
19番	中村隆一	20番	清水壽昌
21番	秋山俊和	22番	渡邊陽一

3.欠席議員（なし）

4.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（27人）

市長	白倉政司	副市長	三井弘之
総務部長	進藤芳彦	企画部長	清水克己
市民部長	比奈田善彦	福祉部長	原かつみ
生活環境部長	堀内誠	産業観光部長	名取重幹
建設部長	深沢朝男	教育長	井出武男
教育次長	山田栄明	教育次長(図書館担当)	老松正樹
会計管理者	坂本正輝	監査委員事務局長・ 農業委員会事務局長	清水春昭
明野総合支所長	堀内健二	須玉総合支所長	小澤信義
高根総合支所長	浅川明男	長坂総合支所長	輿石君夫
大泉総合支所長	浅川正己	小淵沢総合支所長	坂本敏二
白州総合支所長	伏見常雄	武川総合支所長	松永直樹
政策秘書課長	坂本吉彦	総務課長	菊原忍
企画課長	大芝正和	財政課長	秋元達也
収納課長	名取文昭		

5 . 職務のため議場に出席した者の職氏名 (3 人)

議会事務局長	伊藤 精二
議会書記	上村 法広
”	小澤 章夫

開議 午前10時00分

○議長（秋山俊和君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は22人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

諸報告をいたします。

峡北地域広域水道企業団議会から報告がございます。

中嶋新議員、報告をお願いいたします。

中嶋新君。

○10番議員（中嶋新君）

報告書の朗読をもって、報告に代えさせていただきます。

北杜市議会議長 秋山俊和殿

峡北地域広域水道企業団議会定例会の報告をいたします。

平成23年第1回峡北地域広域水道企業団議会3月定例会が3月2日、水曜日、午後3時より企業団事務所議場において開催され、中山宏樹議員、清水進議員、小林忠雄議員、千野秀一議員、小尾直知議員、坂本治年議員と私の7人で出席いたしました。

今回の定例会に提出されました議案は条例案件1件、予算案件2件、同意案件1件の合計4件であります。

議案の概要について、説明いたします。

議案第1号 職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正については、山梨県人事委員会の勧告に鑑み、職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する必要があることから、条例の一部を改正するものであります。

議案第2号 平成22年度水道事業会計補正予算（第1号）についてです。

まず三条予算の収益的収入の水道事業収益については、大門ダム共同発電売電収益等の確定により719万2千円を増額し、10億9,744万8千円とすることとし、また四条予算の資本的支出についても建設改良事業費確定により、3,701万3千円を減額し、5億953万8千円とするものです。

続きまして、議案第3号 平成23年度水道用水供給事業会計予算についてです。

三条予算では、給水収益の10億7,604万円を主なものとした水道事業収益が10億9,651万8千円であり、これに対する水道事業費用は8億7,556万1千円となっています。費用の内訳は、営業費用が7億4,924万円。企業債利息8,771万5千円を含めた営業外費用が1億2,532万1千円です。

また四条予算では、企業債元金償還分の構成市からの出資金である資本的収入の予算額は7,034万5千円であり、前年度に比較し、164万円の増額。対前年度比2.39%の増となっています。

その一方、建設改良費と企業債償還金を合わせた資本的支出の予算額は、4億9,626万7千円であり、前年度と比較して5,028万4千円の減額。対前年度比9.20%の減となっています。また、資本的支出の内訳については、大門系施設の更新事業を中心とした建設改良費が1億8,651万8千円。企業債の元金分である償還金が3億974万9千円となってお

り、建設改良費が5,797万5千円の減額。対前年度比23.71%の減となった反面、企業債償還金は769万1千円の増額。対前年度比2.55%の増となっております。

続いて同意案件であります。監査委員であった有泉庸一郎議員の監査委員辞任に伴い、新たに清水正二議員を監査委員に選任するものです。

以上4議案については、いずれも原案のとおり可決されました。

また一般質問ですが、清水進議員が次の項目について質問を行いました。

1. 塩川ダム湖底のヒ素測定値の公表について。
2. 送水使用率の低下に対する対策について。
3. 厳しい財政状況の認識と改善策について。

以上で、峡北地域広域水道企業団議会定例会の報告を終わります。

なお、議案および審議資料は議会事務局に備えてありますので、ご参照願います。

○議長（秋山俊和君）

大変、ご苦労さまでした。

以上で、諸報告を終わります。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承を願います。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布のとおりであります。

（「議長、動議。」の声）

（「議長不信任の動議を提出いたします。」の声）

ただいまの動議に賛成の方は、いらっしゃいますか。

（「賛成。」の声）

所定の賛成者がおりますので、動議は成立しました。

お諮りいたします。

議長不信任の動議を日程に追加し、議長不信任の件を追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議長不信任の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

私の一身上に関する問題でありますので、副議長に議事進行をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時08分

○副議長（内田俊彦君）

再開いたします。

これから議長に代わりまして、私が議長を務めさせていただきます。

追加日程第1 議長不信任案の件を議題といたします。

議長の一身上に関する問題でありますので、地方自治法第117条の規定により、議長 秋山俊和君の退席を求めます。

（退席）

提出者の説明を求めます。

5番、野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

ただいま、追加日程となりました議長不信任について、説明いたします。

秋山俊和議長は、平成20年、議員改正後の初めての定例会冒頭で政治倫理の向上、市民に開かれた議会、政策能力向上などの議会改革に取り組んでまいりますと強い決意を表明されました。また、平成22年11月の臨時会でも議会において全議員にお諮りし、議会改革について、今後、全議員で議論を深めていくこととしましたと述べられています。

議会改革を掲げられて議長席に就かれてから、この2年間で全国的にはマスコミを通じて、地方議会のアンケートが行われたり、個々の議員の質問回数など、議員の実態が取り上げられたりするなど、市民、住民の方の議会に向ける目は今までになく鋭く、厳しくなっています。

先進的な議会では、委員会での調査活動の充実や活発な議員間討議により、政策能力を高め、議会報告会などの開催やインターネット議会中継で、広く住民へ開かれた議会を目指し、議会基本条例によって、市民と議会との約束事を明確に示すなどの議会改革を推進しています。これらはもちろん、議長一人の力でできることではありませんが、秋山議長はこの間、昨年9月定例会で渡邊陽一議員から提出された、全議員による議会改革特別委員会設置の動議や、議員からの議会改革に関する申し入れ等を、北杜市議会の議会改革に取り組むきっかけとして生かすことすら、されませんでした。

また、この数カ月、議員個人の言動に関する長時間の話し合いは行われましたが、今後の議会のあり方を議論する場合は、まったくと言っていいほどありませんでした。これでは、議会改革に取り組む議会と、そうでない北杜市議会の差は開くばかりです。

議会改革には、全議員で活発に議論をすることが不可欠でありますし、その大前提は公平・公正な立場で議会運営を行い、改革を推進する議長への信頼がどうしても必要です。残念ながら、秋山俊和議長には、これまで議会改革に取り組む積極的な姿勢が見られず、成果も出せなかったと言わざるを得ません。

これをもちまして、秋山議長に対する議長不信任案の理由とさせていただきます。

○副議長（内田俊彦君）

提案理由の説明が終わりました。

本案に対する質疑は省略し、これから討論に入ります。

討論はありませんか。

先に不信任案に対しまして、反対の討論の方から討論をお願いいたします。

千野秀一君。

○13番議員（千野秀一君）

ただいまの動議に対しまして、反対の立場で討論をいたします。

まず、議長の、あるいは副議長の任期は議員の任期とされております。議員必携には、議長の交代制を取っている例もありますが、法定どおり4年とすべきであり、厳に慎むべきとあります。北杜市議会においても交代制など、特段の申し合わせはありませんが、病気その他、やむを得ない事由によって辞職願が出され、交代した例は過去にありましたが、その判断はすべて議長本人によることは、当然であります。

さて、先ほど話もありましたけども、北杜市議会2期目のスタートは波乱万丈でありました。

就任早々、同僚議員が収賄容疑で逮捕されるといった事件が起きてしまいました。その後、議長は、全議員に報道に対する記者会見の内容について諮り、そして合意をもって議長、副議長がテレビの前で深くと頭を下げ、陳謝をいたしました。その姿は、今でも強烈に目に焼きついております。

その後、速やかに北杜市議会議員倫理規程の制定に向け特別委員会を設置し、著名な講師を招いての学習会の開催、他の市の状況調査など十分な時間をかけ、制定をいたしました。この間、議長は協議が難航した場面になると必ず的確なアドバイスと、他部・機関などへも調査要請を行い、その行動力と見識の高さは目を見張るほどでありました。

また議員それぞれを尊重し、議会に対する多様な市民の声も真摯に受け止め、的確な対応を行うなど、北杜市議会の信頼向上にける情熱は、その後2年を経た現在でもなんら変わることなく、責任をまっとうしておられます。

提案理由の中に、議会改革の話もありました。しかし、この間、委員会構成の場面において、まったく、その指導力も発揮しないような話も聞いておりますが、この議会の混乱のもとといえますのは、議長が座長の指名、年長者と議会の進行、そしてそこでの結論に対し、年長者指名の誤りと結論の正当性があるにもかかわらず、新座長により新しい結論が出る可能性があるという申し出に対し、会議を設定いたしました。

しかし、その後、30時間を要しましたが、その間、当初、結論が出た清水進議員の、みずから総務へ移るという前言を撤回し、そして会議がその後、30何時間にも及ぶ結果になってしまいました。しかし、その都度、議長はその8人の委員の権限を尊重し、皆さんで出すといった結論が出るまで、十分、時間をかけて待ちますというような態度を示しました。結果として9回の会議を行い、延べ34時間20分を要し、秋山九一議員が総務へ移動するということで、終結を見ました。

そういうふうに、議長はことごとく個々の議員を尊重し、議員の意見を聞くという態度を今日まで貫いてまいりました。そのことにより、反対討論としましては、まったく議長に瑕疵はないということで、先ほどの提案に対しては反対をいたします。

○副議長（内田俊彦君）

次に、賛成の方の討論はございますか。

17番、坂本治年君。

○17番議員（坂本治年君）

秋山議長の不信任動議に賛成の立場で、討論を行います。

今期の北杜市議会も2年が経過し、12月1日で常任委員会は任期満了となりました。12月議会は新しい常任委員が行うのが通例であります。しかし、経済環境常任委員会の構成を巡り紛糾し、委員会構成ができませんでした。12月定例会は前委員の後任者が選任されるまで在任するという、異例の議会となりました。この局面を打開し、収集すべき立場の議長の行動と言動は公平・中立性に著しく欠け、議会を代表する議長の職務を果たす自覚がなく、また議会をまとめて、市民に公開する務めを果たしたとは言えません。今後、公平・中立の議会運営、議会改革等は期待できません。

以上をもって、議長の不信任動議の賛成討論といたします。

○副議長（内田俊彦君）

次に、反対の方の討論はございますか。

12番、利根川昇君。

○12番議員（利根川昇君）

私もこの不信任動議に対しては、反対の立場で討論いたします。

秋山議長は、的確な判断と素早い行動で強いリーダーシップを発揮し、議会の秩序維持に日々努めております。この2年間の議会の中で、いくつか思い出すことがございますが、私は1つの例として、昨年の決算特別委員会での審査中の件にふれたいと思います。

決算書への表記の件で指摘したところ、委員長である坂本静議員、また議会代表の監査委員、また数人の議員は監査委員事務局へ行き、執行側当局と接点を持ったと聞いております。本来、二元代表制のもと、なれ合いをなくし、きちんと指摘して、説明と修正を求めるのが議会のとるべき立場である。元監査委員であったからとか、元監査委員事務局に勤めていたからとか、元その団体の長をしていたからとか、説明に行ったとか、いろんな意見が出ました。個人的に行ったとか、まさに、その場しのぎとしか思えないような言い訳を繰り返していたことをはっきりと覚えています。

長時間の話し合いをいたしました。その中で決算委員会は、決算委員会にすべての権限があり、たとえ議長・副議長とて一議員であり、議長・副議長の権限は議場の中にしかなくて、入室したことについては同罪であると。リーダーとして注意したことには、あべこべに、越権行為であるという発言をしておりました。最終的には、彼ら数人の議員は反省しているということで陳謝したのが、これが経過なんです。

そのときには、議長・副議長の権限を全面的に否定しておきながら、議長にリーダーシップが欠けているとかということ言うのであれば、論理的にはまったく逆ではないですか。このときの1件を例に私は挙げましたが、正當にきちんとした扱いをしてきているではありませんか。このように冷静かつ沈着な行動をしている秋山議長に対して、不信任を突きつけるなどは、私には考えられることはありません。

以上の理由により、私はこの動議に反対いたします。

○副議長（内田俊彦君）

次に、賛成の方の討論はございますか。

小林忠雄議員。

○9番議員（小林忠雄君）

秋山議長不信任について、賛成の立場で討論をいたします。

昨今の秋山議長の本会議や全員協議会等の進め方を見ると、言動の一部には公平・中立性が欠け、このままでは議会改革はおろか、議会運営に大きな支障を来し、到底、市民の負託に応えることはできないものと判断せざるを得ません。

ここに議長不信任動議に対し、賛成の立場で討論をいたします。

まず1つとして、12月定例会において各常任委員会などの改選期を迎え、経済環境常任委員会の委員会構成を巡り、先ほど千野議員からもありましたが、長時間にわたりました。再三、空転いたし、紛糾いたしました。委員会構成が非常に遅れたことに対する責任であります。

本来はこの局面を開き、収集すべき立場にあるにも関わらず、行動と言動は公平・中立性に著しく欠け、議会を代表する議長の職務を果たしているとは思えません。

今回のような事案が発生した場合には、リーダーシップを発揮し、直ちに収集にあたるのが職務であります。一方に偏ることなく、公平・公正な議会づくりの役割が果たされていないか

らであります。

第2は議会の権限、役割は各議員の意見を尊重し、公平・公正な議会運営を図ることにあります。特定の市議動議の進行過程において、言動と行動に議長としての公平・中立性に欠けるところがあった。また議長就任時、また各種記念行事等の席におきましては、議会改革を進めるとき発言をしておりますが、現実には具体的な改革に手が付けられておりません。

議会活動を市民の皆さまに知ってもらうことが大切であります。そのために、私たちは全国各地に視察や研修にも行っております。直近では、大分県で開催された全国市議会議長会研究フォーラム in 大分において、非常に中身の濃い内容でありまして、非常に私どもは感激いたしました。

このように、せっかく研修等に行っておきながら、それを役立てない、役立てようとしない、議長のリーダーシップは著しく欠けていると、こんなふうに思います。

以上の理由により、秋山議長の不信任案に賛成の立場で討論いたします。

○副議長（内田俊彦君）

次に、反対討論はございますか。

小尾直知議員。

○14番議員（小尾直知君）

議長不信任案への反対討論を行います。

昨年の12月議会において、各常任委員会の編成替えを行うにあたり、全議員の希望をとり、その結果、経済環境常任委員会が1人オーバーとなり、協議の結果、11月30日、清水進議員が希望を総務常任委員会へ変更することで合意され、議会運営委員会に報告され、異議なく了承されました。

そのことを全員協議会に報告した折、議会運営委員でもある篠原眞清議員より、座長が最高齢者でなかったことを理由に、再度、協議の申し入れがありました。議会運営委員として、あるまじき発言であります。議会事務局長の調査による見解も、会議で決めたことは無効とはならないとのことでしたが、秋山議長は本来ではあり得ない再協議を許可し、8人での協議は座長を小林忠雄議員が務めることとし始めましたが、まず、前回、総務常任委員会に希望を変更した清水進議員の経済環境常任委員会に再度、変更したいとのことで、1人オーバーでの協議が始まり、はじめに清水議員に、なぜ希望が変わったかとの問いに、11月30日の協議の折には、家庭の事情により早く帰りがかったので、みずから総務常任委員会を希望したとの理由でした。あまりにも身勝手な、会議を侮辱する許し難い発言でありました。座長は、それを許し、その後、延べ34時間にも及ぶ協議がなされ、2月になって、ようやく決定しましたが、議員の合意を優先させ、一人ひとりの意見を尊重する姿勢は議長として素晴らしい運営をされました。

よって、議長不信任案への反対討論といたします。

○副議長（内田俊彦君）

次に、賛成の方の討論はございますか。

中村隆一君。

○19番議員（中村隆一君）

私は、議長不信任案に賛成の立場で討論に参加します。

昨年、第2回北杜市議会臨時会が11月30日に開かれました。その事前の議会運営委員会

の席で、私たち議員は4年の任期半ば、議長・副議長はその職を辞して、後進に円満に道を譲る気持ちがあるかどうか、議長・副議長に聞きました。その答えは、議員の任期は4年である。任期いっぱいやるとの返答でした。その後、任期2年の3つの常任委員会委員の改選が思いのほか、時間がかかりましたが、2月25日、臨時会で改選されました。そして、広域行政事務組合議会議員、水道企業団議会議員も2年の任期で改選される運びになりました。また、議会選出の監査委員も2年を経て、辞表を提出しました。残るは議長・副議長が辞表を提出して、後進に道を譲る気があるかどうかです。

私と明政クラブ代表、市民フォーラム副代表の3人は、3つの会派を代表して、3月1日に議長に職を辞して、後進に道を譲るよう申し入れを行いました。議長は副議長と相談をするので、時間をくれといいました。私たち3つの会派の代表は、3月議会が始まるので、早く結論を出すことを要求しました。その後も、議長からはなんの回答もありませんでした。

合併後、最初の北杜市議会でも2年が経ち、議長が辞めなかったため、不信任案可決により新しい議長を選出した経過があります。

公正・公平であるべき議会運営に偏りが見られ、多くの議員から不平・不満が出ていることを承知しながら、居直っているとしか思えません。議長、あなたに求められているのは、議会の空気を察して、いさぎよく議長の席を後進に譲る度量です。いつまでも議長職に固執しているのですか。名誉のためですか。この不信任案が可決されれば、あなたは名誉を失います。世界を見れば、蛇蝎のごとく嫌われてきた独裁者が民衆の反乱を呼び、次々と倒れています。あのとき、議長を辞していればよかったと後悔するときがくるかもしれません。

以上を述べて、議長不信任案の賛成討論といたします。

○副議長（内田俊彦君）

ほかに討論はございますか。

中嶋新君。

○10番議員（中嶋新君）

議長不信任案に反対の立場で討論をいたします。

最初に提案理由にもありましたけども、各議員の言動を重視し、公平・公正に議会運営をするべきだということを申しておりました。また、議長の名誉が傷つくような発言もございました。私は反対討論の中に、各議員の発言、またお名前も出ようかと思いますが、お許しをいただきたいと思います。

まず、議長の職務権限は議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理することであり、対外的には議会を代表することであります。

以上、地方自治法第104条に照らして考えるに、議長は北杜市の幸福を常に願い、私見を廃し、公明正大に辛抱強く議会運営に努めてこられました。数ある事例の一端を述べ、本案に対する反対討論といたします。

過日、1月21日に開催されました議会だより第25号を編集する議会広報編集委員会における秋山議長の対応であります。

編集にあたり昨年12月24日の本会議での動議、保坂多枝子議員の議会運営委員会委員の辞職勧告決議案の掲載記事について、会議の進め方や掲載方法を同編集委員会で協議いたしました。協議の結果、会議の進め方は地方自治法第117条に準じて、当事者であります保坂委員長長の除斥を行って、協議を決定すること。また掲載方法は、提案理由と討論の内容を要約し

て掲載することと決定いたしました。

しかし、協議に入る前、保坂委員長が除斥・退室する際に、坂本静委員から突然、発言がありました。発言の内容は、記事の提案理由に議長および議会運営委員長への欠席報告の際に、本会議を優先すべきと指導を受けたにもかかわらず、財産区の研修を優先させたとあるが、たしかにそのように言われたのかとの内容でした。

この坂本委員の質問に対し、保坂委員長から本会議を優先すべきとは言われていないとの発言があり、編集委員一同、混乱して、委員会は紛糾しました。これらの発言に対し、同席していました発行責任者であります秋山議長から即時に、すでにこの件は議員全員協議会や本会議で協議・審議されており、議事録にも正確に記録されております。この場で発言すべき内容ではないとの的確な発言がありました。

坂本委員および保坂委員長の、私から見ても不適切で事実を誤認した発言に、当事者でもある秋山議長は議会、ひいては市民に与える影響を十分に考慮して、冷静かつ沈着に判断なされ、その後、1月25日、28日に開催されました広報編集委員会に取り扱いと今後の運営を委ねられました。

委員会では、私をはじめ各委員は事実と異なる発言の内容について、本人に根気よく繰り返しただし、協議をいたしました。その結果として、坂本委員から私の発言のあり方は地方自治法および会議規則に反することであり、誠に申し訳なかった。発言を取り下げたいとの発言がありました。また、保坂委員長からは指導を受けた事実はあったと認め、掲載記事に対し、自分の発言が大きく影響し、迷惑をかけ申し訳なかった。発言を取り下げたいとの発言がありました。この発言により、委員会においてさらに協議を重ね、これまでの経過について、議員全員協議会の折に、全議員に報告することを確認して、委員会を閉会しました。

その後、議長の理解とお許しをいただき、直近の2月10日に開催されました議員が自由に討議する議員全員協議会において、副委員長であります私から議会広報編集委員会での一連の経過を報告させていただきました。こういった一連の、個人の各議員の発言がどのように議会運営に滞りがあったか、よく判断していただきたいと思えます。

以上、秋山議長の私見を廃し、公正に辛抱強く議会運営に努めてこられました一端を述べ、常軌を逸しました、誠に残念無念であります議長不信任案に対し、強く反対して討論を終結いたします。

以上。

○副議長（内田俊彦君）

賛成討論の方はございますか。

3番、相吉正一君。

○3番議員（相吉正一君）

秋山俊和議長の不信任案動議に、賛成の立場で討論します。

秋山俊和議長は、若さと議員としての経験も豊富で議会運営にも精通しており、平成20年12月1日に議長に就任され、同9日の12月定例議会の冒頭で、議長は開かれた議会、政策能力向上など、議会改革に取り組んでいくとの発言があり、私は大いにその手腕に期待していたところであります。

しかしながら、昨今の議長の行動を見ると、本会議や全員協議会などの進め方や言動の一部には議長としての公平・中立性を欠くことが多々見られ、このままでは議会運営に大きな支障

を来たし、また市民に信頼され、開かれた議会改革を推進することに期待することはできず、市民の負託に応えることができないものと判断せざるを得ません。

よって誠に不本意ではありますが、ここに秋山議長不信任案の動議に賛成するものであります。以下、理由については先ほど来、賛成討論の中であったことで、省略させていただきます。以上が、不信任案動議に賛成する理由であります。

○副議長（内田俊彦君）

討論が重複してまいりましたので、討論を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

清水壽昌議員。

○20番議員（清水壽昌君）

まだ、反対討論をさせていただきたいと思っております。

○副議長（内田俊彦君）

ほかに討論のある方はございますか。

（はい。の声）

分かりました。

それでは、討論を続けさせていただきます。

次に、反対の方の討論を求めます。

2番、中山宏樹君。

○2番議員（中山宏樹君）

私はこの不信任動議に対して、反対の立場で討論いたします。

議長は、その卓越した手腕と幅広い見識で、私たちのリーダーとして、議会を引っ張っていつてくれます。議会改革にも率先して着手され、昨年の9月議会より開かれた議会を目指し、テレビの完全放映もされています。また9月議会では、渡邊陽一議員は唐突に議会改革を動議として出されました。手続き上も慣例を破るものであり、その緊急性に疑問を抱かざるを得ません。他市では、何年もかけて議論をしている議会改革でございます。

全議員合意のもと、議論を尽くしていかないと、なかなか、これはうまくいくものでありません。議会をどのように改革されるのか、何を改革されるのか、議会基本条例を設置したいのか、倫理を検討したいのか、何も明確ではございません。しかも、議会機能の強化をおっしゃっていましたが、議会機能の説明もされませんでした。基本であります議会機能を十分理解されて、議会改革をされるのが必要ではないでしょうか。結局、説明されませんでしたので、みずから取り下げることとなってしまいました。その意を汲まれた議長は、引き続き審議していくことを説明されております。

このように秋山議長は素晴らしい議長で、議長の交代など、まったく必要がありません。よって、私はこの動議に反対いたします。

○副議長（内田俊彦君）

次に賛成討論はございますか。

篠原眞清君。

○6番議員（篠原眞清君）

秋山俊和議長不信任に賛成の立場で、討論をさせていただきます。

2点の論点にわたりまして、賛成の討論をさせていただきます。

まず1点目は、議会改革に関する議長の進めに対する不信でございます。

ご案内のとおり、平成12年に地方分権一括法、総称でそう称されておりますが、この法律を国が設けました。この法律に基づき、従前の地方行政のあり方が大きく変わっていきっかけとなったことは、ご出席の皆さん、ご承知のとおりでございます。

この中で、特に大きく変わったものは、従前の機関委任事務と称される事務事業でございます。国が方針や政策を定め、それを地方の自治体が実施をしていくという、大きくはそういう流れの中の取り扱いに関するものでございます。

言われますように、都道府県に関しましては、その行政事務の6割強が機関委任事務であったと。あるいは、地方自治体にとりましては、4割強が、その機関委任事務であったというふうにいわれております。その垣根が取り払われまして、行政の事務は自治事務が主体として取り扱いが行われるような形になってきております。

そして、そのことは、私たち議会に対しても大変、大きな影響をきたしてきております。従前の機関委任事務に関しましては、議会で議論さえできませんでした。議会が団体としての意思を示すこともできない状況にありました。この垣根が取り払われたことによりまして、首長の権限、ならびに議会に課せられた権限が大きく広がってきたことは、皆さん、ご承知のとおりでございます。

それ以降、それに対しまして、調査会等が中心となりまして、地方自治のありように関する提言等を行ってきております。そのことに基づき、数次にわたりまして、地方自治法も改正されております。その中で、どのような権限が付与されてきたり、改正になってきたかということについて、ここで、せっかくの機会ですから、ご披露させていただきたいと思っております。

まず、議会の招集権限でございます。

これは自治法第101条の2項、従前は首長の専属の権限でございましたが、議長への臨時会招集請求権の付与が書かれました。それから専門的知見の活用ということで、102条におきまして、学識を有する者、専門的事項にかかる調査、学識経験を有する者等に、それらをさせることができるということが明確に明文化されました。従前は参考人として、会議への出席を求める範囲に留まっていたものが、調査を委ねることができることが自治法の中で明文化されました。議会の政策能力を大きく高めるための方策であるというふうな、私どもは受け止めております。

次に常任委員会に関する規定に関しましても、大きく変わりました。従前、議員の常任委員会の所属は制限がされておりましたが、制限が撤廃されました。このことにより、いくつかの常任委員会を兼務することができる、そのことを法律が保障してまいりました。また常任委員会が議案を提出する、そのことも法で認められてきております。さらに、議会運営委員会におきましても、議会運営委員会が議案を提出することも法は認めております。また、特別委員会に関しましても、同じく議案提出を認める改正がなされてきております。

さらに、議会事務局に関しましても、従前、その事務を庶務という位置づけであったわけですが、事務に改め、積極的に議会の政策醸成に貢献できる議会事務局の動きがとれるようになってきております。

○副議長（内田俊彦君）

篠原議員、ただいまの発言ですが、賛成でございますので、明確に賛成理由を述べて賛成討論をお願いいたします。

○6番議員（篠原眞清君）

分かりました。

これらの大きな改革をふまえて、私たち議会に与えられた職責は、多大なものになってきております。そのために、日本全国で今、地方自治体がさまざまな議会改革に取り組んできております。そのことに関して、北杜議会の状況を見たときに、私は秋山議長が20年の12月定例会、就任後の第1回の定例会の中で、議会改革を明言され、しかも、その議長とともに、この議会を支える立場の副議長が所属する政党は、地方議会改革を前面に力を入れてきている政党、そこに所属する内田副議長が就任されました。その正副の議長が就任されることによりまして、大きく北杜市議会の改革が進むものと大変、期待をさせていただいたところですが、残念ながら、今日に至る間、その歩みは本当にわずかなものでしかなかった。このままいったとしたならば、北杜の市議会が市民に求められる開かれた議会、あるいは政策能力を高めた議会、あるいは市民との交流を、参加を求めるそういう議会に進んでいくことは、なかなか、その歩みは進まないと思わざるを得ない。その点におきまして、議長をぜひ、この際、交代し、議会改革を掲げる方を議長として、私も議会は進んでいかななくてはいけない、そのように考えるものであります。

もう1点は、議長の中立・公平性に関する部分でございます。先ほど来、多くの議員の皆さんから賛成、反対の立場で議論がなされてきております。昨年の12月、委員会構成におけるさまざまな事態に対する議長の進めの中で、最終的に経済環境常任委員会を希望する委員の皆さんが同数で議論が行き詰ってしまう中で、本来であれば、どなたかがおっしゃいましたように、議長こそリーダーシップをとって、そこで発言をし、解決を見い出していく。その責務が与えられている。ところが任せっきり。先ほど、どなたかがおっしゃいましたが、自主性を尊重している。一面、そう見えるかもしれませんが、果たしてそうだったんでしょうか。本来、12月で決めるべきものを暫定的に運営せざるを得ない事態が2月まで続きました。こんなことでよかったんでしょうか。さらに、議長があの時時点で、まだ自主性を尊重したままでいたとしたならば、おそらく今日まで委員会構成はできずにきてしまったのではないかと、私はそんな予想もせざるを得ません。

この問題を解決したのは、あの経済環境を希望する委員の皆さんの結論が得られたのは、どういう状況だったのでしょうか。秋山九一議員が、委員として自分の専門性を関係する部分で、そこに残りたい、行きたいと、その強い意思を曲げ、このままでは北杜の議会が市民から批判をされる。そのことを恐れるから、みずから私が身を引く、委員会を変える、そしてそのことを座長として小林忠雄議員が引き出し、解決の糸口をつくった。このことは、どなたが見ても分かることではないですか。議長に任せたままで、本当に解決ができたでしょうか。そのへんをぜひ、考えていかななくてはいけない。これら一つひとつをとってみても、議長のこの北杜市議会のリーダーとしての信頼性を多く損なわれている。この際、お辞めをいただきたい。その意味で、不信任には、私は賛成をさせていただきたい。このように考えて、発言させていただきました。

以上です。

○副議長（内田俊彦君）

次に、反対の方の討論はございますか。

1番、小須田稔君。

○1 番議員（小須田稔君）

私は議長不信任案に反対の立場で、討論させていただきます。

いくつか話が出ています。議会改革がなかなか進まない、公正・公平ではない、いろんな話が出ていますけども、私は無党派で、この議会、活動させてもらっていますが、ここまでの原因というのは何かと。多くの議員の方の発言、行動、それは間違いといたら、大変、失礼ですけども、的確な行動、発言がとれなかったことによつての、いろんな運営の停滞、こういうことがあった中で、議長が本当に公平・公正さに欠けていたのかという見解ですが、私はそう思いません。

やっぱり、議会というのは、いろんな角度の意見が当然、出ていいと思います。最終的に、それを1つの方向へ持っていくときに、私たち議員一人ひとりが、まず議員としての自覚、資質というものを持ち合わせた中から議会運営がされないと、議会というものがリーダーシップ、誰を議長にあてても、そのリーダーシップというのはとれないような気がします。そんな中で、秋山議長の行動、また今までの対外的な姿勢、なんら北杜市議会として恥じるものではないと思っています。

私自身は、今後、ではどなたに代わるのかと。果たして、その方が対外的にも、それだけの発言、行動をとっていただけるのかなと、まだ、なかなか見えません。そんな中でいくと、現秋山議長が議長を続けていただくことのほうが、私は北杜市にとつても、議会にとつても最良の方法だと思っています。

以上をもって、不信任案の反対の討論とさせていただきます。

○副議長（内田俊彦君）

次に賛成の討論はございますか。

8 番、坂本静君。

○8 番議員（坂本静君）

秋山俊和議長の不信任案の動議に賛成の立場で、討論をいたします。

私は直接、先ほど来、お話が出ている経常任委員会の委員として、この選任につきまして、携わった者でございまして、12月の定例会において、先ほど来、何人かの方からも出ておりますけども、今、申し上げました各常任委員会の任期改選を迎えまして、経済環境常任委員会の委員会構成を巡り、再三、空転、紛糾をして委員会構成が非常に遅れたことに対する議長としての責任のあり方であります。

本来は、議長として、この局面を打開し、收拾すべき立場にあるにもかかわらず、その言動は公平・中立性に著しく欠け、議会を代表する議長の職務を果たしたとは言えませんでした。

今回のような事態が生じた場合は、不偏不党の対応で、直ちに收拾にあたるのが職務であると思います。その職責に対し、果たして、その職務を果たしていたのかどうか。結果として、その責任を転嫁した部分が見られました。

以上の理由をもって、誠に残念ではありますが、秋山俊和議長の不信任案の動議に賛成をいたしたいと思います。

以上です。

○副議長（内田俊彦君）

ほかに討論はございますか。

渡邊英子君。

○15番議員（渡邊英子君）

秋山議長不信案に反対の立場で討論をいたします。

秋山議長は就任以来、北杜市の議会を開かれた議会とすべく、さまざまな努力をしてきました。常に何か問題が起きると、必ず議会運営委員会を開き、議会運営委員会の結論に基づいて、議会運営に当たってきました。個人の考えで議事を運営したことは、一度もなかったように感じています。

公平性・中立性に欠ける、独裁的である、これは大きな間違いだと思います。議会運営委員、その会議の中でも発言は少なく、また全員協議会における中においても、議員の発言は本当に少なく、議論を戦わせるということはほとんどありませんでした。その中でも、全員協議会においては、議員は議論の府であると、全員の発言を常に求め、発言がないときは、1番から22番まで順番に発言を求めます。そのような方法をとることもたびたびでした。そんな中において、公平性に欠ける、独裁的だ、発言もしないで、そのようなことが言えるのでしょうか。

議長は常に自治法、条例、議会規則に基づいて、判断をしていました。それぞれの立場、委員会の委員長、議会運営委員長、常に相談をし、副議長とともに全議員の立場を考え、行動してきました。また、常に市民の立場に立って、議会を開かれた議会にしようという努力もしてきました。

議長のリーダー性に欠けるといいたが、そのときそのときによって、議長がリーダーシップをとることを拒むこともあり、ときには今回の決断についても、議長は決定されたのちの委員会が始まる前には、きちっと相談をし、局長の考えを述べさせ、問題がないので、この決定に従ってほしいと何度も申し立てしていました。しかし、それは議長の発言を拒み、この30何時間にも及ぶ委員会になっているんです。それぞれ自分の立場を都合のいいように理解をし、発言をしているように思います。

私は、このように常に公平性と全議員の立場を考え、市民のことを考え、立派にやってきた議長の不信任案に強く反対をして、反対討論といたします。

○副議長（内田俊彦君）

ほかに討論はございますか。

賛成の方の討論をお願いいたします。

秋山九一君。

○18番議員（秋山九一君）

各議員の中で、いろんなご意見が出ているわけだけでも、任期は4年と地方自治法でなっていますが、われわれの常任委員会、また広域等々の申し合わせ事項の中で、2年、半期の任期というようなことで、議長さんにしても現在まで、そういう半期ということで、順調にきておると。ここにおいて、本来であれば12月であるけれども、3月までずれ込んでおる。いろいろ問題はあろうかと思えますけれども、正常に戻すには、申し合わせ事項のようにやらないと、今後とも、おかしな話になってしまうと思うけれども、秋山議長さんにしても、しっかり勇退する中で、汚点が残ってしまっただけとはいかないなということでもありますので、私はその動議に賛成ということでございますので、お願いします。

○副議長（内田俊彦君）

反対討論ですか。

清水壽昌君。

○20番議員（清水壽昌君）

私はただいま、審議されております議長の不信任案に対して、反対の立場で討論をいたします。

今、討論を聞いておりますと、大きく3つあるかと思えます。まず1つは、委員会の任期が2年だから、そのへんでもって、議長を交代したらいかかと。もう1つは、議会改革が進んでいないと。もう1つは、公平・中立性がないと。この3つが論議されておるように解釈をいたします。

まず最初の任期2年がきたので、そろそろ交代したらいかかと。これはここで論議されることではないと。任期が4年、これをまっとうすべきだということを論議されるのが当然ではなからうかと思えます。各町議会で議長が1年交代というところが多くございます。大きく批判されております。たらい回しという言い方をされております。議会改革を述べるならば、任期をまっとうすべきだと。しっかり根を下ろして、議会改革に、あるいは議会の権威、権能に対するの改革を進めるべきだと、これが論議されるのが本来ではなからうかと思えます。

また、議会改革についてでございます。

研修にまいりますと、議会の基本条例の制定をして、議会の機構を改革すべきだという講演等を聞いております。そのような研修をしてまいりました。この北杜市議会では、秋山議長が就任して、直ちに議会の倫理規程が制定されました。非常にいい倫理規程だというふうに、私は解釈しております。では、この倫理規程がしっかり、議員に浸透しているのか。あるいは、それを守るべく、遂行すべく努力をしているのかと。これを見たときに、必ずしもそうとは言えない事例が多々ありました。指摘をされると陳謝、また指摘されると陳謝、同じようなことで陳謝をされております、指摘もされております。私は、しっかり、これをみんなでもって進めていこうという姿勢が希薄であるというふうに解釈いたします。自分たちでつくった規程でございます。

この10月の研修報告の中で、私は最後に、いわゆる議会の改革、それに先立って、議員の資質の改革が大事であるという、研修を受けての報告の進めとさせていただきました。それを皆さんにお願いをいたしたいと思っております。

改革についての話し合いも何度かされましたけども、その都度、その問題は議長が潰したのではなく、皆さんの論議が進んでいかないということで、ここまできております。議長がやる気がないから、できないのではない。もし、そうであったならば、われわれが議長のお尻を叩いてやらせるべきだというふうに思っております。そのような行動が、私には見受けられませんでした。意見は述べます。意見としては出てきますけども、行動に出ていないというふうに、私は判断しております。

続きまして、公平・中立性のことでございます。

公平・中立、極めて公平で中立でございます。議長の、今までの議会運営は公平で中立でございました。私は、そのように判断しています。11月のはじめからの経済環境常任委員会の委員会構成が2月までにずれ込んだ原因は、議長にあるのでありません。私もその一員でございました。7人のところへ8人の希望があったということでございます。その調整でございます。委員会構成の中に議長が入り込む。これを皆さん、いわゆる、この動議に賛成の方々は入れということでございます。そのような権限はどこにもありません。委員会は委員会として、委員会の中で決めることです。自分たちの自主性、自分たちの権限を議長に預けてしまう、そ

のようなことはできません。その中で調整をしていくというのが、当然でございます。

議長に預けるかということもありませんでした。議長に報告して、どうしてもまだ決まらないということで、相談はいたしました。議長・副議長は、これは委員会の問題だから、委員会の中で解決してくださいと。一度は結論が出ましたけども、それが覆りました。なぜかということ、議長が指名をした座長が最高齢ではなかったと。最高齢の秋山議員さん、お願いしますということを議長が申し上げまして、秋山議員がいわゆる座長に就きました。議長が指名できるのは、座長がいない臨時の座長を指名することしかできません。

われわれ8人全員が秋山座長を座長として認めて、審議を進めました。われわれの座長ですよ。議長が指名をした座長ではありません。臨時の座長は指名していただいたんですけども、審議をしたのは私たちです。協議をしたのは私たちです。その私たちがなんの異論もなく、座長が最後の結論まで出した。私たちの自主性です。しかし、それが、議長の指名が最高齢ではなかったということで、瑕疵があったということでもございました。私たち、もう一度、全員協議会の中で協議しろということをおっしゃったので、協議に入りました。

それで、秋山前座長の指名で小林委員が座長に就きました。誰も何も、いわゆる、その座長に対しての異論はありませんでした。この前の委員会の決定は決定であると。しかし新しい、何か方向が出るかもしれないということで協議に入りました。8人が8人、どうしても残りたということ、進展がなく進んでまいりました。私は、その委員会の中で、経験もある、7人が全員、初めての希望であるから、経験のある委員さんに、後進に道を譲っていただきたいということを当初からお願いしてまいりましたけども・・・。

○副議長（内田俊彦君）

清水議員、簡潔にお願いいたします。

○20番議員（清水壽昌君）

ということでございます。

経過を知っているのは、私たち8人でございます。議長の公平・公正を言われておりますので、その内容が分からないと、なんだ、議長はどうしたんだということになりますので、私はその内容について、ふれさせていただきました。

いわゆる議長の権限は、委員会の中で協議する中で、議長がリーダーシップをとれといても、それはとれるものではないと。いわゆる相談をして、議長、いかがでしょうかということをもって、はじめて議長のリーダーシップがとれるわけでございます。われわれの自主性を尊重する。当然、これは議長としてすべき問題であります。

また、いわゆる開かれた議会ではないと言われておりますけども、先ほどの反対討論にもございました、この議会が今までは、CATVでは代表質問、一般質問に限られていたわけですけども、この審議内容も放映されることになりました。これも議長の極めて強い要望、またリーダーシップのもとにされました。開かれております。一生懸命、努力もしております。

また水道問題で、請願が出てまいりました。そのときに請願者の内容説明ではなく、特別委員会へ請願者、紹介者ではなく請願者を参考人として招致して、直接、生の声を聞きたいということで、紹介議員を通して請願者に働きかけもいたしました。残念ながら、請願者の同意が得られなく、紹介議員の趣旨説明に終わりましたが、そのように議長は議長として、できる限りの努力をしてみたいというふうに、私は判断をいたします。

3点において、議長を不信任にする理由はないということで、私はこの動議に反対をいたし

ます。

○副議長（内田俊彦君）

ほかに討論はありますか。

清水進君。

○4番議員（清水進君）

秋山議長不信任動議に賛成の立場で討論を行います。

昨年9月の決算特別委員会で起きた事例は、多くの問題提起が行われましたが、これらの問題に明確な意思統一が議員内で行われておらず、それぞれの意見が対立したまま、終わっています。この事例に直面し、日本共産党市議団は早期に仮称、議会改革特別委員会の設置を求め、秋山議長に要望書を提出いたしました。

委員会で問題提起された事項を整理しますと、1．議長・副議長の権限について、2．委員会での議長の権限について、3．議長の中立・公平性の維持について、4．議員と職員との関係、調査や要望事項の伝達についてであります。また、今、多くの議会で行っている議会内での一問一答方式の採用、夜間・休日の議会開催など、市民から期待される議会活動について論議を深め、実践していくことが求められております。こうした改革を議員全員が自覚し、進めていくことが重要と考え、特別委員会の設置と併せて求めたものであります。

要望書提出以降、5カ月が経過をいたしました。この間、議長がリーダーシップを発揮し、この議題で議員内での話し合い、会議が一切持たれておりません。議長としての責任を果たしているとは考えられず、この議長不信任動議に賛成をいたします。

○副議長（内田俊彦君）

ほかに討論はありませんか……。

坂本治年君は、先ほど討論をしておりますので。

○17番議員（坂本治年君）

終結の動議を提出いたします。

○副議長（内田俊彦君）

終結につきましては、今、討論がなければ終結をいたします。

ほかに討論はございませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これから、採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

本動議のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数であります。

したがって、議長不信任案の件は可決されました。

議長の入場を許可します。

（ 入 場 ）

ここで、議長を交代いたします。

○議長（秋山俊和君）

ただいま、不肖、私に対しまして議長不信任が提案され、審議が終結されました。議長就任以来、北杜市の最高決定機関として、議会の果たす使命と、その責務について、議員一人ひとりが職責を果たせるよう心がけ、日々努めてまいりました。

議会は言論の府であり、激しくぶつかり合うこともあります。しかし、ときには熱くなっても冷静に問題を捉え、より効果的な施策について十分に論じるためには、公平・中立の立場を貫くことが肝要であると考え、議会運営に携わってまいりました。

私に対する不信任案の提出の旨、昨年10月27日、保坂多枝子議員が財産区研修のため、本会議欠席の連絡の際、不明瞭な言葉で打診がありました。その後、坂本治年議員より、本年2月26日、個人的に接見したいとのことで、韮崎市のさくら茶屋で会うことになりましたが、待合場所で急きょ、中村隆一共産党代表団長、小林忠雄議員の同席を迫られたので、先に坂本治年議員と話をし、その後、4人で雑談をしました。2月27日に、もう一度、個人的に会いたいとのことで、さくら茶屋で話を聞きました。坂本治年議員に両日とも辞職を迫られ、私は次期議長候補として、明政クラブ、共産党、市民フォーラムを含め、12人の支持を得ている。辞職をしなければ、考えがあるとほのめかされました。

3月1日に、議長室において坂本治年議員、中村隆一議員、小林忠雄議員の3人で、後進に道を譲る考えがあるのか打診してまいりました。その後、同日、中村隆一議員より潔く退かなければ恥ずかしい思いになるよと電話を受けました。3月2日には、篠原眞清議員より議長を辞めなければ、前議長のようになるよと、そういう忠告をしますという電話がきました。

いずれの問いに対しましても、議長任期は議員の任期の4年であり、北杜市議会では議長任期の慣例も取り決めもないので、議長辞職の判断は私が決めることと回答いたしました。

議長不信任を盾に議長辞職を迫り、なおかつ次は自分が議長になることを目的として、また議長職を1つの条件として、多数派工作に利用するような行為は、議員としてあるまじきことであり、人道的にも認められません。議員が不正な圧力に屈することはあってはならないと考えます。

議会が市民の負託に応え、市民の皆さまが喜びに満ちた市民生活実現のための議会であるよう、議会改革を推進し、これからも議長としてまい進してまいる決意であります。

ここで、暫時休憩いたします。

再開を11時40分といたします。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時40分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、再開をいたします。

日程第1 議案第3号 平成22年度北杜市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

内容説明を求めます。

清水企画部長。

○企画部長（清水克己君）

議案第3号 平成22年度北杜市一般会計補正予算（第8号）について、ご説明をいたしま

す。

1ページをお開きください。

本補正予算は歳入見込み額の整理、事業の確定による不用額の整理が主な内容でございます。

北杜市一般会計補正予算(第8号)は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億7,492万1千円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ299億9,668万7千円とするものでございます。

第2条、継続費の変更は「第2表 継続費補正」によるものでございます。

第3条、繰越明許費の追加は「第3表 繰越明許費補正」によるものでございます。

第4条、地方債の追加、変更は「第4表 地方債補正」によるものでございます。

7ページをお願いいたします。第2表 継続費補正変更でございます。

9款1項、事業名 防災行政無線整備事業でございます。この事業は入札結果によりまして、事業費が大きく減額となったことによりまして、補正前の総額13億6,619万2千円を補正後の総額5億4,445万9千円といたしまして、各年度の年割額の変更を行ったものでございます。

8ページをお願いいたします。第3表 繰越明許費補正追加でございます。

2款1項、事業名 光電送路移設整備事業、金額740万円。

6款1項、事業名 県営土地改良事業、金額5,848万円。

8款2項、事業名 市単道路新設改良事業、金額5,391万7千円。同じく8款2項、事業名 社会資本整備総合交付金事業、金額2億4,982万1千円。同じく8款2項、事業名 道整備交付金事業、金額1億4,051万円でございます。いずれも年度内に事業執行が困難なために、予算を翌年度に繰り越しをするものでございます。

9ページをお願いいたします。第4表 地方債の補正追加でございます。

起債の目的 施設整備事業債、この起債は防災行政無線の事業において補助金が廃止されたことに伴い、発行が許可される起債でございます。限度額7,070万円でございます。

次に変更でございます。

合併特例事業債につきましては、事業費の確定によりまして、6億5,330万円減額し、補正後の限度額を20億6,430万円といたします。過疎対策事業債につきましても、事業費の確定によりまして170万円減額し、補正後の減額を1億9,320万円といたします。臨時財政対策債につきましては15億円減額し、限度額を5億円とするものでございます。

2ページへお戻りください。歳入でございます。

1款1項市民税1億1,781万2千円の増額でございます。主なものは個人、法人、市民税の増額でございます。2項固定資産税1億3,386万2千円の増額でございます。現年度分、滞納繰越分の増によるものでございます。3項軽自動車税806万円の増額でございます。現年度分滞納繰越分の増でございます。4項市タバコ税324万円8千円の増額でございます。

9款1項地方特例交付金2,001万6千円の増額でございます。額の確定によるものでございます。

10款1項地方交付税4億3,203万6千円の増額でございます。普通交付税の増でございます。

12款1項分担金1,130万円の減額でございます。事業の受益者分担金の減でございます。

13款1項使用料4,926万5千円の増額でございます。主なものは、住宅の使用料5万円の増。各施設市民バスの使用料の増減によるものでございます。

3ページをお願いいたします。

14款1項国庫負担金1,639万9千円の減額でございます。主なものは児童扶養手当、子ども手当の減でございます。2項国庫補助金5,328万4千円の減額でございます。主なものといたしまして、新山崎団地建設補助、小淵沢地区まちづくり交付金の減によるものでございます。3項国庫委託金164万2千円の減額でございます。外国人登録、子ども手当事務費委託金の減でございます。

15款1項県負担金2,067万9千円の減額でございます。主なものは、国の負担区分の変更によります子ども手当、児童手当の組み替え、県営事業延期によります埋蔵文化財負担金の減でございます。2項県補助金3,565万2千円の減額でございます。主なものといたしまして、緊急雇用創出事業1,526万8千円。ほか農業委員会の補助、中山間直接支払補助金等の減によるものでございます。3項の県委託金460万9千円の減額でございます。県営圃場整備の換地、植樹祭跡地の管理委託、県営委譲事務交付金の増によるものでございます。

16款1項財産収入165万2千円の減額でございます。基金利子の増減によるものでございます。2項財産売り払い収入5億3,374万8千円の増額でございます。主なものは、物品不動産の売り払い収入873万5千円。峡北ふるさと市町村圏出捐金5億2,325万円の増でございます。

17款1項寄附金432万円の減額でございます。環境保全の寄附金の減、芸術スポーツ振興基金、ふるさと納税寄附金の増によるものでございます。

18款1項特別会計繰入金149万1千円、これは老人保健特別会計よりの繰入金でございます。2項基金繰入金718万6千円の増額でございます。学校建設基金2,273万1千円の増。事業費の確定によりますケーブルテレビ、環境保全基金、公共施設整備基金1,210万8千円の減によるものでございます。

19款1項繰越金8億9,114万2千円の増額でございます。21年度よりの繰越金でございます。

4ページをお願いいたします。

20款1項延滞金、加算金及び過料295万円の増額でございます。市税の延滞金でございます。5項の雑入1億4,252万円の減額でございます。主なものといたしまして、地域新エネルギー導入促進協議会からの補助、1億4,800万円の減。後期高齢者医療連合からの職員派遣負担金518万1千円の増によるものでございます。

21款1項市債20億8,430万円の減額でございます。

以上、歳入補正予算の額を1億7,492万1千円減額いたしまして、歳入予算の総額を299億9,668万7千円とするものでございます。

5ページをお願いいたします。歳出でございます。

2款1項総務管理費5,573万1千円の減額でございます。主なものは、総合支所の管理費の減、市民バス運行費の減等でございます。2項の徴税費2,566万8千円の減額でございます。過年度分還付金の減、全期前納報奨金の減等でございます。

3款1項社会福祉費2,146万7千円の減額でございます。介護保険特別会計繰出金の減。

後期高齢者医療費関係の減等によるものでございます。2項児童福祉費4,974万6千円の減額でございます。主なものは児童扶養手当、子ども手当の減。各保育園、放課後児童クラブ運営費の減等によるものでございます。

4款1項保健衛生費4億3,265万円の減額でございます。主なものはメガワットソーラー事業の減、3億5,204万9千円、甲陽病院療養病棟建設費関係の負担金、補助金の減等によるものでございます。

6款1項農業費3,954万1千円の減額でございます。主なものとしたしまして、農業集落排水事業の繰出金の減、地域おこし協力隊の事業費の減等でございます。2項林業費659万9千円の減額でございます。主なものとしたしまして、みずがき山自然公園管理委託費の減等でございます。

7款1項商工費341万8千円の減額でございます。風林火山館跡地造成施設委託料の減等でございます。

8款1項土木管理費104万2千円の減額でございます。県営事業負担金の減額等によるものでございます。2項道路橋梁費2,449万円の減額でございます。市道改良事業費の確定による減額でございます。3項河川費137万円の減額でございます。事業費の確定によるものでございます。4項住宅費1,120万円の減額でございます。市営住宅の修繕、山崎団地建設事業費の減等でございます。5項都市計画費9,758万4千円の減額でございます。主なものとしたしまして、小淵沢巨摩こ線道路橋架替工事JR委託費の減が、主なものでございます。

9款1項消防費3億3,367万円の減額でございます。主なものは、防災行政無線設置事業費の減によるものでございます。

10款1項教育総務費1,732万5千円の減額でございます。小学校の教科書改訂に伴う教師用図書購入費1,160万5千円の増。甲陵中・高等学校の特別会計繰出金の減2,828万5千円等によるものでございます。2項小学校費2,580万9千円の減額でございます。各小学校の管理費・竣工費の減によるものでございます。3項中学校費1,343万8千円の減額でございます。同じく中学校の管理費・竣工費の減によるものでございます。4項社会教育費3,763万5千円の減額でございます。社会教育施設館の管理費、事業費の減によるものでございます。5項保健体育費2,215万3千円の減額でございます。社会体育施設の管理費、事業費の減。学校給食関係事業費の減によるものでございます。

12款1項公債費5億3,382万4千円の増額でございます。繰上償還分、5億8,988万円の増と市債の償還負担金、利子の不用額を相殺したものでございます。

13款2項基金費5億1,376万円の増額でございます。主なものとしたしまして、公共施設の整備基金の積立金、芸術文化スポーツ振興基金の積立金、あと環境保全積立金の減によるものでございます。

以上、歳出補正予算の総額を1億7,492万1千円、減額いたしまして、歳出予算の総額を299億9,668万7千円とするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

中村隆一君。

○19番議員（中村隆一君）

予算書の15ページのところをお聞きします。

山梨県の滞納整理機構、こういう機構が発足をして3年を経過して、今度、また継続をしていくと。そういうことで、税金の取り立てというんですかね、そういうノウハウというものを各市町村に指導をしているわけですね。この北杜市でも、新しく収納課という専門の課ができて、その実績というんですか、平成21年度は23件の差し押さえだったと。ところが22年度ですか、170件の差し押さえがあったと、こういう報告がありました。これは収納課ができたから、その実績だというふうに評価する人もいるわけですが、本当に私が聞きたいのは悪質の滞納者であったのかどうか、そのへんをちょっと、お聞きしたいんですけれども。

預貯金の差し押さえがありました。何件かありましたね。給料の差し押さえが2件とかと言いました。自動車のタイヤロックが1件あったと。この人たちは、本当に悪質な滞納者であったのかどうか、そのへんの実情、そこまでに至る経過というんですかね。そのへんを説明していただきたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

進藤総務部長。

○総務部長（進藤芳彦君）

議員の質問にお答えします。

滞納整理の状況でございますけれども、昨年4月1日から収納課を新設しまして、滞納整理について、今までの案件等を精査する中で、順次、滞納整理を進めているわけでございますけれども、滞納整理、非常に件数は多いわけですが、その中で悪質な滞納者、いわゆる滞納の状況ですね。これらについて、1件1件、精査をしまっておりまして、そして、いわゆる差し押さえ等に至る件につきましては、本人と面会をしたり、何回か連絡をとってやっているわけですが、それらの中でも一切応答がないというような方とか、払う気がないというような方について、差し押さえを実施しているということでございまして、決裁もまわってきて、われわれも確認しておりますが、一つひとつについて、担当者のほうに確認をしながら、それらの事務を執行しているわけですが、一つひとつについて説明を受ける中では、差し押さえ等やむを得ない、妥当だというふうに考えております。

ほとんどの人たちには分納とか、それから本当に困っている方については、納付猶予みたいな措置もとっている場合もございます。決して非情にも、理由もなく滞納している者からはどんどん取るというようなことで、執行しているわけではございませんので、ぜひご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

中村隆一君。

○19番議員（中村隆一君）

この滞納整理というのは、非常に難しいと思いますけれども、はじめに差し押さえありきと、こういう態度でなくて、善良な市民を泣かせるような、そういう取り立てというふうなものは、

今後、よく納税者と相談して進めると、そういう姿勢でやっていただきたいと思います。

国のほうの税金の取り立てというのが、大資産家とか大企業に甘くて、そちらを減税してあげて、庶民のほうに税金が重くかかっていると。そういうことなので、国のそういう姿勢を変えると同時に、市のほうも市民の立場をよく考えて、相談をしながら分納を進めていただきたいと、このように思います。

○議長（秋山俊和君）

それは要望ですか。本来、要望は、この質問のときはご遠慮ください。

ほかに質疑はございますか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第3号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第3号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで昼食のため、暫時休憩をいたします。

再開を1時半といたします。

休憩 午後12時00分

再開 午後 1時30分

○議長（秋山俊和君）

それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2 議案第4号 平成22年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第3 議案第5号 平成22年度北杜市老人保健特別会計補正予算（第2号）

日程第4 議案第6号 平成22年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第5 議案第7号 平成22年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第6 議案第8号 平成22年度北杜市居宅介護支援事業特別会計補正予算（第2号）

以上5件を一括議題といたします。

内容説明を求めます。

比奈田市民部長。

○市民部長（比奈田善彦君）

議案第4号 平成22年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算書(第3号)でございます。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億1,124万6千円を減額し、予算の総額をそれぞれ56億9,185万円とするものでございます。これにつきましては、後期高齢者支援金および保険財政共同安定化事業拠出金の確定、ならびに保険税の本算定による税額の決定。また滞納繰越分の徴収実績などによる補正でございます。

2ページをご覧くださいと思います。

歳入でございますけども、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税834万2千円でありまして、税額の確定。それから滞納繰越分の徴収実績によるものでございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金1億3,272万円の減額でございます。これは療養給付費の負担金の確定による減でございます。2項国庫補助金5,330万2千円の減額であります。普通調整交付金の確定による減額でございます。

4款療養給付費等交付金、1項療養給付費等交付金6,828万4千円でありまして、これは交付金の確定によるものでございます。

5款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金の3,244万円の減額であります。交付金の確定によるものでございます。

6款県支出金、1項県負担金157万6千円の減額でございます。高額医療費の共同事業負担金の確定によるものの減でございます。2項県補助金1,151万4千円の減額であります。調整交付金の確定によるものでございます。

7款共同事業交付金、1項共同事業交付金742万円の増額であります。保険財政共同安定化事業交付金の確定によるものでございます。

9款繰入金、1項他会計繰入金、一般会計からの繰り入れでございます。3,563万9千円。これは事業費の確定によるものの財政安定化支援事業分の繰り入れ分、それから事務費の繰り入れ分でございます。

3ページをお開きください。歳出であります。

3款、中ほどにあります。3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等でございます。7,324万3千円の減額であります。医療費の確定による後期高齢者医療制度に対する拠出金の減額となっております。

一番下の7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金の3,682万2千円の減額であります。医療費の、同じく確定によりまして、保険財政共同安定化事業にかかる国保連合会への拠出金が減額となったものでございます。

4ページ、11款諸支出金、3項の繰出金であります。196万3千円でありまして、これは病院事業の特別会計への繰出金分でございます。国保直診診療施設の整備分として、機器等の購入というものに、塩川病院の整備分として100万6千円。これは透析装置の整備をしたものでございます。あとは緊急患者の受け入れ態勢支援ということでの、合わせて196万3千円でございます。

以上です。

次に議案第5号 平成22年度北杜市老人保健特別会計補正予算(第2号)でございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ95万1千円を追加し、総額をそれぞれ276万1千円とするものでございます。この老人保健特別会計につきましては、本年度をもって特別会計が廃止になるということに伴ったものでございまして、医療費等の過誤精算分、それから交通事故による第三者納付金の保険料収入が得られたために、一般会計へ戻すために繰り出すものでございます。

2ページ、3ページをお開きください。

歳入につきましては、6款諸収入、2項の雑入ですけども、第三者行為によるものの収入が95万1千円ありました。

歳出として、この分を3款の諸支出金、2項繰出金として、一般会計への繰出金として149万1千円ということでございます。

以上です。

次に議案第6号 平成22年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算書(第2号)でございます。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ4,437万6千円を減額し、予算の総額をそれぞれ4億8,424万3千円とするものでございます。これは所得の確定による減額および保険料の均等割額の確定によって、広域連合への納付金が減額となったものでございます。

2ページ、3ページをお開きいただきたいと思います。

最初に歳入でありますけども、1款の後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料ということでありますけども、4,215万5千円の減額であります。保険料の確定により、特別徴収による保険料、それから普通徴収による保険料、こういったものの減額および増額がございました。

それから3款の繰入金、1項一般会計繰入金212万円の減額であります。事務費分の繰り入れ、それから保険基盤安定負担金分の繰り入れ等の関係でございます。

それから歳出の関係ですけども、2款後期高齢者医療広域連合納付金であります。4,394万9千円の減額でありますけども、保険料の確定による納付金の減額となったものでございます。

次に議案第7号 平成22年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第3号)でございます。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ2億4,561万1千円を減額し、予算の総額をそれぞれ34億1,155万7千円とするものでございます。これにつきましては、介護サービス給付費の確定により、減額補正するものでございます。

2ページ、3ページをお開きください。最初に歳入であります。

1款の保険料、1項介護保険料であります。4,171万6千円の減額でありますけども、保険料の確定によるものでありまして、特別徴収保険料の介護1号保険料の減額分となっております。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、これは4,044万5千円の減額でありますけども、介護給付費の国庫負担金の減額分でございます。2項の国庫補助金1,912万1千円の減額であります。介護給付費の調整交付金の減額でございます。

4款支払い基金交付金、1項の支払い基金交付金であります。7,312万4千円の減額であります。介護保険給付費の支払基金への交付金の減額によるものでございます。

5款県支出金、1項県負担金であります。3,772万円の減額でありますけども、介護給

付費の県負担金の減額となったものでございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金3,056万1千円の減額でありますけども、介護給付費の確定により、一般会計繰入金が減額となったものであります。2項の基金繰入金148万8千円の減額であります。これは介護従事者処遇改善臨時特例基金の繰入額の減額となったものであります。

3ページ、歳出であります。

1款総務費、1項総務管理費の148万8千円の減額であります。介護用のパンフレットの印刷等の減額によるものでございます。

2款の保険給付費、1項介護サービス等諸費2億1,420万円の減額であります。居宅介護サービス給付費の減額。それから地域密着型介護サービス給付費、それから施設給付費等の減額によるものでございます。2項の介護予防サービス等諸費であります。1,100万円の減額であります。介護サービス給付費としての減額、それから介護予防福祉用具の購入費の減額によるものでございます。7項特定入所者介護サービス等費ということで、1,510万円の減額であります。特定入所介護サービス費の減額となっております。

5款の地域支援事業費、1項介護予防事業費420万円の減額であります。特定高齢者把握事業の減額分でございます。

6款基金積立金、1項基金積立金101万7千円の増額であります。介護給付費の支払準備基金への積み増し分でございます。

以上です。

それから次に議案第8号 平成22年度北杜市居宅介護支援事業特別会計補正予算書(第2号)でございます。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ24万円を減額し、予算の総額をそれぞれ1,754万9千円とするものでございます。これは予防給付費のサービス計画収入が、60件ほど減ったことによる減額によるものでございます。

以上でございます。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第4号から議案第8号までの5件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号から議案第8号までの5件につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論がある場合は、議案番号および議案名を述べてから討論に入ってください。
討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第4号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第5号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第6号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第7号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第8号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第7 議案第9号 平成22年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

日程第8 議案第10号 平成22年度北杜市下水道事業特別会計補正予算(第3号)

日程第9 議案第11号 平成22年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

の以上3件を一括議題といたします。

内容説明を求めます。

堀内生活環境部長。

○生活環境部長（堀内誠君）

議案第9号 平成22年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正でありますけども、歳入歳出予算の総額から1億1,026万4千円を減額し、それぞれ2億7,585万円とするものであります。

明許繰越費でございますけども、第2表 明許繰越によりまして、翌年度へ繰り越すものでございます。

地方債の補正でありますけども、第3表 地方債補正によりまして、地方債の変更を行うものでございます。

4ページをお願いしたいと思います。第2表 明許繰越費でございます。

2款1項、事業名 水道施設整備事業、金額1,997万円であります。内訳でありますけども、須玉町の東小尾水道の取水施設の測量業務委託797万円ですけども、複数の地元の受水者との協議に不測の日数をきたしたということで、繰り越すものでございます。

また、須玉町の若神子地内の配水管の敷設替え工事300万円。これにつきましては、橋梁の添架の場所等について、県との河川協議に不測の日数を要しましたので、繰り越すものでございます。

また県施工の県道北杜八ヶ岳公園線の改良工事、五町田の交差点工事でございますけども、県が翌年度に繰り越したため、水道管敷設替え工事900万円を翌年度へ繰り越すものでございます。

5ページをお願いします。第3表の地方債補正でございます。

借り入れ限度額2億710万円から5,420万円を減額いたしまして、補正後の借り入れ限度額を1億5,290万円と定めるものであります。

2ページへ戻っていただきたいと思っております。第1表の歳入歳出予算補正でございます。

1款1項の使用料5,050万円の減額でございます。水道使用料の減額によりまして、減額するものでございます。

3款1項の国庫補助金885万6千円の減額でございます。補助事業確定による減額でございます。

5款1項の繰入金2,997万7千円の減額でございます。事業の確定および下水道工事の補償費の減によるものでございます。

6款1項の繰越金2,709万5千円でございます。前年度の決算による繰越金の追加でございます。

7款3項の雑入565万6千円の追加でございます。県工事の補償費によりまして増額でございます。

8款1項の市債5,420万円の減額でございますけども、事業の確定に伴う市債の減額でございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございますけども、1款1項の総務管理費906万円の減額でございますけども、消

費税などの不用額の整理による減額でございます。2項の施設管理費1,893万2千円の減額につきましては施設の維持管理、それから光熱水費、経費の節減による減でございます。

2款1項の水道施設建設費8,014万6千円の減額につきましては、東小尾、西小尾の導配水管の敷設替え、それから大泉、武川の下水道工事の補償工事による減額によるものでございます。

3款1項の公債費248万円の減額につきましては、市債の償還の利子分の不用額の減額でございます。

水道会計については、以上でございます。

続きまして、議案第10号 平成22年度北杜市下水道事業特別会計補正予算(第3号)でございます。

1ページをお願いしたいと思います。

歳入歳出予算の補正であります。予算の総額からそれぞれ2,441万6千円を減額しまして、それぞれ27億5,151万1千円とするものでございます。

明許繰越費でございますけれども、第2表 明許繰越費に上乗せして、翌年度へ繰り越させていただきます。

それから地方債の補正でありますけれども、第3表の地方債補正によりまして、地方債の変更を行うものでございます。

4ページをお願いしたいと思います。第2表 繰越明許費でございます。

2款1項、事業名 公共下水道整備事業、金額1億4,550万円であります。内訳でありますけれども、須玉、大泉処理区において、下水道管敷設替え工事に伴いまして、地下埋設物、また移転の協議、またルートの変更等に不測の日数を要するため、金額でございますけれども、7万円ほど、繰り越すものでございます。

また高根、武川の処理区におきまして、下水道管の敷設替え、それから舗装本復旧等によりまして、交通規制、設計の再検討につきまして、不測の日数を要したため、7,550万円を繰り越すものでございます。

5ページの第3表 地方債補正でございます。

借入限度額7億4,870万円から1,370万円を減額いたしまして、補正後の借入限度額を7億3,500万円とするものでございます。

2ページへ戻っていただきたいと思っております。第1表の歳入歳出予算補正でございます。

3款の1項国庫補助金でございます。これにつきましては、補助金の組み替えを行うものでございます。

6款1項の繰入金1,071万6千円の減額でございますけれども、事業費確定に伴いまして、建設改良費の繰入金の減でございます。

9款1項市債1,370万円の減額でありますけれども、事業の確定に伴います市債の減額でございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でありますけれども、1款1項の総務管理費450万円の減額につきましては、下水道台帳の整備委託、それから排水設備の設置の補助金による減でございます。

2款1項の事業費1,980万円の減額につきましては、大泉、武川地区の下水道の補償工事の減額でございます。

以上が、公共下水の補正でございます。

続きまして、議案第11号 平成22年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）をご説明申し上げます。

1ページをお願いしたいと思います。

歳入歳出予算の補正でありますけども、予算の総額からそれぞれ6,628万5千円を減額いたしまして、総額をそれぞれ9億8,743万9千円とするものでございます。

地方債の補正につきましては、第2表 地方債の補正によりまして、地方債を変更するものでございます。

4ページをお願いしたいと思います。第2表 地方債補正でございます。

借入限度額3億410万円から4,540万円を減額いたしまして、補正後の借入限度額を2億5,870万円と定めるものでございます。

戻っていただきまして、2ページをお願いいたします。第1表 歳入歳出予算の補正であります。

まずはじめに歳入でございますけども、3款1項国庫補助金625万円の減でございます。事業の補助事業の確定によります減額でございます。

6款1項の繰入金1,463万5千円の減額であります。施設維持管理業務の節減に伴う総務費の繰入金、それから事業確定に伴う建設改良費の繰入金の減でございます。

9款1項の市債4,540万円の減額でございますけども、事業の確定に伴う市債の減額でございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございますけども、1款1項の総務管理費898万円の減額につきましては、一般管理経費および污水处理施設の維持管理の節減による減でございます。

2款1項の事業費5,743万9千円の減額につきましては、事業の確定に伴い、減額をするものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、ご議決くださいますよう、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第9号から議案第11号までの3件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第9号から議案第11号までの3件につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論がある場合は、議案番号および議案名を述べてから討論に入ってください。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第9号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第10号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第11号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第10 議案第12号 平成22年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

内容説明を求めます。

山田教育次長。

○教育次長(山田栄明君)

議案第12号 平成22年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計補正予算(第2号)を説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。歳入歳出の補正であります。

歳入歳出の総額からそれぞれ905万5千円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ3億9,505万3千円とするものでございます。

2ページをお願いします。

はじめに歳入予算の補正ですが、2款2項の国庫負担金233万1千円の減額ですが、高校授業料無料化によります国庫負担金につきまして額の確定に伴い、補正するものでございます。

5款1目の他会計繰入金2,828万5千円の減額であります。一般会計からの繰入金の減額でございます。

次に6款1目の繰越金2,123万3千円の追加であります。前年度の事業確定に伴い、繰越金でございます。

3ページをお願いいたします。

歳出予算の補正でありますけども、1款1項総務管理費160万円の減額ですが、事業費のうち燃料、光熱水費等につきまして使用を精査し、不用額を減額するものでございます。

2款2目高等学校費の150万円の減額補正ですが、需用費の消耗品等につきまして実績を精査し、不用額を減額するものであります。

次に3項1目公債費の638万4千円の減額補正ですが、平成21年度屋内運動場建設事業が平成22年度に繰り越しになったことから、一部の償還金につきまして、平成23年度以降となるため、その不用額を減額するものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第12号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、議案第12号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第11 議案第13号 平成22年度北杜市病院事業特別会計補正予算（第3号）

日程第12 議案第14号 平成22年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算（第2号）

の以上2件を一括議題といたします。

内容説明を求めます。

比奈田市民部長。

○市民部長（比奈田善彦君）

議案第13号 平成22年度北杜市病院事業特別会計補正予算書（第3号）でございます。

1ページをご覧いただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、甲陽病院の療養棟改築工事の建築主体工事の建設改良費が確定したことによるものでありまして、財源更正等、不用額について減額補正するものでございます。

第2条でありますけども、2条の3行目、一番終わりのほうからですけども、資本的収入額からですけども、平成22年度の北杜市病院特別会計予算書、第4条の本文、括弧中を資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億9,448万5千円について、当年度分の消費税および地方消費税、資本的収支調整額で84万5千円と、それから過年度分の損益勘定留保資金1億9,364万円で補填するものということに改めます。これは内部留保資金で、財源補填をするものでございます。

資本的収入及び支出の予定額でありますけども、まず1款病院事業資本的収入でございます。4,568万2千円を減額して、5億9,803万9千円といたします。その内訳として、1項の企業債につきましては、病院事業債を2,900万円減額して、8,400万円に改めるものであります。

第2項の出資金につきましては、一般会計からの繰り入れ分として、合併特例債を充当するものでありまして、1,450万円を減額して4,150万円にいたします。

第3項の補助金についてですが、耐震化による臨時特例基金および市町村交付金64万8千円を増額いたしまして、3億3,308万8千円にするものでございます。

第4項の他会計負担金につきましては、病院の建設改良に伴う一般会計からの繰出金283万円を減額して、1億3,905万1千円とするものでございます。

次に支出であります。

第1款の病院事業資本的支出につきましては、第2項の建設改良費4,850万1千円を減額し、5億8,667万6千円とするものでございます。

第3条につきましては、予算書第6条中、病院事業債の借入限度額を8,400万円に改めるものでありまして、入札差金であったり、合併特例債が充当されたことによって、病院事業債の借り入れを減らすものでございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

続いて議案第14号 平成22年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算書（第2号）でございます。

1ページをご覧いただきたいと思います。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,701万4千円を追加し、予算の総額それぞれ1億1,880万7千円とするものでございますけども、これは繰越金および基金利子分を新たに財政調整基金として積み立てをするものでございます。

2ページ、3ページをご覧いただきたいと思います。

2ページの歳入でありますけども、5款の1項繰越金であります、1,658万7千円ありますが、これを補正し、繰越金の合計を2,176万1千円とするものでございます。

3ページの歳出でありますけども、3款1項基金積立金、財政調整基金への積み立てとして、1,701万4千円を積み立てるものでございます。

以上、説明を終わります。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第13号および議案第14号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第13号および議案第14号の2件につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論がある場合は、議案番号および議案名を述べてから討論に入ってください。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、議案第13号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第14号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第13 議案第15号 平成22年度北杜市明野財産区特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

内容説明を求めます。

明野総合支所長。

○明野総合支所長（堀内健二君）

議案第15号 平成22年度北杜市明野財産区特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明を申し上げます。

1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正であります。予算の総額から歳入歳出それぞれ2,909万5千円を減額し、予算の総額を1,276万5千円とするものであります。

2ページをお開きください。第1表 歳入歳出予算の補正でございます。

歳入であります。3款の繰越金でございます。1項朝神財産区繰越金116万2千円の追加をするものでございます。2項大平外壺字恩賜林保護財産区繰越金97万3千円を追加するものでございます。

5款繰入金であります。1項朝神財産区繰入金3,073万円を減額するものでございます。基金繰入金を減額するものでございます。2項大平外壺字恩賜林保護財産区繰入金50万円を減額するものでございます。これは基金の繰入金を減額するものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出であります。1款朝神財産区、1項管理費につきましては、2,956万8千円を減額するものでございます。事業の確定によりまして、不用額の減額補正を行うものでございます。

2款大平外壺字恩賜林保護財産区、1項の管理費47万3千円の追加につきましては、基金の積み立てのために追加補正をさせていただくものでございます。補正後の現計予算額の総額を1,276万5千円とするものでございます。

以上です。よろしくご審議をお願い申し上げます。ご議決をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第15号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第15号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第14 議案第16号 平成22年度北杜市須玉財産区特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

内容説明を求めます。

小澤須玉総合支所長。

○須玉総合支所長(小澤信義君)

それでは議案第16号 平成22年度北杜市須玉財産区特別会計補正予算(第1号)の説明をいたします。

1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額それぞれ624万2千円を追加し、総額をそれぞれ2,861万8千円とするものでございます。

内容ですけれども、下水道の宅内の補助の減と、それから繰越金の増ということでございます。

2ページ、3ページでございます。

歳入でございますけれども、3款の繰越金、4項の穂足財産区繰越金ですけれども、1,124万2千円を追加いたします。

それから6款4項穂足財産区繰入金、500万円の取り崩しの減でございます。

3ページ、歳出でございますけれども、先ほど申し上げましたように、宅内の整備への補助の件数の減ということで、500万円の減。それから下水道施設の整備基金への積み込みということで、1,124万2千円ということの積み込みをいたします。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決をいただきますよう、お願いをいたします。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第16号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第16号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第15 議案第17号 平成22年度北杜市高根財産区特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

内容説明を求めます。

浅川高根総合支所長。

○高根総合支所長(浅川明男君)

議案第17号 平成22年度北杜市高根財産区特別会計補正予算(第1号)について、ご説明をいたします。

1ページ目をお開きください。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ70万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億624万6千円とするものでございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。

歳入であります。3款繰越金、7項安都玉財産区繰越金870万円の減額であります。

6款繰入金、7項安都玉財産区繰入金800万円の追加であり、歳入は財源更正であります。

3ページをお願いいたします。

歳出につきましては7款安都玉財産区以降、諸支出金の70万円は交付金の減額であります。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決をお願いいたします。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第17号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第17号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第16 議案第18号 平成22年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

内容説明を求めます。

堀内明野総合支所長。

○明野総合支所長(堀内健二君)

議案第18号 平成22年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算(第2号)につきまして、ご説明を申し上げます。

1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正であります。

予算の総額から歳入歳出それぞれ2,490万円を追加し、予算の総額をそれぞれ5,495万6千円とするものです。

2ページをお開き願います。歳入であります。

1款財産収入、1項財産運用収入につきまして、124万円を減額補正するものでございます。利子の減額によるものでございます。

2款財産売り払い収入につきましては、2,590万円を追加するものでございます。道路拡張工事に伴います、土地の売り払い収入でございます。

3款繰入金につきましては、1項基金繰入金を300万円、減額補正するものでございます。

4款1項繰越金につきましては、268万円を追加させていただくものでございます。

5款諸収入、1項雑入につきましては、48万円の増額であります。これは植林地の補助金の確定によるものでございます。

歳出であります。2款総務費、1項総務管理費につきましては、2,540万円を追加補正するものであります。主に組合運営のための基金の積立金でございます。

3款事業費、1項計画調査費につきましては、50万円を減額するものであります。計画変更によりまして、調査費を減額するものでございます。

補正後の予算現計額の総額を5,495万6千円とするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどをよろしくお願い申し上げまして、ご議決をいただけますように、お願いを申し上げます。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第18号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第18号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第17 選挙第2号 峡北広域行政事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

峡北広域行政事務組合議会議員に清水進君、篠原眞清君、風間利子君、坂本静君、利根川昇君、千野秀一君、内田俊彦君、坂本治年君、私 秋山俊和、渡邊陽一君の10人を指名いたします。

ただいま、議長が指名いたしました10人を峡北広域行政事務組合議会議員の当選人と定め

ることにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました諸君が峡北広域行政事務組合議会議員に当選されました。

ただいま、当選されました諸君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、告知いたします。

○議長(秋山俊和君)

日程第18 選挙第3号 峡北地域広域水道企業団議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

峡北地域広域水道企業団議会議員に相吉正一君、小林忠雄君、小尾直知君、渡邊英子君、秋山九一君、中村隆一君、清水壽昌君の7人を指名いたします。

ただいま、議長が指名いたしました7人を峡北地域広域水道企業団議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました諸君が峡北地域広域水道企業団議会議員に当選されました。

ただいま、当選されました諸君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、告知いたします。

○議長(秋山俊和君)

日程第19 選挙第4号 山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員に、中嶋新君を指名いたします。

ただいま、議長が指名いたしました中嶋新君を山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました中嶋新君が山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま、当選されました中嶋新君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、告知いたします。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は3月15日、午前10時に開きますので、全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変、ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時18分

平成 2 3 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

3 月 1 5 日

平成23年第1回北杜市議会定例会（3日目）

平成23年3月15日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 会派代表質問

日本共産党 清水 進君
北杜クラブ 中嶋 新君
明政クラブ 坂本治年君
市民フォーラム 小林忠雄君
公明党 内田俊彦君

2. 出席議員（22人）

1番	小須田稔	2番	中山宏樹
3番	相吉正一	4番	清水進
5番	野中真理子	6番	篠原眞清
7番	風間利子	8番	坂本静
9番	小林忠雄	10番	中嶋新
11番	保坂多枝子	12番	利根川昇
13番	千野秀一	14番	小尾直知
15番	渡邊英子	16番	内田俊彦
17番	坂本治年	18番	秋山九一
19番	中村隆一	20番	清水壽昌
21番	秋山俊和	22番	渡邊陽一

3. 欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(39人)

市長	白倉政司	副市長	三井弘之
総務部長	進藤芳彦	企画部長	清水克己
市民部長	比奈田善彦	福祉部長	原かつみ
生活環境部長	堀内誠	産業観光部長	名取重幹
建設部長	深沢朝男	教育長	井出武男
教育次長	山田栄明	教育次長(図書館担当)	老松正樹
会計管理者	坂本正輝	監査委員事務局長・ 農業委員会事務局長	清水春昭
明野総合支所長	堀内健二	須玉総合支所長	小澤信義
高根総合支所長	浅川明男	長坂総合支所長	輿石君夫
大泉総合支所長	浅川正己	小淵沢総合支所長	坂本敏二
白州総合支所長	伏見常雄	武川総合支所長	松永直樹
政策秘書課長	坂本吉彦	総務課長	菊原忍
企画課長	大芝正和	財政課長	秋元達也
地域課長	高橋一成	管財課長	篠原直樹
市民課長	赤岡恵美子	介護支援課長	深澤久美子
福祉課長	浅川輝夫	子育て支援課長	吉田昌司
農政課長	中山欣也	観光課長	浅川一彦
住宅課長	平井光	教育委員会付課長	横谷勉
教育総務課長	伊藤勝美	生涯学習課長	水上英子
学校給食課長	矢崎総一		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3人)

議会事務局長 伊藤 精二
 議会書記 上村 法広
 " 小澤 章夫

開議 午前10時00分

○議長（秋山俊和君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしく願い申し上げます。

最初に、このたびの東北地方太平洋沖地震により、不幸にも犠牲となられた方々に対し、黙祷を捧げたいと思いますので、恐れ入りますが、ご起立を願います。

（ 黙 祷 ）

お直りください。

ご着席ください。

ただいまの出席議員数は22人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

諸報告をいたします。

去る11日、東北地方の太平洋沖を中心に、過去に例のない、非常に大きな地震が発生し、津波によって多くの町が壊滅状態となり、多くの方が犠牲となりました。今もなお、行方不明の方々が多くおられ、また大変寒い中、避難生活を強いられている方々もおおぜいおられる状況を考えますと、非常に心の痛む思いであります。

北杜市議会といたしましては、被災された皆さまに対し、心からお悔やみとお見舞いを申し上げますとともに、一刻も早い復興をご祈念申し上げ、議員一同から義援金50万円をお送りすることといたしましたので、ご報告いたします。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご承知願います。

次に日程に先立ち、白倉市長から発言の申し出がありましたので、許可いたします。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

3月11日、午後2時46分ごろ、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0という、過去最大級の地震が発生いたしました。これにより東北地方や関東地方を中心に、かなり広い範囲で大きな被害が発生しております。被災された方々には、心からお見舞いを申し上げます。

なお、今も余震が続いておりますので、議員各位をはじめ市民の皆さんにおかれましても、引き続き注意深く、テレビ、ラジオや防災無線などからの情報等に気をつけ、落ち着いて行動されるよう、お願いいたします。

本市におきましても、地震発生直後に災害対策本部を設置し、高齢者をはじめとする市民の安否確認やライフラインの被害状況等の確認を行ったところでありますが、大きな被害がなかったことは不幸中の幸いでありました。この間、昼夜を分かたず、ふるさと北杜を守り、市民を守るためにご尽力をいただきました関係各位に対し、厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。

また地震の影響から東京電力では、計画停電を実施することとなりましたが、その際は電気が切れるだけでなく、水道などライフラインへの影響や医療や保健機器の利用など、さまざまな影響も懸念されます。われわれにできることは節電であります。連絡・連携を密にし、国が直面しております、この危機を乗り越えていくことができるよう、ご理解とご協力を私からもお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

日程第1 会派代表質問を行います。

今定例会には、5会派すべてから会派代表質問発言通告がありました。

なお、このたびの大震災による諸般の事情から、今定例会に限り、質問の割り当て時間を1人10分と申し合わせましたので、ご承知置き願います。

ここで、各会派の質問順位および代表質問、一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

1番 日本共産党、20分。2番 北杜クラブ、70分。3番 明政クラブ、60分。4番 市民フォーラム、30分。5番 公明党、20分となります。

それでは順次、質問を許します。

はじめに、日本共産党の会派代表質問を許します。

日本共産党、4番議員、清水進君。

清水進君。

○4番議員（清水進君）

3月11日発生した東日本大震災は、日本での観測史上最大の巨大地震とされ、地震と津波による被害は甚大なものとなっております。日本共産党は痛ましい、犠牲となった方々に対し、謹んで哀悼の意を表するとともに、被災者の皆さんに心からお見舞いを申し上げます。

被害に遭っている宮城県名取市の姪と昨夜、電話連絡が取れました。昨日、初めてテレビが映り、被害の深刻さにこんなにひどいのかと驚いたとのことでした。現地では、水や食料が不足しております。また皆さんに節電に協力してくださいとのことでした。一日も早く支援の手が差し伸べられるよう願うと同時に、私たちが直ちに協力できることを行っていきたいと考えております。

今年最初の定例会で日本共産党を代表し、市政の4点について、お伺いをいたします。

最初に国保税に関係し、3点の質問を行います。

市では、国保税の横ばい、医療費の増加によって、国保特別会計の基金を取り崩しているが、それだけでは解決できないとし、新年度国保税の税率改定、値上げを2月の国保運営協議会に提案を行いました。

市の資料では国保税の収納率、平成18年92.86%から平成22年の11月時点では91.92%と低下をしています。また国保税所得階層別一覧で、所得200万円以下の世帯構成は平成20年63.94%、平成22年69.12%と所得の少ない世帯が増加をしています。低所得者がもともと多い国保で、これ以上の値上げになると、どのように生計を維持し生活すればよいかとの悲鳴の声が出ております。

国保税が高い根本的な原因は、1984年に国保に対する国庫負担を減らしたからであります。国保会計に示す国庫負担の割合は1984年の約50%に対し、2008年度には24%に半減しています。一方、1人当たりの国保税は同じ時期に約3万9千円から9万円と倍増しています。民主党政権は、これを是正するどころか、国保税を一層値上げするべきと号令をかけました。多くの市町村が国保税の高騰を抑え、自治体独自の減免を行うため、一般会計から国保会計に国の基準、法定額以上の公費を繰り入れておりますが、民主党政権はこれをやめて、その分は保険税の引き上げをするよう指示する通達を、昨年度5月に出しております。さらに収納率向上の掛け声のもとで、生活や営業が厳しくなり、国保税を滞納せざるを得なくなった

人に救済の手を差し伸べるところか、かけなしの預貯金や家電製品まで差し押さえるなど、無慈悲で強権的な取り立てが全国で横行しています。

国民健康保険は社会保障および国民保険の向上、国保法第1条を目的とし、国民に医療を保障する制度であります。その制度が国民の生活苦に追い討ちをかけ、人命を脅かすことがあってはなりません。市ではこの間、産業立地事業費助成金交付要綱により、進出企業に助成を行っております。市民生活は長引く不況と雇用不安により、暮らしが一層大変になっています。暮らしを支え、命を守ることは、自治体の重要な仕事です。市長の決断があれば、一般会計から国保特別会計に繰り入れ、税率を据え置くことも可能であります。

- 1．一般会計から国保特別会計へ繰り入れを行い、税率を据え置くこと。
- 2．7割、5割、2割の法定減免以外に、市長が認める減免を病気や離職など、前年所得が大幅に下がる場合の項目を新たに設けること。
- 3．国保法44条、患者負担の減免制度の早期実施について。

以上3点について、市の見解を求めます。

第2に、地域委員会を条例措置によって恒常化する考えはないか、伺います。

新潟県上越市では、全国最多の14市町村が合併をいたしました。各地域は新市をつくるため、当初から地域自治組織を置き、旧町村単位に地域協議会の委員を公募公選制度によって選挙によって選ぶ方法を導入し、各協議会の定員は合併前の旧町村議員と同じで、無給となっています。さらに旧町村役場は総合支所として残され、ある程度までは予算執行の裁量権が与えられております。このあと、この地域自治組織を合併特例ではなく、条例措置によって恒常化するとともに、2009年秋には旧上越市内にも設置し、住民自治を強化しています。昨年度からは地域活動資金制度が設けられ、総額で2億円であります。地域自治区ごとに配分し、ソフト事業、ハード事業の用途を特定せずに各地域協議会が事業内容を検討、決定する仕組みができています。基礎自治体があった時代とは比べようがありませんが、住民がみずから意思決定して、地域づくりのために財源が一定確保されていることが特色となっています。

北杜市においても支所に独自の予算や人員を手当し、住民に近いところで、地域づくりをしていくことが重要となっています。そうすれば、総合支所は単に市役所の出先機関という役割だけでなく、地域経済振興やまちづくり、住民自治の拠点としての機能を高めていくこととなります。住民の生活領域に近い範囲の地域的個性を尊重し、住民自治を保障しながら、それを活用して地域づくりを進めていく仕組みができ上がっております。北杜市では地域委員会を条例措置によって、恒常化する考えはないか見解を求めます。

第3に子育て支援の拡充、子どもの医療費窓口無料を中学3年生まで拡大することについて、伺います。

格差社会拡大の中、全国的にも子どもの貧困問題が取り上げられております。子どもは社会の宝であり、子育て支援は自治体の重要な施策となっています。その1つである子どもの医療費、窓口無料化制度は県内市町村においても、中学3年生まで拡大する自治体が増えております。本年度より、お隣り韮崎市でも実施を予定していることが報道されております。北杜市においても中学3年生まで拡大することを求めます。市の見解を求めます。

第4に、特別養護老人ホームの待機者解消への市の具体策について、伺います。

山梨県が公表している特別養護老人ホーム入所申込者数等調査で、北杜市の特別養護老人ホーム申込者は2009年352人、2010年度は397人と増加をしています。家族で毎

日、介護されている方は大変な苦勞をされております。待機期間が長く、特養に申し込んでも空きがなく、介護施設に入所している方もおります。高齢者の尊厳が守られ、家族が安心して暮らしていくため、1.待機期間を短縮すべく、市の対策はどのように行っておりますか。2.待機中の家族への支援は、どのようにされていますか。

以上2点について、市の見解を求め、私の代表質問を終わります。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

清水進議員の日本共産党の代表質問にお答えいたします。

はじめに国保税の引き下げについて、いくつかご質問をいただいております。

一般会計から国保特別会計への繰り入れについてであります。

一般会計から国民健康保険事業特別会計への繰り入れについては、国から基本的な考えが示されており、北杜市においても、その基準に基づき繰り入れを実施しているところであります。北杜市では、平成23年度一般会計から国民健康保険特別会計へは、法で定められた人件費などの財政安定化支援分や軽減世帯の影響分を補填するための負担分として、3億2千万円の繰り入れを予定しております。

また法定外繰入金として、乳児医療費や重度医療費の窓口無料化など2,200万円を繰り入れ、一般会計からの繰入総額は3億4,200万円となっております。

国保税の負担軽減を目的に一般会計から法定外の繰り入れを行うことは、国民健康保険加入者以外の市民との負担の公平性や受益者負担の観点から、好ましいことではないと考えているところであります。

次に、地域委員会についてであります。

本市の地域委員会は、合併協議によって地方自治法上の付属機関として、設置されたものであります。地域のことは地域で決めるという趣旨に沿って設置された地域委員会では、地域委員会の予算使途提案事業の活用により、地域の特色を生かした、自主性に富んださまざまな事業が実施されているところであります。

ところで、ご提案の地域協議会は、地方自治法に基づく、地域自治区を設けた場合に置かれるものであります。合併した北杜市としては、北杜市は1つ、一体的な行政を推進しているところであり、新たな地域自治区を設置し、地域協議会を設けることは考えておりません。

次に、中学3年生までの医療費の窓口無料化についてであります。

市では少子化対策の一環として、平成21年4月より、子ども医療費の無料化の範囲を小学3年生まで拡大しております。この無料化の範囲をさらに中学3年生まで拡大することについては、国においても子ども手当の制度が創設され、子育て世帯に対する経済的な支援の充実が図られていること等から、状況を見極めつつ、慎重に検討すべき課題であると考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

比奈田市民部長。

○市民部長（比奈田善彦君）

清水進議員の日本共産党の代表質問にお答えいたします。

国保税の引き下げについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに国保税の減免対象の拡大についてであります。税の公平性を十分に考慮し、検討してまいりたいと考えます。

次に国保法44条、患者負担の減免制度の実施についてであります。

平成21年度に、全国数十の市町村を対象にモデル事業として実施されたところであります。県内でもモデル市町村があったところでありますが、制度の利用実績がないという結果と聞いておりますので、当面実施する状況にないと考えているところでございます。

次に特別養護老人ホームの待機者について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、待機期間の短縮に対する対策についてであります。

本市における特別養護老人ホーム4施設においては、現在、平成20年度から21年度に申し込まれた方が、入所の順番を待っているところでございます。しかし、それ以前に申し込まれた方が100人ほどおられるところであります。在宅介護の継続や現在、入所中の施設での介護を希望されるなどの理由によって、入所を先送りされている方もいることが、待機期間が長くなる要因になっているとも考えられております。

なお、平成23年度中には、泊まりも通所もできる、19人定員の小規模多機能型居宅介護施設事業の参入を計画しておりますので、在宅生活への支援につながっていくものと考えております。

次に、待機家族への支援についてであります。現在、待機者の半数が在宅で入所を待っておられます。在宅サービスの組み合わせを工夫するなど、ケアマネジャーとの十分な話し合いを支援したいと考えております。また、市の介護用品支給事業などの活用もさらに広めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

清水進君。

○4番議員（清水進君）

では地域委員会のことについて、再度、お伺いをいたします。

現在、組織されている地域委員会の審議は市長より意見を求められた案件、諮問事項を協議しています。今、北杜市は面積が広く、少子高齢化が本当に進んでいる状況があります。やはり旧町ごとに、きめ細かなまちづくりが必要だと思います。特に柱となる地域振興は、住民と行政が一体となって、まちづくりを進めていくことが必要であります。住民の力に依拠した事業展開があって、地域も活性化していくと思います。上越市のように、条例で定めることによって地域委員会を位置づける、このことについて再度、お伺いをいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

進藤総務部長。

○総務部長（進藤芳彦君）

地域委員会の考え方でございますけども、合併当初におきまして、今現在の地域のこと、地域の特色、そういったことについて、地域委員会で、予算使途の関係の予算を使いまして、特色ある地域の事業をやっていくということで、機能させたいということでやっております。

それを自治法上の地域自治区という新たな区域を設定して、そして、その中で地域協議会を設置して、そこにまた新たな権限を付するというのではなくて、今の地域委員会で規模的に言いかけても、十二分に機能していくというふうに考えておりますので、現在の体制でやっていくということで、ご理解を願いたいと考えております。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

清水進君。

○4番議員（清水進君）

最後に1点、国保の減免について、お伺いをいたします。

法定減免というのは、実際にありますけれども、市長が認める減免というのは、この北杜市で実際に認められてきたのかどうかという点であります。病気になった方が前年の所得で課税されます。所得がなく、重度の障害者になる。そのときに国保税が掛けられる、これは大変な事態であります。いったん、払えなくなると滞納になる。こうした点では、減免が必要ではないか、お答えをお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

比奈田市民部長。

○市民部長（比奈田善彦君）

清水進議員の再質問にお答えいたしますけれども、今まで法定外も含めて、そういった減免はした経過がございません。非常に低所得者が増えている傾向にあることは事実なんですけれども、市の体制としましては、短期証等を交付する中で、段階的な指導を行い、配慮もしながら取り組んでいる状況でございます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

よろしいですか。

（はい。の声）

清水進君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

（なし）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、日本共産党の会派代表質問を終結いたします。

次に、北杜クラブの会派代表質問を許します。

北杜クラブ、10番議員、中嶋新君。

中嶋新君。

○10番議員（中嶋新君）

まず北杜クラブを代表いたしまして、一言申し上げます。

今般の大災害、被災者の皆さまに哀悼の意を表しますとともに、また一日も早い復興を願っております。

代表質問に入ります。

最初に当初予算と行財政改革について、伺います。

本市は市債の償還を最優先し、行政組織の簡素化や事務事業の効率化を追求し続けています。今後もさらに市民と行政が共通したビジョンを共有し、早期に行政組織と財政を再構築する必要があります。

以上の観点から、以下4点について伺います。

最初に1点目として、前年度比13億9,803万円、4.9%減の総額270億158万1千円の平成23年度当初予算の概要について伺います。

長期的見地からは市債残高が全会計ベースで、今後、見込み額が868億円となり、ピーク時の1,009億円から約141億円減少し、将来の負担を軽減しております。合わせて基金の総額は、129億円程度に増加する見込みと聞いております。しかしながら総額で、今後、縮減されていく予算の中で、事業の選択と集中を図り、市民の需要に即した予算運用と事業執行が特に重要度を増していくと思います。

そこで2点目に、予算編成にあたり昨年度実施されました事務事業の評価をどのように反映させたのか、伺います。

次に3点目としまして、本庁に新設されました収納課や、本市の特色を表しております食と農の杜づくり課など、また総合支所においては、2課体制となった成果および23年度以降の具体的な組織機構改革の取り組みを伺います。

最後に4点目としまして、旧町村8地区を地区ごとに4つにセンター化しました。広域的な整備を必要とします上下水道センターや文化協会や体育協会など、市民の自主的な生涯学習の拠点であります教育センターの成果と、それに関わる諸団体の自立、促進に対する事務事業の方策など、将来に向けた協働体制に対する取り組みについて伺います。

2項目としまして、小中学校の統合整備計画について、伺います。

本市の小中学校の統合整備計画は、平成25年4月に開校予定の長坂地区の仮称、統合小学校は市内の小中学校でも今後、400、500人の最大規模となり、将来に向けての具体的事例となると思います。

今後、長期的な見地から小中学校の具体的な統合整備計画について、以下4点、伺います。

最初の1点目としまして、今年度、建設予算額ですね。10億877万円余を計上しました仮称、長坂統合小学校の概要と特色および、建設時期と生徒の学習面を含めたタイムスケジュールをお伺いします。

2点目としまして、それにまつわる通学手段の確保や周辺の環境整備への取り組みについて、伺います。特に今後、地域や保護者に対しての十分な意見の聴取や説明が必要と思われます。

次に3点目としまして、生徒数の激減により、部活動や教職員の確保等々、喫緊の課題を抱えております。単独の中中学校としての適正化、将来的には4校に統合する構想等をお聞きしておりますが、後は長期的な展望に立って、適正配置や当然、財源確保の面から、順次、統合整備していくことと思いますが、これらについては、具体的な統合計画の検討と説明が今後、必要かと思えます。当局の見解を伺います。

最後に4点目としまして、同じく施設整備事業に本年度、配送と受け入れの両面で総額5,382万円余が計上されております。学校給食施設の整備に伴い、以前より当クラブで提言しておりますランチルームの設置など、全市で共通した具体的な食育の推進について、長期的な見解を伺います。

続きまして、地域農業の推進について伺います。

全国的な課題であります農業従事者の高齢化、また担い手不足、国際的にはTPPに代表されます貿易完全自由化による農産物の価格の下落など、中山間である本市にとっては、将来にわたり、さらに厳しい現実が予測されます。本年度も積極的に各種の事業を多方面から実施はしております。本市はさらに、この対策事業を推進していくという観点から、今後の展望を伺います。

最初に1点目としまして、都市部から人材を受け入れ、人材の育成をしています地域おこし協力隊の具体的な取り組みと活動状況について、伺います。

次に2点目としまして、農用地利用集積計画による賃借権の設定に標準小作料の50%を助成しています、担い手農業者育成事業の実績と集積に関する成果について伺います。

次に3点目としまして、農業者戸別補償事業を推進するための経費を助成する新規事業である地域農業再生事業の目的と取り組みについて、伺います。

最後に4点目としまして、山林や里山に隣接する地域の小規模農地、また大型機械を導入する、また大量生産を可能とする畑総の整備事業の推進について、当局の長期的な構想を伺います。

続きまして、緊急雇用対策事業について伺います。

平成21年度から実施しております緊急雇用対策事業は、この厳しい経済環境の中、市民の雇用機会の創出と地域経済の活性化のため、重要な施策であります。しかしながら、国の緊急対策として、財源のほとんどが国、県の補助金で賄われております。今後、財源的には期間が限定されてまいります。継続性と本市の恒常的な、これによる人材と関係団体の育成の取り組みについて、以下4点について伺います。

最初に1点目としまして、21年、22年度における緊急雇用対策事業に伴う各種団体の自立と人材育成の取り組みの成果および次年度、23年度の事業総数でいきますと45、雇用総数130名、総事業費2億2,990万円余の今般の緊急雇用対策事業について、具体的な取り組みを伺います。

次に2点目としまして、市において、特に成長分野として期待されております、この観光産業の中で、中心的な役割を期待されておりますリトリートの杜の推進事業およびプラットフォーム支援事業の具体的な成果と取り組みについて、伺います。

3点目としまして、観光産業における統一した企画や広報の継続性、また地域人材育成は重要であります。そこで観光産業における雇用対策の具体的な取り組みと、今後の財源確保と助成の方向性について、伺います。

最後に公共施設の整備計画について、伺います。

平成23年度の主要事業のうち仮称、長坂統合小学校や、これも仮称ですけども、武川コミュニティセンターなど、大型公共施設の建設事業が計画されております。新市建設に伴う各種の公共施設整備事業ではありますが、行財政改革アクションプランに示されております類似施設の統合や適正配置による削減および管理形態の効率化など、市全域と全市民を対象に考慮した利用の目的の明確化と適正配置が重要であります。

そこで以下、4点について伺います。

最初に1点目としまして、老朽化が進む大泉町、小淵沢町などの総合支所および大泉町の総合会館の今後の長期的な整備構想について、伺います。

次に2点目としまして、高根町、長坂町、須玉町に整備されています既存のホール等の大型施設をさらに有効に利用するため、使用目的の明確化など有効利用策について見解を伺います。

次に3点目としまして、23年度予算に設計業務費1,400万円余を計上している、先ほど申しました仮称、武川コミュニティセンターの概要について伺います。

次に4点目としまして、当センターに対する建設検討委員会の設置の要綱と協議すべき内容について、伺います。

以上5項目について、伺います。ご答弁、よろしくお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

中嶋新議員の北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

はじめに、平成23年度当初予算について、いくつかご質問をいただいております。

当初予算の概要についてであります。

来年度の当初予算につきましては、徹底した歳入歳出の見直しを行い、財政調整基金の取り崩しを回避するとともに、北杜市総合計画の着実な推進を図るため、少子化対策を重点化事業として、多くの新規事業を計上いたしました。

さらに仮称、長坂統合小学校や仮称、武川コミュニティセンターの建設などの大型事業も推進することといたしました。また、人と自然と文化が躍動する環境創造都市のシンボルと言うべき北杜サイト太陽光発電所の無償譲渡を受け、同施設を環境行政の拠点施設として、これまで以上に有効活用していく予算を計上したところであります。

さらに朝鮮文化を日本に紹介し、日韓の架け橋となった本市出身の浅川巧の生誕120周年を記念とする諸事業を、日韓両国内で実施することとしております。このように、今回の予算は努力と工夫を重ね、限られた財源の重点的かつ効率的な配分に努めることによって、編成したものであります。

次に地域農業の推進について、いくつかご質問をいただいております。

地域おこし協力隊についてであります。

本市の農業振興の現状は、農業従事者の高齢化や担い手の減少、耕作放棄地の増大等、いくつかの課題を抱えております。一方、都市居住者は若年層も含め、生活の質の向上や心の豊かさを求めて、自然環境や歴史・文化等に恵まれた農村地域で生活することへのニーズが高まってきております。

このような背景がある中で、3大都市圏をはじめとする政令指定都市等に生活の拠点を置く住民が1年から3年間、本市に居住し、農業技術の習得と地域活動等の行事に参加することを通して、新たな担い手として育成し、引き続き市内へ定住することを目的に、北杜市地域おこし支援事業を実施しております。

現在、6つの支援機関で8名の協力隊員が活動しており、加えて3月中に1名の協力隊員を委嘱する予定であり、隊員の定住促進に向け、サポートを続けてまいります。また、同事業は平成23年度で終了予定ですが、平成24年度以降も継続できるよう国に要望してまいります。

次に緊急雇用対策事業について、いくつかご質問をいただいております。

各種団体の自立と人材育成についてであります。

国の100%補助による緊急雇用対策事業の目的は、雇用情勢が厳しい状況下、失業者の生活の安定を図るため、ふるさと雇用再生特別基金事業や緊急雇用創出事業により、市が事業主体となり、新たに雇用機会を創出する事業であります。

なお、ふるさと雇用再生特別基金事業、重点分野雇用創出事業、地域人材育成事業については、自立した民間企業やNPO法人、その他の法人等に対する委託事業になります。

また、地域人材育成事業の事業主は雇用した失業者に対し、職場での実務体験や職場外での講義等を受講するなどの組み合わせによる人材育成計画を策定し、育成に取り組んでいくこととなっております。

次に公共施設の整備計画について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、総合支所を含めた総合会館等の整備計画についてであります。

総合支所、出張所のあり方は市役所本庁舎の位置と併せて避けて通れない課題であり、交通事情、他の官公署との関係など市民の利便性を考慮し、市民の意見をふまえて検討する必要があると考えております。

このため、平成23年度に庁内に職員による検討会を設置し、施設の状況や財政負担などについて検討し、平成24年度は市民も参加しての検討委員会を設置することとしております。この過程において、総合会館等につきましては、市民の利便性の向上を図るため、利用状況、目的、必要性、公平性等の観点から見直しを行い、多機能型施設としての活用や他用途での活用などを検討してまいります。

次に仮称、武川コミュニティセンターの概要と建設検討委員会についてであります。

市民が交流できる施設として、要望がありましたコミュニティセンター施設につきましては、これまでに、男女共同参画や障害者の活動支援センターとの複合施設として、検討してまいりましたが、具体的な計画までには至りませんでした。しかしながら、耐震化されている施設は武川保健センターしかないことや用地の取得も済んでいること、また武川地域委員会から300人程度の集会場、会議室、文化活動、子育て等の機能を有する施設建設要望書が提出されるなど、市民からの要望も多いことから、武川教育福祉センターと武川会館の機能に加え、子育て支援や防災などの複合施設として、建設することとしたところです。このことから、白州総合会館と同程度の規模で、図書館、地区公民館、放課後児童クラブなどの子育て支援、多目的ホール、防災備蓄庫などを設置することとしたところです。

基本的な配置や機能、武川教育福祉センター、武川会館の跡地利用などにつきまして、それぞれの機能に関係する市民の代表者や地元関係者などによる建設検討委員会において、ご意見をいただきながら進めてまいります。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

井出教育長。

○教育長（井出武男君）

中嶋新議員の北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

はじめに、教育部門の統合についてであります。

平成22年度から8教育センターが4教育センターになり、それぞれが2地区を担当しております。各教育センターには町担当があり、それぞれの地区を担当し、各支部体育協会・各地区文化協会など諸団体と協働する中で、体育祭・文化祭などの事業を実施しております。青少

年関係につきましては、1人の青少年育成カウンセラーが2地区を担当し、事業を開催しておりますが、1年の経過を見ますと、従前どおりの活動ができていると思われま

す。今後においては、事業開催にあたり行政と諸団体の協働はもとより、2地区での協働も図られるものと期待するところであります。

次に小中学校の統合整備計画について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに長坂統合小学校の概要、建設スケジュール等についてであります。

長坂統合小学校の建設にあたっては、学習効果、安心・安全の学校づくり、地域の誇り、環境にやさしい学校づくり、この4点を基本方針として決めました。これを具体化する特色として、施設の配置については、校舎の裏側に死角がなく、児童と車の動線を分けるなど、安全に配慮したコンパクトなものとしております。校舎については、中心にメディアセンターを、正門やグラウンドの管理がしやすい位置に校務センターを配置し、教室にはオープンスペースを確保したほか、言語障害のある児童向けの通級指導教室、いわゆる、ことばの教室も設置する予定でございます。

建設スケジュールについては、本年7月ごろより旧校舎などの取り壊しを行い、年度後半には、新しい校舎および屋内体育館の建築に取り掛かる予定です。

また、平成25年4月の開校を円滑に行えるよう、統合する長坂地区の4小学校の児童間において、24年度から学校行事などの交流を行う予定です。

次に、通学手段や周辺環境整備への取り組みについてであります。

通学手段、通学路や安全対策については保護者の方々の関心も強く、重要な課題だと考えております。今後、長距離を移動する児童が増えることとなりますので、一定距離を超える児童については市民バスを利用してもらうなど、教職員と連携して案を検討し、いずれ保護者の意見を伺う機会を持ちたいと考えております。また建設工事において、通学児童と車の動線の分離、バス乗降場所や外周などの整備も行っております。

次に、中学校の適正化に伴う統合整備計画についてであります。

中学校の適正規模の確保については、クラス替え、部活動や教科指導などに支障があることから、なるべく早期の統合が望まれているところでございます。

教育委員会においては、昨年に策定した市立小中学校適正配置実施計画に基づき検討を行ってまいりましたが、来年度には、配置案について関係者へ説明を行ってまいります。

次に、学校給食施設整備に伴う食育の推進についてであります。

現在あります単独調理場の5施設のランチルームにつきましては、給食施設の整備統合を行いましても、可能な限り利用することを考えております。また、ほかの小中学校におきましては多目的室、空き教室、会議室等を利用して、必要に応じまして異学級・異学年の交流が実施可能と思われま

す。食育の推進につきましては、現在、他部局との連携を図りながら、地元の農産物を学校給食に取り入れて地産地消を進めるとともに、食材を提供しております生産者、加工業者、流通関係者の思いを児童生徒に伝えるため、地域に根ざした学校給食感謝祭を年間計画で行っているところでございます。このことにより生産者等と直接顔を合わせ交流でき、給食を支えております方々と、その苦勞を知り、食・農に対する理解を深め、加えて感謝の心を持ち、郷土愛に満ちた子どもの育成につながることを目指し、今後も一層の推進を図りたいと考えております。

次に、ホール等の使用目的の明確化と有効利用策についてであります。

ご案内のように市内には須玉ふれあいホール、高根ふれあい交流ホール、長坂コミュニティホールの3館の公立ホールがございます。いずれも市内にしながら、一流の芸術・文化に触れる機会を設けるとともに、市民が芸術・文化活動の研鑽を積み、市民みずからが発表する場、地域コミュニティの形成に寄与する施設として活用されてきております。

今後も芸術・文化の鑑賞の場、市民の芸術活動の発表の場、また地域コミュニティを形成する施設として、適正に管理してまいりたいと思います。

平成23年度には、さらに充実した運営をするため、北杜市ホール運営検討委員会を設置し、自主公演の選定や統一された企画運営、複合施設としての運営のあり方、また将来の指定管理者制度導入を視野に適切なホール運営について、検討する予定になっております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

清水企画部長。

○企画部長（清水克己君）

中嶋新議員の北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

平成23年度当初予算について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、予算への事務事業評価の反映についてであります。

来年度の当初予算につきましては、平成22年度の事務事業評価結果をふまえ、予算編成を行ったところであります。具体的には、武川保健センター施設管理事業につきましては、他施設との統合の方向性が示され、同センター内に武川総合支所を移転することによって、多目的施設とするものであります。また、精神障害者社会復帰相談指導事業につきましては、複数の会場で行われていた事業を、長坂高齢者体力づくりセンター内に整備する障害者総合支援センターで総合実施することにより、事業の充実を図るものであります。

さらに風林火山館運営事業を廃止し、来年度予算に跡地の原状回復経費を計上する等、役割を終えた事業を廃止するとともに、補助金の見直しを行うなど、事務事業評価によって、事業の廃止、縮減等の方向性が示された事業について、予算に反映したところであります。

次に、組織機構改革の取り組みについてであります。

人口減少、少子高齢化が進行するとともに、市民ニーズの多様化、環境問題などの社会情勢の変化により、本市を取り巻く環境はめまぐるしく変革しています。特に人口減少による市税収入の伸び悩みや地方交付税の段階的な減額など、厳しい財政環境が続くことが予想されます。このため財政基盤の強化、組織や事務の簡素効率化と市民と行政の役割分担の明確化を基本理念として、行政改革に取り組んでいるところです。

昨年度は、自主財源の確保と市民負担の公平性・公正性を目的に収納課を設置し、滞納整理の強化を行い、収納率が向上したところであります。また、食と農の杜づくり課においては、食の安全、安心や食育、学校給食への地元農産物の提供などの成果を挙げているところです。

総合支所は、幅広く市民に対応することが求められているとともに、イベントや業務内容によっては、仕事の繁忙期における職員の相互応援が必要なことから2課体制としたところであり、イベントや選挙事務、住民税申告受付などに対応しているところでございます。

今後も、第2次北杜市行政改革大綱の新たな経営改革の研究と活力ある組織づくりの推進において、機能性・効率性を重視した組織の再編等に継続的に取り組むこととしております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

堀内生活環境部長。

○生活環境部長（堀内誠君）

中嶋新議員の北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

上下水道部門の統合についてであります。

各地域の業務を集約し、緊急時の上下水道事故対応など施設維持管理を効率的に行い、利用者への給水サービスの向上と適正な人員配置により、上下水道事業経営の改善を図ることを考え、昨年4月より2地区を統合した各上下水道センターにおいて、上下水道施設の維持管理や料金徴収などの窓口業務を行っております。

利用者の主な申請手続きにつきましては、上下水道センターのない地域については、総合支所で受付を行っており、負担をお掛けしないように努めております。

上下水道施設工事や事故による住民対応につきましては、各上下水道センターの所轄エリアは広大になりましたが、統合により職員体制が整い、同時に発生する複数の事故等の対応が可能となり、本庁とも連携を図り、広報活動や行政区との連絡調整を十分行い、住民生活への影響をできるだけ少なくするよう努めております。

また、水利組合などの諸団体に関する対応につきましては、上下水道センターとの連携が図られており、2地区統合により効率的な業務が執行されているものと考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

名取産業観光部長。

○産業観光部長（名取重幹君）

中嶋新議員の北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

はじめに地域農業の推進について、いくつかご質問をいただいております。

担い手農業者育成事業についてであります。

本市では北杜市担い手農業者育成条例に基づき、農業後継者や新規就農者、ふるさとへのUターン青年等の中から、意欲ある農業経営者を育成し、担い手の確保を図っております。農業教育研修助成金については、新規に就農する農業研修生を受け入れる市内の農家に対して、研修生1人につき1日1,500円以内の助成をしております。合併以来、平成22年度までに23名の研修生が育ち市内で就農しており、新年度においても8名ほどの研修生を受け入れる予定であります。

次に、地域農業再生事業についてであります。

平成23年度からの農業者戸別所得補償制度の本格的実施により、米だけでなく麦・大豆・そば等の畑作物も含まれることになり、これらの生産数量目標の検討、生産振興策等が必要となります。

農業者戸別所得補償制度は、農業経営の改善や自給率の向上を目指しており、この目的を達成するためには担い手の育成確保、農地の有効利用などの相互連携できる体制の整備が必要となります。

今後の取り組みとしましては、国の指導により、平成23年度中に北杜市水田農業推進協議会、北杜市担い手育成総合支援協議会、北杜市耕作放棄地対策協議会の3協議会を、北杜市農業再生協議会に統合する方向で体制整備を進めてまいります。

次に、限界農地と畑総整備事業の推進についてであります。

現在、限界的農地の定義に該当する農地は本市には存在しませんが、平成21年3月に本市農業委員会が実施した耕作放棄地全筆調査によりますと、耕作放棄地面積は722ヘクタールであり、内訳は農業機械の投入で復元できる農地が230ヘクタール、基盤整備を実施すれば解消される農地が130ヘクタール、復元困難とされる農地が362ヘクタールでありました。

耕作放棄地を対象にした畑の圃場整備については、平成21年度に4地区の11ヘクタールを実施し、本年度は1地区の13ヘクタールが完了しており、平成23年度以降は、2地区45ヘクタールの調査設計および5地区52ヘクタールの整備に着手する予定であります。

今後も耕作放棄地の解消も含め、畑の基盤整備につきましては、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に緊急雇用対策事業について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、リトリートの杜推進事業とプラットフォーム支援事業についてであります。

リトリートの杜推進事業については、長期滞在型リトリートの杜宣言を行って以来、一昨年に54名の会員で一般社団法人を設立し、事業を推進しております。

新年度における支援策では、ふるさと雇用再生特別基金事業による滞在型観光振興促進事業や着地型観光に関する委託により、観光地域づくりの担い手になるよう協力してまいります。また、プラットフォーム支援事業については、国の政策転換により、新年度からの補助体系が従前の観光圏整備事業に代わり、観光地づくりプラットフォーム支援事業に移行されることになりました。

これに伴い、新年度に向け、事業の応募を国に申請しており、引き続き重点分野雇用創出事業、八ヶ岳観光圏広域連携促進事業の委託などにより、誘客プロモーションをはじめ各種事業に取り組み、コンソーシアムをはじめ、各事業体が一体となって滞在型観光地域づくりを目指してまいります。

次に、観光雇用対策事業についてであります。

緊急雇用対策にかかる観光関係の雇用については、ふるさと雇用事業が5事業で雇用者数9人、緊急雇用事業が2事業で雇用者数11人、重点分野、人材育成が2事業で雇用者数4人を予定しています。

ふるさと雇用の主な事業は、長期滞在型観光を促進するための商品開発や長期療養プログラムの開発、また市内3エリアの地域連携による活性化などであります。緊急雇用事業については、清里駅西駐車場の安全対策とフィオーレ小淵沢の環境整備を行います。また、重点分野雇用創出事業は、観光連携による観光振興の促進で観光圏事業に取り組み、地域人材育成事業では、観光コンシェルジュの育成を行います。

今後は、国の緊急雇用対策事業に代わる新たな施策を見極めながら、市の対応について検討してまいります。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

ここで、暫時休憩をいたします。

再開を11時15分といたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時15分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

中嶋新君の再質問を許します。

中嶋新君。

○10番議員（中嶋新君）

再質問をさせていただきます。

教育委員会にお願いしたいんですが、小中学校の統合整備問題について、先ほど通学手段の確保や、そういったもの、市民バスも利用しながら、今後、しっかりと検討して周知していくという中で、実は保育園の通園バスも含まれた中で、この統合、また考え方、そして有料化ですね。保育園は通園、現在もありませんし、無料で実施しているとは思いますが、その点について、どのように現在、考えていらっしゃるでしょうか、お聞きいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

保育園の通園バスにつきましては、現在、市内でも特定の保育園につきましては、通園バスが出ております。この料金につきましては、現在、無料で実施しておりますけれども、保育園の充実プランの中におきまして、この保育園のバスにつきましてはの料金については、検討をしていくということになっておりますので、今後、検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

中嶋新君。

○10番議員（中嶋新君）

公共施設の整備計画について、再質問いたします。

先ほどもふれましたけれども、大泉町、小淵沢町など交流プラザという観点で、総合計画が当初、ありました。先ほどの答弁で、複合的な施設ということの中で検討をされるとお聞きしましたけれども、この点について、もう少し詳細をお教え願いたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

清水企画部長。

○企画部長（清水克己君）

先ほど答弁をいたしましたけれども、コミュニティセンターにつきましては、いろんな施設を含めた複合施設ということで建設するというございます。その施設につきましては、本市においても公共施設がたくさんございます。そういう施設の、また有効利用というものを考えて、施設のあり方を進めていかなければならないということございますので、その状況等に合った、地域に即した施設の整備をしていくということが必要だというふうにございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

中嶋新君。

○10番議員（中嶋新君）

先ほど今、総合支所、私が質問したのは、一部、総合計画に明記がされていたということもありました。

最後に今般の災害、地震における総合支所の状況も懸念されたり、そういった点には問題がなかったと、私もお聞きしております。何よりも市の職員の皆さまの、今般の取り組みに対しまして、心から敬意と、市民に代わり感謝を申し上げたいと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（秋山俊和君）

関連質問はございませんか。

千野秀一君。

○13番議員（千野秀一君）

関連質問、1つだけさせてもらいます。

5番目の質問です。公共施設の整備計画についてのご答弁がされました。老朽化が進む大泉、小淵沢町などの総合支所の整備はという質問の中で、特にこの武川のコミュニティセンターにつきましては、従前より建設に向けての地域の要望もあったという形の中で、取り組みがされてきたというふうに考えております。そういうことで、今般、建設に向けて、地域の複合施設としての取り組みをするということでもありますけども、この地域の要望というものの取り扱いについて、他の町からは現状、どんなような要望等があるかどうかを教えていただきたいと思っております。

また、当然、複合施設ということでもありますので、その地域地域の利活用も含めてのお考えがあるかと思っておりますけども、その点について、お伺いします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

清水企画部長。

○企画部長（清水克己君）

武川以外の地域での、そういう施設の要望等の提出状況というご質問だと思いますけれども、私ども、今、把握している中においては、そういう要望は承っておりませんというふうに思っております。

○議長（秋山俊和君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

今度の地震で、私どもいろんな意味で対応を、勉強というか、実体験として考えさせられる場面が多々ありました。そういう意味からすれば、今、中嶋議員の代表質問にありましたとおり、武川の施設に対しては、いろんな意味で耐震に耐えられる公共施設がない、要望等々もあった中で、仮称、武川コミュニティセンターをという思いであります。

今、千野議員の小淵沢とか大泉はという問題は、合併を引き継いだ形の中ではプラザ構想も

あったわけですけども、直球で言えば、そういう時代ではなしという思いであります。しかし、耐震等々を考えたときには、本庁舎を含めて、いろいろ教えられる点多々あるわけでありまして、須玉だとか白州と同じように、既存の公共施設を利用した中での総合支所のあり方を総合的に大至急、考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

よろしいですね。

（はい。の声）

ほかにはございませんね。

（なし）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、北杜クラブの会派代表質問を終結いたします。

次に、明政クラブの会派代表質問を許します。

明政クラブ、17番議員、坂本治年君。

坂本治年君。

○17番議員（坂本治年君）

3月定例議会にあたり、明政クラブを代表して質問します。

3月11日、午後2時46分に国内観測史上最大マグニチュード9.0の巨大地震が東北地方の三陸沖を中心とする太平洋沿岸に発生。この地震は広範囲にわたり大津波を起こし、東北地方の沿岸市町村に壊滅的な、想像を絶する大惨事をもたらしました。また原子力発電所、原子炉の損傷に伴う放射能の流出による汚染など、過去に例のない想定外の出来事が起き、国民を震撼させています。

震災地では4日目を迎え、多くの孤立者や安否の確認ができない行方不明者などの救出が一刻も早く進めていくことを願っているところであります。多くの犠牲者に対して、ご冥福をお祈りするとともに、被災地の皆さんに心からお見舞い申し上げます。

私たちも大震災の復旧に向け、物心両面で最大限の支援をしなければならないと痛切に感じているところであります。また、東北地方の壊滅的な被害状況を見るにつけ、国の財政の厳しい中で、東北地方の復興をどうするのか。われわれの交付税にどう影響が及んでくるのか。また原子力発電所の破壊で、関東地方の電力の供給はどうするのか。日本の経済に大きな影響が出ることは必定であります。老婆心ながら心配するものであります。

そうした中でありますが、質問をいたします。

まず、本市においては合併し6年が経過し、長きにわたる景気の低迷の影響を受け、引き続き厳しい財政運営を余儀なくされる中で、平成23年度の当初予算案が上程され、予算審議がされている中で、課題解決に向け、大きく5項目にわたり質問します。

まず最初に大きな項目として、平成23年度当初予算について伺います。

一般会計の予算規模は270億158万円で、対前年度比比べ、約14億円、約5%減であります。ご承知のとおり合併して10年間は地方交付税措置や合併特例債など、いろいろな優遇措置がありますが、それ以降は段階的になくなります。厳しい財政状況の中で、それらを加味して、それらをふまえた健全緊縮予算へ向けての準備段階になっていると考えます。

以下、予算の特徴、財源確保、財政健全化への対応について伺います。

まず1つ、当初予算の大きな特徴は何か。今年が目玉となる新規施策は、プラスキーワードになるのはどんなものか。

2つ目、税収と自主財源の見込みと、その確保対策は図られているか。

財源の硬直化に対する対応は、行政改革の成果は、どのように生かされているか。財政健全化計画、第2次行政改革アクションプランをどう反映しているのか。

4つ目、市民への分かりやすい予算概要の周知の考えは。第2次行政改革大綱策定時に、市民への周知を図ることは重要であると提言をいただいておりますが、広報誌など別に冊子を作って説明することを伺います。

大きな2つ目としまして、北杜市としての緊急経済対策について伺います。

長引く経済不況により、市内においても景気が一向によくなる気配がありません。その主な原因はなんなのか。地域分権時代を迎え、ますます自治体間の格差が生じている中で、市としての果たすべき役割は、景気雇用の現状を見つめ、分析し、市民生活の向上やニーズに応えることにあります。現下の状況に合った温かい緊急経済対策、施策に大きな期待がされているところであります。

以下、何点が伺います。

1つ、市内の経済状況全般について、市としてどう分析していますか。

2、本年度の緊急雇用対策事業の主な施策は、失業者の把握はしているのか。雇用の確保に温かい行政支援をしているのか。

3つ目、市内での雇用、就業の場の確保についての取り組みは。若者等が就業できない、若者、大卒、高卒者に働く場所がありません。現状を見ているか。それらの解消に向けての市の取り組み、特に若者の市内企業への就業促進策を伺います。

4、市内業者への公共事業等の優先発注についての基本的な考え方は、いかがですか。景気の厳しい現在、ルールや厳しいハードル、規制等がありますが、できる限り、市内業者の最優先の発注はいかがですか。

5、物品購入時の市内業者への情報発信は、どのように周知しているのか。

大きく3つ目としまして、下水道料金の統一に対する答申内容についてであります。

先般、協議会において答申内容についての説明がされ、統一に向けての基本的な考え方が示されました。現時点での8町別の現行料金に対し、平均家庭ではどの程度の料金改定が予定されているのか。答申内容に基づき、今後の進め方について、3点伺います。

1、各家庭で改定料金が事前に試算できるよう、広報等を通して周知ができないものか。

2つ目、水道料金の統一の説明会の反省点を含め、地区説明会において関係部局のみならず、執行が一丸となり、十分に説明ができる体制で臨むべきかと思うが、その考えを伺います。

3つ目、具体案提示、4月から6月を前倒しして、なるべく早く提示し、地区説明会を開催する必要があると思うが、併せて苦慮している点があれば、お聞きしたいと思います。

大きい4つ目、農業の現状と農業振興について伺います。

市の基幹産業である農業の現状は、高齢化が急速に進み、後継者や担い手が少なく、耕作放棄地も多く農業を取り巻く環境は非常に厳しいものがあります。衰退する農業に歯止めをかけるためには、今、何をすべきか。TPP問題で揺れる農業の現状を見つめつつ、市として農業の再生にどう取り組んでいるのか、以下伺います。

- 1つ、T P P問題について、市の対応は。
 - 2つ目、専業農家数と農業後継者の状況は。
 - 3つ目、後継者の育成と新規就農者の確保対策は。
 - 4、農作業受託法人等の状況と設立指導は。また農業法人化の推進は。
 - 5、23年度水稻の作付けと転作奨励作物と戸別所得補償の関連は。
 - 6、耕作放棄地の解消と活用は。
- 大きい5つ、高齢者福祉について。

国の高齢化率は15年後に30%を超えているとしています。本市の高齢化率は国と比較し、急速に進み、5年後には36%になると予測されています。これらをふまえ、今から市の高齢者福祉への対応、準備をしなければならないと考えるが、以下、伺います。

1つ、高齢者が生きがいをもって元気に過ごせるための施策は。介護保険対象者以外の生きがい対応デイサービスの開設の検討は。

2、高齢者健康増進対策として、高齢者講座、教室等の充実は。8町別の高齢者教室等の開設状況は。

3つ目、高齢者の買い物支援する取り組みは。

以上、質問いたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

坂本治年議員の明政クラブの代表質問にお答えいたします。

はじめに、平成23年度当初予算について、いくつかご質問をいただいております。

当初予算の特徴等についてであります。

来年度の当初予算につきましては、徹底した歳入歳出の見直しを行った結果、一般会計の予算規模を約14億円縮減するとともに、財政調整基金の取り崩しを回避できたことなどから、これまでの財政健全化へ向けた取り組みによる成果が表れた予算であると考えております。

こうした限られた予算の中で、北杜市総合計画の着実な推進を図り、人と自然と文化が躍動する環境創造都市の実現に向けた諸施策を積極的に展開していくため、引き続き少子化対策に全力を挙げて取り組むこととし、ファミリーサポートセンターの利便性の向上を図るとともに、子育て支援に積極的な企業への支援を行う等、さまざまな事業を新たに実施することとしております。

さらに仮称、長坂統合小学校や仮称、武川コミュニティセンターの建設、NEDOからの無償譲渡に伴う北杜サイト太陽光発電所の管理運営など、本市の重要課題に的確に対応するとともに、引き続き市債の繰上償還を積極的に行うことといたしました。キーワードとしては、努力と工夫を重ねる中での事業の選択と集中ではないかと考えております。

次に緊急経済対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市内の経済状況についてであります。

日銀甲府支店が発表した3月の県緊急経済概観で、総括判断を景気は緩やかに回復しつつあり、一服感は徐々に解消しているとして、前月から上方修正しており、IT関連の在庫調整が落ち着き、生産のペースが戻っているのが要因としています。

本市の状況については、各種調査報告を参考にするほか、先般、無作為に抽出した市内企業に対し、景況や雇用に関するアンケートを実施したところ、製造業関係は販売・受注価格の上昇や輸出の回復などから、ややよくなっている、あまり変わらないなどの回答が見受けられた反面、サービス業などは、内需の減退や他社との競合などから、やや悪化しているとの回答であり、市内の経済状況についても、県内経済と同様な状態にあると考えられます。しかしながら、3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震が与える、今後の経済への影響が懸念されるところであります。

次に、公共事業等の市内業者への優先発注についてであります。

公共事業等の発注については、地方自治法および北杜市財務規則等により、工事、委託、物品等の契約の区分ごとに適正な契約事務の執行に努めています。発注の際には、入札あるいは随意契約においても市内業者で受注可能な案件については、市内業者を優先することとしています。

次に、下水道料金の答申についてであります。

現行の下水道使用料金体系は、公共下水道および農業集落排水を合わせ、12の料金体系となっており、その料金体系は、基本料金と累進制を合わせた体系が6体系、世帯割と人数割を合わせた体系が4体系、従量制および定額制がそれぞれ1体系となっています。これらの体系を一本化し、市内全域で下水道使用料金を同額とすることが、今回、出されました答申内容の主旨となっています。

平均的世帯の改正額につきましては、下水道使用量を平成21年度実績で見ますと、月20立方メートル以下の世帯が多いことから、20立方メートル使用を平均的世帯として、今回の答申で示された料金体系で試算しますと、消費税を含めまして月額2,200円となります。現行料金と比較した場合、3つの料金体系の地区を除き、下水道使用料金は減額となります。

しかし、実際には20立方メートル以上の使用世帯および大量使用者などもありますので、答申でも示されていますように、世帯割・人数割および定額制などの料金体系での大量使用者にあっては大幅な負担増となります。

そのための経過措置につきまして、現在、協議・検討しておりますので、具体案がまとまり次第、できるだけ早い時期に議会へお示しするとともに、執行側として十分な体制のもとで地区説明会および広報等を通じて、市民へ周知してまいりたいと考えております。

次に農業の現状と農業振興について、いくつかご質問をいただいております。

T P P問題の本市の対応についてであります。

国においては、6月を目途に環太平洋パートナーシップ協定交渉、いわゆるT P Pへの参加の是非を決定するとのことであります。しかし、国内農業への強化策がないまま関税撤廃となれば、農業・農村では壊滅的な打撃を受けることが確実であり、稲作主体の本市においても、米価の下落は農家の農業に対する意欲の減退から、耕作放棄地の増大にもつながる危険性があります。

国においては農業構造改革推進本部を設置し、6月を目途に農業改革の基本方針を決定し、同時期にT P P参加についても判断するとのことであります。本市としましては、新年度予算において農業の強化を図るため、6次産業化に意欲的に取り組む組織への支援をはじめ、安心・安全等のこだわりを持って、米や野菜の栽培を行い、農産物の差別化を図る農家への堆肥購入に補助する環境循環型農業推進事業費予算を増額してまいります。

また、新年度より戸別所得補償制度の対象作物となります麦・大豆・そば等についても、出荷数量による価格への上乗せ補助を継続し、複合経営の推進により、なお一層の農業強化策を図ってまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

進藤総務部長。

○総務部長（進藤芳彦君）

坂本治年議員の明政クラブの代表質問にお答えいたします。

自主財源の見込みと、その確保対策についてであります。

平成23年度当初予算において、歳入総額270億158万1千円。うち市税、使用料及び手数料、繰越金などの自主財源は、総額で77億8,151万4千円であります。歳入総額に占める自主財源の割合は28.8%で、そのうち市税につきましては、自主財源の82.6%を占めております。

したがって、歳入の根幹である市税等の自主財源確保と市民負担の公平化を図るため、昨年4月より収納課を設置し、収納率の向上に取り組んでいるところであります。

また納税者の利便性の向上を図るため、コンビニ収納を開始し、その実績内容についても今後、分析していきたいと考えております。引き続き、自主財源の確保に向けて意を注いでまいります。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

清水企画部長。

○企画部長（清水克己君）

坂本治年議員の明政クラブの代表質問にお答えいたします。

はじめに、平成23年度当初予算について、いくつかご質問をいただいております。

財政の硬直化に対する対応等についてであります。

来年度の当初予算につきましては、財政健全化計画に沿った予算編成を行うとともに、第2次行政改革大綱・行政改革アクションプランで示した取り組み項目の数値目標をふまえ、編成いたしました。その結果、公共事業費については、前年度の97%以内。経常経費については、前年度の98%以内。その他行政経費については、一般財源ベースで前年度の95%以内に留める等の目標値を達成したところであります。

また、義務的経費である扶助費は、前年度の当初予算から2億円増加し、23億6千万円となっておりますが、同じ義務的経費である人件費は、行革等の取り組みにより1億3千万円減少し、41億4千万円となっております。

さらに公債費についても、これまでの財政健全化の取り組みにより、8億3千万円減少して47億4千万円となっており、これらの硬直性の強い義務的経費の総額は、前年度の当初予算より7億6千万円減少しております。

そうした中で、諸施策を積極的に展開していくための多くの新規事業を計上するとともに、引き続き、市債の繰上償還を積極的に進めていくこととしております。こうした不断の努力と工夫を重ねていくことにより、財政の硬直化に、適切に対処してまいり所存であります。

次に、市民への分かりやすい予算概要の周知についてであります。

今回、編成いたしました予算につきましては、市民の皆さまにその内容をご理解いただくために、広報ほくと北杜市のホームページの活用を図っていくことによって、分かりやすいご説明をしていきたいと考えております。これ以外の公表については、経費等の課題も含め、今後の研究課題としていきたいと考えております。

次に、市内業者への情報発信についてであります。

本市では、業者への情報発信として、予定価格250万円以上の工事の発注見通しについて、半期ごとに公表しています。物品等の発注見通しについては、現在のところ公表していませんが、今後、他市の状況をふまえて、検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

比奈田市民部長。

○市民部長（比奈田善彦君）

坂本治年議員の明政クラブの代表質問にお答えいたします。

高齢者福祉について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、生きがいデイサービスの開設についてであります。

市においては、すでに介護予防事業として、介護保険対象外の人を対象に、ふれあい広場を開設しております。今年度、年間9会場において、2月までで402回が開催され、延べ5,506人が利用しております。また、民間事業者の中にも、同様の事業を積極的に実施している事業所もありますので、今後も地域の中で拡大・充実ができるよう支援してまいりたいと考えております。

次に、高齢者講座等の充実についてであります。

今年度の8町別の開催状況は明野町が4回、111人。須玉町が7回、396人。高根町が14回、373人。長坂町が11回、250人。大泉町が6回、119人。小淵沢町が9回、376人。白州町が1回、23人。武川町が4回、114人となっており、合計56回、1,762人の参加がありました。今後も地域で開催されている、はつらつシルバー事業を中心に地域の要望に応じて、保健師等が出向き、高齢者を含めた住民への健康教室などを開催する予定であります。

次に、高齢者の買い物支援についてであります。

一人で買い物に出られない高齢者の方に対しては、宅配制度の活用やヘルパーの支援などによるものがございます。今後はさらに、地域の商店等と連携し、配達しながら安否確認ができるようなシステムを検討してきたいと考えております。

○議長（秋山俊和君）

名取産業観光部長。

○産業観光部長（名取重幹君）

坂本治年議員の明政クラブの代表質問にお答えいたします。

はじめに緊急経済対策について、いくつかご質問をいただいております。

平成23年度の緊急雇用対策についてであります。

ふるさと雇用再生事業は、地域の実情や創意工夫に基づき、地域求職者等を雇い入れて、安定的な雇用機会の創出を図ることとしており、前年度に引き続き各課で重点的に取り組む妊産婦ケアサービス事業など12事業、雇用者数19人を計画しています。

緊急雇用創出事業は、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の方に対して、次の雇用までの短期の就業機会を提供する事業であります。

新年度では、市税等収納促進事業や婚活支援事業など33事業、雇用者数111人を予定しており、多くの求職者の雇用が図られるよう、広報ほくとやホームページなどで求人情報を周知してまいります。

なお、市内の失業者数については把握できませんが、ハローワーク蕪崎管内の昨年12月現在の求職者数は1,535人となっています。

次に、雇用の場の確保についてであります。

市内企業に訪問して伺ったところ、各社とも雇用計画に基づき新卒者等を採用しているところであり、企業努力で人員整理を行わず業務を継続した企業は、景気の緩やかな回復に併せ、余剰人員をもとの就業体制に戻すなどしており、新卒者の雇用拡大に結びついていない要因と考えられます。

また、市の企業等振興支援条例による支援では、市内において新たに企業投資を行い、市の生産基盤の確立と、安定的な雇用の拡大につながる事業を開始する企業に対し、固定資産税の課税免除を行っています。

なお、支援を受ける場合、一定数の従業員の常時雇用を要件としております。

市といたしましても、雇用の拡大のために、企業立地に向けての制度の紹介や市内企業の訪問による雇用の掘り起し、市就職ガイダンスへの協力など、引き続き雇用の確保に努めてまいります。

次に農業の現状と農業振興について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、専業農家数と農業後継者の状況についてであります。

平成17年の農林業センサスによると、本市の専業農家数は全農家数の16%に当たる897戸であり、農業後継者につきましては、同居の農業後継者がいる世帯で、自営農業の従事者が139人、自営農業とその他の仕事の従事者が994人です。

次に、後継者の育成と新規就農者確保対策についてであります。

本市では就農者を確保するため、国の新規就農定着促進事業を導入し、新規就農者の初期投資にかかる費用負担の軽減を図ることを目的に、平成21年度に5経営体に対し、機械・施設の購入費に対する支援をしてまいりました。

また、本年度は経営体育成交付金事業により2経営体の育成を行い、新年度においても、同事業により、2経営体の育成・支援を予定しております。

また、北杜市担い手農業者育成条例に基づきまして、市内の農業研修生受け入れ農家への助成を行い、平成20年度までに15人、平成21年度に5人、本年度は3人の新規就農者が市内で就農しております。さらに、平成21年度より地域おこし協力隊員の委嘱を行い、市内で就農できるよう支援するとともに、県立農業大学の就農相談会と連携し、新規就農者の確保を行っております。

次に、農作業受託法人等についてであります。

現在、北杜市内の農業法人21法人のうち、8法人が農作業の受託を行っております。法人の設立につきましては、県の専門指導スタッフを交えながら、設立準備段階から指導を行っており、現在も法人設立に向け意欲的な組織、2件の相談指導を行っております。また、農業法人は本市農業の担い手組織として位置づけ、集落営農組織などの法人化に向け、積極的に支援

してまいります。

次に平成23年度水稲作付け、転作奨励作物と戸別所得補償についてであります。

平成23年度、県から配分された米の生産数量目標面積は、22年度より8.3ヘクタール多い、1,910.2ヘクタールであります。現在、各地区において説明会を行い、各農家に34.1%の転作への協力と戸別所得補償制度への加入のお願いをしているところであります。

平成23年度から、本格実施の農業者戸別所得補償制度は米以外の麦、大豆、そば、菜種等の畑作物についても、戸別所得補償交付金および水田活用の所得補償交付金の対象となります。転作田への作付けによる遊休農地の解消、転作作物の適地適作による作付面積の増加は、農家所得の増加につながるものと期待しております。

次に、耕作放棄地についてであります。

北杜市においては、平成21年度より耕作放棄地再生活用5カ年計画に基づきまして、128ヘクタールを解消することとしております。

耕作放棄地解消のため、土地改良事業による圃場整備、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金、耕作放棄地整備・景観保全事業および耕作放棄地再生整備支援事業等を導入し、解消計画の達成に向け取り組んでいるところであり、平成21年度は25.6ヘクタール、平成22年度は2月末で22.8ヘクタールを解消したところであります。

整備された農地につきましては、解消した農家や地域の担い手をはじめ、農業生産法人による大規模農業にも利活用されております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

ここで、昼食のために暫時休憩をいたします。

再開を1時半といたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時30分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

坂本治年君の再質問を許します。

坂本治年君。

○17番議員（坂本治年君）

再質問をします。

最初に23年度当初予算について、伺います。

1つ目としまして、公債費の借入額を元利償還の範囲内としています。もっと、そのハードルを高くして、償還額をもっと上げることができないか。現時点で、その繰上償還額ができる額はどのくらいかを伺います。

そして、もう1つ。人件費は職員の削減により減少傾向にあります。臨時職員が増えてきたことにより、賃金が人件費でなくて物件費に計上されるため、実質的には減っていないのが現状であります。物件費の減らす対策はどのように考えているか、伺います。

3つ目として、この財政の厳しいことをいかに市民に知らせることなんですが、広報誌、ホー

ホームページ以外に予算の概要を広く市民に広報する方法ですが、区長を通して回覧、もしくは世帯に、予算だけに対する広報の方法にしたら経費はかからないわけで、そのようなことができるかどうか、伺いたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

清水企画部長。

○企画部長（清水克己君）

公債費の関係で、現在、繰上償還ができる額はどのくらいかということが、まず第1点だと思えますけども、協議会等で説明もしていますとおり、公的資金については、5%以上については、19年度から3カ年で、補償金免除については、ほとんどの政府資金については繰上償還をしているところでございます。

また繰上資金、市中金融機関での関係につきましても、21年度から積極的に繰上償還を行っておるところでございます。また、23年度当初予算におきましても、繰上償還ということで、3億4,460万円を計上しておるところでございます。

いずれにしても、元金償還の範囲内ということ以外に、もっと拡大をということの中で繰上償還できるものについては、それぞれの金融機関と協議しながら、進めてまいりたいというふうに思っております。

今、ここで額がどのくらいだというご質問でございますけど、額については協議をしないと、ちょっと、ここでは分かりかねるところでございます。

また、政府資金についても、先ほど5%以上については、補償金免除だということで、5%以下についても、補償金免除をしてくれるよう要望等を出しているところでございます。

もう一つ、物件費を減らす対策がどうかというご質問だと思います。

たしかに物件費につきましては、22年、23年度に比べると伸びているところでございます。当然、その中身を分析すれば、いろいろな要因の中で、最終的な数字が4,300万円ほど増加してきたということでございますけども、ひとつ、増加になったものも見てみますと、大きいものは予防接種の委託金が8,500万円ということでございます。これにつきましては、国の制度によりまして、本市でも取り上げた制度でございます。また減らす対策ということでございますけども、1つの減になっている内容を見ますと、コピー料金なんかは700万円の減額ということで、予算措置をしているところでございます。

いろいろな要因があるわけでございますけども、今言ったように取り組めるものについては、できるだけ抑えるということの中で、取り組んでいる状況でございます。

もう一つ、予算の関係を広報とかホームページ以外に区長さんを通して、回覧板でどうかというご質問でございますけども、いろいろな方法があろうかと思えます。私どもも、できるだけ分かりやすい内容等々を精査する中で、市民の皆さんに予算の概要をお知らせしたいということの中で検討はしているんですけども、広報誌、ホームページを今、周知の手段として使っておるところでございます。先ほど答弁をいたしましたけども、できるだけ分かりやすい内容等を充実するというところの中で、区長さんを通して回覧するというところについては、ちょっと検討してみないと、どうかなと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

坂本治年君。

○17番議員（坂本治年君）

次に公共工事の件に対して、再質問をします。

公共工事が非常に激減しているわけでありまして、市内の業者を育成、雇用確保をしなければならぬわけで、大型建設工事の場合では、資材と生コンクリート、消耗品等は市の業者から調達できるように、入札のときにそのような配慮ができないか、伺います。

それと物品購入時の市内業者への情報発信についてであります。市内には商工会という組織があります。それぞれの部会があり、組合、業者へとつながっているわけでありまして、その組織、どんな方法を情報発信して、どんな小さな物品でも、市内から調達するようなことができないか、伺います。その2点について、伺います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

清水企画部長。

○企画部長（清水克己君）

公共工事の市内業者の取り扱いにということのご質問が1点目だというふうに思います。

先ほども答弁をいたしましたけども、市内業者優先ということで、工事等、指名等については第一に掲げて実施しているところでございます。今後もそのような方針に基づきながら、実施をしまいたいというふうに考えているところでございます。

また物品購入について、市内業者を利用するために商工会を利用してということでございます。なかなか、物品購入につきましては、細かなものといいますが、そういう部分がありまして、掌握するのも大変なところでございますけども、先ほどから何回もご答弁しているように、いずれにしろ市内の業者さんを優先的に対象として、購入していきたいというふうな方針で、今後もまいたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

坂本治年君。

○17番議員（坂本治年君）

農業問題について、伺います。

梨北米は、食味ランクで5年連続特Aという高い評価を受けておりまして、新潟の魚沼産の米と遜色ないおいしい米であります。10年産米が1ランク落ちてAになったわけなんですけれども、6年連続Aになったということは、おいしい米に変わらないわけでありまして、梨北米はおいしいというブランドが定着しつつあります。

しかし、今年は34.1%の転作ということで、非常においしい米を作ってはいけないということになっているわけなので、これは、例えばおいしい米で、買ってくれといっても、34%もおいしい米を作ってはいけないということになったときに、どういう方法で、その梨北米のブランド米を育てていくかという問題があります。

その一方で、戸別補償制度は、その34.1%を守らないと戸別補償制度は受けられないわ

けですよね。ですから、これは梨北というよりか、農事組合長会議等では戸別補償制度には入らなくて、早く言えば戸別補償に入らなければ、34.1%をやらなくてもいいというような指導があるわけなので、そのへんの整合性を市ではどのように考えているか、伺います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

名取産業観光部長。

○産業観光部長（名取重幹君）

再質問にお答えしますが、先ほども申し上げましたが、国の農業者戸別所得補償制度は、22年度はモデル対策でございました。本年度から本格実施ということで、交付金の交付が3段階に分かれるわけです。戸別所得補償の中に、米への所得補償交付金、それから畑作物への所得補償交付金、それから転作の利活用交付金と3段階で交付されることになっております。手厚くなったということではありますが、米の所得補償につきましては、たしかに転作をクリアしないと、交付されないというのが条件でございます。

したがって、農家が米を作ってはいけないということではございませんので、おいしい米はどんどん作っていただいて、結構でございます。ただ、その場合は、交付金は出ないということです。逆に、転作で利活用して、麦、大豆、そば等をお作りになる方は、それを補償すると。しかも、市でも上乘せ補正しますので、それぞれ、どういう農業の形態がいいかということをお考えになって、農業に取り組んでいただきたいと、これが基本でございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

坂本治年君。

○17番議員（坂本治年君）

高齢者福祉について、伺います。

先ほどの答弁で、高齢者福祉教室が8町で行われておると答弁がございましたが、それぞれの町によって、非常に格差があるわけでありまして、やはり8町であれば、それなりの高齢者向けの各種の講座、そういうものを行って、やはり、そういう老人の国保を少なくする場合にも、予防のためにもそういうことが平等で行われることが大切だと思いますが、そのへんのところを伺いたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

比奈田市民部長。

○市民部長（比奈田善彦君）

坂本治年議員の質問にお答えをいたします。

先ほど、答弁の中で高齢者講座等の充実についてというところで、8町の開催状況について、ご答弁させていただきましたけども、それぞれ町ごとに開催回数等が違ってきているわけですけども、この高齢者講座、一般的にははつらつシルバーを指した形でいっています。この開催につきましては、それぞれが開催するときに地域の要請・要望に応じて保健師等が赴いて、そこでの指導形態をとっているわけなんですけど、たぶん回数が少なかったというのは、要請の回数が少なかったということであって、はつらつシルバー等の開催は、それぞれの地域で積極的

に開催されていると思います。ただし、講座として開催するにあたって、保健師等が赴いた形としては、こういう回数だということのご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

坂本治年君。

○17番議員（坂本治年君）

もう1点、高齢者福祉について伺います。

高齢者の買い物を支援する取り組みについて、伺います。

各地域にあった食料品店、雑貨店等は大型店舗法改正により各地に大型スーパーの進出により、閉店に追い込まれてしまいました。それぞれの地域には遠くに買い物へ行けない高齢者、一人暮らし等の人たちは、地域の店を利用していたわけですが、今までは、しかし、それができない。早く言えば、買い物難民といわざるを得ません。買い物支援に取り組む業者の多くは、採算が厳しく、事業の継続が難しくなっているわけでありまして、販売拠点として空き店舗や公民館、公共施設等の活用をして、自治体と商店街との連携を図って、高齢者の買い物ができるといようなことの対策を市は考えているかどうか、伺いたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

比奈田市民部長。

○市民部長（比奈田善彦君）

高齢者の買い物支援についてということでもありますけれども、現在は宅配制度、それからヘルパー、こういった形での支援が中心になっておるところであります。議員ご指摘のとおり、このへんについての対応も積極的に考えていかなければならないということから、商工会との連携も図っていくようなことも、今後、検討していきたいと思っておりますし、最近ではNPOが買い物支援をしたいというふうな、そんな動きも見せておりますので、このへんについては、国からの補助金等も出るというようなことも聞いております。そんなことから、NPOを含めたボランティア団体等の協力を得られるような環境づくりに努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

よろしいですか。

（はい。の声）

坂本治年君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

渡邊陽一君。

○22番議員（渡邊陽一君）

ただいま、農業のことでお話をさせていただきましたけれども、年齢的に北杜市も年齢が高くなってきて、なかなか農作業が大変ということで、耕作放棄地および遊休農地がたくさんあります。その中の1つとして、そば、麦、大豆等の作物を作ったときに、収穫時にはやはり機械を使わなければならないということで、機械を借りたいのですが、他の地域のほうも同じく、やっぱり面積的に60、70ヘクタールというふうな大農業をやっています。そんな中で、機

械を借りることがなかなかできない。そしてまた、農協さんの機械を借りようと思うんですけども、年数がもう18年以上経っていて、なかなか刈り取りが大変だということのもので、そのへんで、また機械の購入に対して、有利な補助金等があれば伺いたいと思いますけども、そのへんはいかがですか。よろしくお願いします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

名取産業観光部長。

○産業観光部長（名取重幹君）

ただいまの渡邊議員の関連質問でございますが、農業生産法人あるいは営農団体組織に対して、県単の事業メニューがございますので、それぞれに応じて助成をしてまいりたいと思っております。ただし、機械につきましては、汎用性の高い機械、これはトラクター、コンバイン、乾燥機でございますが、これは原則補助対象とならないということ、米以外に特化したそば、大豆、麦、これらに使える機械については、県単メニューは使えるということでございますから、それぞれの状況に応じて、整備を助成していきたいと考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

よろしいですか。

（はい。の声）

ほかに関連質問はございますか。

（なし）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、明政クラブの会派代表質問を終結いたします。

次に、市民フォーラムの会派代表質問を許します。

市民フォーラム、9番議員、小林忠雄君。

小林忠雄君。

○9番議員（小林忠雄君）

市民フォーラムを代表して、質問をいたします。

世界各地では水害をはじめ災害が多数発生しており、つい最近では英語を習得して世界を舞台に活躍を夢見た語学研修の、日本からのニュージーランドに留学していた28名の方々が大規模な地震に巻き込まれました。その生死の状況など、まだ確実にはっきり判明しない大きな悲しみの癒えぬ矢先に、つい11日の午後、東北の太平洋側を震源として、関東に至るまで広範囲にわたり、大規模な地震に見舞われました。

最大規模の未曾有の激震に見舞われ、建物の倒壊に加え、大津波が襲い多くの方々の尊い命が奪われたことは、慙愧に耐えません。ここにご冥福をお祈り申し上げます。

また被災された、これまた多くの方々にお見舞いを申し上げますとともに、まだまだ多くの方々の行方も分からないと連日報道されておりますが、自然災害の恐ろしさをまざまざと見せ付けられました。何もかも失い、壊滅状態に同情を禁じ得ません。政府も全力で対応しておりますが、被災地の皆さまには一日も早く復興されることを願うばかりであります。

私たちの住んでいるところは、東海地震の強化地域にも当たります。普段の備えをして、被

害を最小限にしなければなりません。また、今回の原発事故による計画停電は、家庭生活や鉄道をはじめ製造業など、経済に及ぼす影響は計り知れません。代表質問に当たり、このような事態が発生することは予想だにせず、経済・防災に関する質問もしております。ご理解の上、ご答弁をいただけますよう、よろしく願いいたします。

今回は5項目にわたって、質問いたします。

まず最初に、平成23年度当初予算について伺います。

国会における審議が遅れており、これに加え、今回の大規模災害でさらに遅れそうな気配ですが、以下、見解を求めます。

国会審議、国の状況を北杜市でどのように見ておられますか。地方交付税、補助金等、国からの財源が例年どおりの時期や手順で確保できない場合、市の事業について優先順位を付けるなどの対応策は考えておられますか。

日本経済の行方が極めて不透明です。金利の急激な上昇も懸念されますが、その対策をどのように考えておられますか。今後10年の市債の償還について、各年度の固定金利分の返済予算額はいくらになりますか。また金利が固定されていない、いわゆる変動金利について、元金と返済額はいくらになりますか。平準化債については、その額と見直しをお示しいただきたいと思えます。

北杜市の平成23年度の地方交付税の減は、昨年行われた国勢調査結果に基づく人口減の影響も大きいと思えます。別荘地や新しい定住者が多いエリアでは、住民が区に加入しておらず、地域との交流も少ないなど、実態の把握が非常に難しかったと思えますが、国勢調査はすべて網羅して行われたのでしょうか。

生活保護費等が増え、扶助費の割合が上昇しておりますが、この傾向をふまえ、今後どのような財政運営を考えておられますか。

国民健康保険、後期高齢者保険、介護保険特別会計への一般会計からの繰出金が大幅に増えておりますが、その要因はなんのでしょうか。

次に平成23年度事業と北杜市第1次総合計画、ならびに実施計画について伺います。

総合計画に基づく市政、総合計画の確実の実施を市は謳っておりますが、総合計画を具体化する実施計画の作成や予算と実施計画の整合性の検討は、常時、行われているのでしょうか。

実施計画は、項目別に金額だけでなく、根拠となる計画事業が詳細に分かるようにすべきではないのでしょうか。

例えば、実施計画の主要施策名 学校給食施設の整備の事業名 施設の統合の項目には、平成23年度6,500万円、平成24年度2,500万円の事業計画費が盛られておりますが、平成23年度は明野・白州地区の統合が、平成22年度当初には考えられていたということでしょうか。また、平成24年度の学校給食施設の具体的な計画はどのようになっておりますか。

平成22年度作成の3カ年実施計画には、甲陵高校の耐震工事、大規模改修工事の予定がありますが、平成23年度当初予算には盛られておりません。財政的な見地から計画の見直しも当然、考えられますが、明確な説明をすべきではないのでしょうか。

学校統廃合に伴い、新しいスクールバス、放課後児童クラブなどの計画が必要になります。長坂地区放課後児童クラブについては、平成23年度事業に盛られておりますが、実施計画にその項目はありませんでした。学校統廃合関連の計画も、実施計画にはっきり示されるべきだと思います。

次に防災対策の充実、総合計画の安心・安全で明るい杜づくりの柱の1つです。平成22年度に計上された高齢者世帯への火災報知器設置事業の期限が、平成23年6月に迫っております。予算計上と進捗状況はどのようになっておりますか、お伺いします。

安心・安全に暮らすために、自主防災組織を充実させるべきだと思います。組織化の促進と防災備蓄用品購入補助金について、平成23年度はどのようなことが考えられておりますか。

次に公共施設・公用施設について、伺います。

平成23年度当初予算に、公共施設マネジメント調査事業が盛り込まれ、温泉施設などの調査が行われるとのことですが、他の公共施設、公用施設についての調査はどのように行われるのでしょうか。その公表は、いつされますか。類似施設の統廃合を考える必要不可欠のデータであり、また耐震構造が否かなど、住民の関心も高いと考えます。

その次に、北杜クラブでも質問がございましたが、通告してありますので、ひとまず申させていただきます。

武川地区住民が防災拠点・集会施設などとして、切望していた武川コミュニティセンターの建設事業費が平成23年度の当初予算に計上されました。同じく平成23年度当初予算に、武川支所の保健センター移転に伴う改修費や防災無線整備費用が盛り込まれていますが、武川地区の将来を見据えた場合、コミュニティセンターに支所機能を合わせ、持たせることを検討すべきではないかと思いますが、武川地区住民の将来的利便性や市財政の無駄をなくす見地からも、市としてはどのように考えておられますか。

各地区公民館には、築年数が古く、新築や改修が必要なものも多い現状です。補修等に補助が使われておりますが、建て替えなどにはどのように対応しているのでしょうか。地区公民館建て替えには、地域住民の負担も発生いたします。建て替えが否かの住民の判断材料として、耐震診断などの補助はできないのでしょうか。

次に公共交通の充実について、お伺いいたします。

公共交通の利用者の多くが、マイカーを持たない高校生や高齢者が主であります。その利用目的は通勤、通院、通学であります。市民バスやデマンドバスを利用しております。広範なエリアを有する本市にあって、利用目的に適した決定的な交通手段を考察するには、さまざまな工夫をしても、非常に困難が伴うと思います。そのような状況下において、よりよい市民の足を確保するための工夫が求められております。

実証運行中のデマンドバスについては、現在、3エリアで運行しております。現在の利用状況下での問題点および今後の課題はなんのでしょうか。

高齢者が電話予約する場合、耳が不自由であったりして、うまくつながっていないという声を聞きます。代理人からの予約対応は可能でしょうか。

予約センターが1カ所のため、予約締め切り時間の1時間くらい前からラッシュとなり、電話予約が難しい状況が発生しております。システムの改善が必要と思われそうですが、対応は可能でしょうか。また、当日予約の導入は考えられますか。

最後の質問になりました。地デジ対応について、いくつか伺います。

今回の災害でも、非常にテレビの重要性がいわれております。そこで地上デジタル放送への移行は、今年の7月24日に迫りました。総務省相談センター、ならびに放送各社では視聴者に早めの対応をしてほしい、そういう旨のテレビでのテロップでも流れております。北杜市における普及はどの程度、浸透しているのか伺います。

まず市営住宅のうち、特に高齢者住宅などの対応については、いかがでしょうか。
それから障害者や高齢者のみの家庭について、設置が困難な場合もあり、その対応はどうなっておりますか、伺います。

無償給付の世帯についての取り組み状況はどうなっておりますか、伺います。

以上をもって、質問を終わります。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

小林忠雄議員の市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

はじめに、平成23年度当初予算について、いくつかご質問をいただいております。

当初予算についての国の状況と予算確保についてであります。

国においては、過日、衆議院で予算案が可決され、国会における予算議決の目処は立ったものの、東北地方太平洋沖地震の影響もあり、不透明となっております。いずれにしても、国民生活への影響を最小限に抑え、しっかりとした対応を願うところであります。

今回、本市が編成いたしました予算についても、国の動向をしっかりと見据える中で、予算執行に支障を来さぬよう、適切な対応をしていきたいと考えております。

次に、平成23年度事業と総合計画・実施計画について、いくつかご質問をいただいております。

実施計画の策定と予算との整合性などについてであります。

実施計画は、具体的な事務・事業の実施に関して作成する短期のプログラムとして計画期間を3カ年とし、毎年度の進捗状況を把握しつつ1年ごとに見直し、実行可能なものを登載することとされています。しかし、経済状況の急激な変化に対応するための国の地域活性化・経済対策臨時交付金などや、少子高齢化に伴う市民ニーズへの迅速な対応も必要なことから、その都度、予算等の対応をしているところであります。平成23年度事業につきましても、予算との整合を図りながら策定しているところであります。

なお、根拠となる計画事業の詳細につきましては、担当課において整理しているところであります。

次に公共施設・公用施設について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、公共施設マネジメント調査事業についてであります。

公共施設の統廃合は、避けて通れない重要な行政課題となっており、第2次北杜市行政改革大綱においても、具体的に対象とする施設を掲げ、整理統合に取り組むこととしています。この中で温泉・入浴施設と農産物の直売施設については、民営化も視野に入れた検討が必要となると考えられます。このため平成23年度には、これらの施設の現状把握と今後の維持管理費等について基礎調査資料の作成を目的に、公共施設マネジメント調査を実施したいと考えています。

この調査結果は、施設の整理統合の検討の上で重要な資料になるものであり、他の公共施設への調査導入については、必要に応じて検討していきたいと考えています。また、調査結果の公表については、公表の方法や時期等も含め、今後、検討してまいります。

次に、武川コミュニティセンターに支所機能を持たせることについてであります。

武川町には、市民が交流できる耐震化された施設がないことから、旧武川村時代から集会施設の建設要望があり、用地等の購入もされてきました。

また、武川地域委員会からもご要望をいただきましたので、武川教育福祉センターと武川会館の機能に加え、子育て支援や防災などの複合施設として、仮称、武川コミュニティセンターを建設することとしたところです。

なお、耐震建物であります武川保健センターは、総合健診や調理講習など健康管理の拠点施設として利用されていますが、施設の多機能化により市民の利便性の向上を図るとともに、施設管理費の削減を図るため、武川総合支所を移転することとしたところであります。

その他につきましては、教育長および担当部課長が答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

井出教育長。

○教育長（井出武男君）

小林忠雄議員の市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

平成23年度事業と総合計画・実施計画について、いくつかご質問をいただいております。はじめに実施計画の主要施策、学校給食施設の整備についてであります。

実施計画で予定した平成23年度の経費は、明野・白州地区の統合であり、平成24年度の計画については、増富小学校への配送に要する経費でありました。

次に、甲陵高校の耐震工事・大規模改修工事についてであります。

甲陵高校特別教室耐震補強事業については、平成23年度当初予算に、耐震診断判定会業務および耐震補強設計業務にかかる委託料を計上したところです。補強設計業務により概算工事費の算出を行い、24年度に工事を行う予定でございます。

次に、各地区公民館の建て替えの対応と耐震診断等への補助についてであります。

市内には8地区公民館と207分館があり、住民のより身近な生涯学習施設として利用されております。分館の建築整備については、北杜市公民館分館建設整備費補助金交付規則に基づきまして、新築、増改築、修理を補助対象事業として、予算の範囲内で補助金を交付しております。

市内の分館は、昭和56年以前の建築は約90館ございます。対象分館数が多いため、耐震診断等は地域で対応していただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

進藤総務部長。

○総務部長（進藤芳彦君）

小林忠雄議員の市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

平成23年度事業と総合計画・実施計画について、いくつかご質問をいただいております。はじめに、住宅用火災警報器の予算計上と進捗状況についてであります。

平成18年5月31日までに建築された既存の住宅には、本年6月1日までに住宅用火災警報器の設置が義務付けられております。高齢者世帯に対し、申請期日を本年3月31日と定め、給付の申請を受け付けているところであり、現在、2千世帯から申請をいただいているところであり、

今月から消防団により、対象の世帯への設置が始まっていることから、今後も高齢者世帯が

らの申請増加が見込まれるとともに、高齢者世帯以外の未設置住宅につきましても、設置が進むことを期待しているところであります。

なお、平成23年度予算では、高齢者住宅への設置にかかる経費について予算計上しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、自主防災組織の組織化の促進と防災備蓄用品購入補助についてであります。

住民の自分たちの町は自分たちで守るという理念を育て、災害に強いまちづくりを推進するため、平成20年度から地域の実状に応じた組織づくりを働きかけ、住民が自主的に結成する防災組織の組織化を図ってまいりました。

その結果、市内には、現在までに30の自主防災組織が結成されております。これらの自主防災組織は、県下で行われている防災対策の講演会や研修会に参加するなど、地域の防災リーダーとしての役割を担い、市の自主防災組織資機材整備費補助金を活用し、地域の防災資機材の整備にも取り組んでいます。

今回の東北地方太平洋沖地震の状況を見ましても、自主防災組織の重要性は再認識するところであり、今後も自主防災組織の組織化の推進を図ってまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

清水企画部長。

○企画部長（清水克己君）

小林忠雄議員の市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

はじめに、平成23年度当初予算について、いくつかご質問をいただいております。

金利上昇対策と今後の市債償還の状況等についてであります。

現在、地方自治体が地方債を借り入れる際の金利については若干、上昇傾向にはあるものの、現時点では依然として低い水準にあります。したがって、当面、影響は少ないと考えておりますが、今後の経済状況を見極めながら、借換債の起債等を含めた対応を検討してまいります。

なお、今後10年間の市債の返済額は、全会計ベースで90億円台から70億円台に推移していくのではないかと、現時点では想定しております。このうち、金利が固定されていない市債は、交付税措置される臨時財政対策債等で、平成22年度末の市債残高見込み878億円のうち57億円でありますので、返済額は4億から8億円程度ではないかと想定しており、金利が変更された場合でも交付税措置されることもあり、その影響は少ないと考えております。

また、資本費平準化債につきましては、平成22年度末見込み残高は16億円であり、返済額は、平成23年度見込みの7,500万円から、今後、増加していく傾向にあると想定しております。

いずれにいたしましても、金利動向の問題もさることながら、本市の市債残高は、来年度末で、合併前の平成13年度末の水準に戻る見込みですが、それでも他の合併市に比べ、非常に高い水準にありますので、財源確保が可能な間は、積極的に繰上償還を進めるなど、財政健全化の取り組みを進めてまいります。

次に、国勢調査についてであります。

昨年10月1日を調査期日として、全国一斉に国勢調査が実施されたところであり、本市においては、261名の調査員と35名の指導員により実施したところです。

今回の調査では、個人情報保護意識の高まりおよび昼間不在に対する世帯の増加への対応と

して、調査票の封入提出方式の全面導入と郵送提出方式の導入により、調査員、指導員の皆さまには大変ご苦勞をいただきました。調査結果は、人口は平成17年に比べて1,272人減の4万6,872人、世帯数は450増の1万8,247世帯でありまして、調査は適正に行われたものと認識しております。

次に、扶助費割合の上昇と財政運営についてであります。

扶助費については、全国的な傾向として、その割合が上昇しており、来年度予算においても、前年度より2億円増の23億6千万円を計上しております。

本市としては、今回の予算編成のように、事業の選択と集中を図り、必要な事業に必要な予算を計上することにより、対応していきたいと考えております。

次に公共交通の充実について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、デマンドバス実証運行の問題点と課題についてであります。

本市は居住している面積が広く、標高差がありますので、路線型のバスではバス停まで遠く利用できない市民からの要望があることから、国の地域公共交通活性化・再生総合事業により、市の実情に即した公共交通の整備を目的に、北杜市地域公共交通活性化協議会が平成23年度までデマンドバスの実証運行を行っています。

利用登録者は2,800人で、毎日50人から60人程度に利用していただいておりますが、利用者の約80%が高齢者という利用状況から、電話予約に時間を要するなどの課題があります。また、車内アンケートでは、運行時間の拡大や運行便数の増、運行区域の拡大、当日予約などの要望もいただいております。

これらの課題につきましては、協議会において継続的にご検討いただき、費用対効果等をふまえながら、利便性が高く財政的にも継続可能な公共交通を整備してまいりたいと考えております。

なお、デマンドバスの登録方法、予約方法などについて、毎日30件ほど電話による問い合わせが市役所にあります。高齢者による利用が多いことから、個々の相談に対応していくことが利用者の増加につながると考えております。

次に、代理による電話予約についてであります。

利用者の多くが高齢者であることから、本人による電話予約が困難であり、代理での予約もできるようにとのご要望もいただいております。いたずら電話等も予想されますので、予約時に代理であることをお伝えいただき、代理による予約を受け付けております。

次に、電話予約システムの改善等についてであります。

電話予約は、利用する1週間前から前日までに、1月1日を除く午前9時から午後4時まで毎日受け付けております。

受付開始の午前9時に電話が集中する傾向にあり、電話がつながりにくいという課題がありましたが、利用者が予約方法に慣れてきたことから、問い合わせ件数も減少傾向にあります。システム的にはインターネットでも予約可能ですが、現在は利用者の多くが高齢者であることから、電話での予約としております。今後は、電話とインターネットとの併用なども検討してまいります。

また、当日予約の導入につきましては、協議会において、実証運行中における利用状況やタクシー事業者への影響などを総合的に検討していくとされているところであります。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

比奈田市民部長。

○市民部長（比奈田善彦君）

小林忠雄議員の市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

国民健康保険、後期高齢者保険、介護保険特別会計への繰出金についてであります。

国民健康保険特別会計については、低所得者に対する保険税軽減分や国民健康保険の事務の執行に要する経費分、また重度心身障害者医療対策事業の実施に伴う窓口無料化による波及分の増加によるものです。

後期高齢者医療特別会計については、主に基盤安定負担金分が増加となったことおよび高齢者人口の増加に伴い、軽減者数も並行して増加したことによるものです。

介護保険特別会計につきましては、平成21年度から介護報酬が3%アップしたこと、1人の利用者が利用する額が増加しており、給付費が伸びていることなどによります。これは利用者が、介護保険での利用枠を最大限まで活用しようという意識が浸透してきていることにあると考えております。

なお、平成23年度におきましては、平成24年度から、向こう3年間の介護保険事業計画策定と、法律の改正に伴うシステム改修費なども要因の1つになっております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

小林忠雄議員の市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

新長坂放課後児童クラブと実施計画についてであります。

新長坂放課後児童クラブについては、平成22年5月に策定された北杜市立小中学校適正配置実施計画において、統合小学校の位置が長坂小学校跡地とされたことをふまえ、保護者アンケートの結果や関係者の意見も参考としつつ、対応方針を決定したところであります。このため、新長坂放課後児童クラブについては、平成23年度の実施計画に掲載することとしております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

小林忠雄議員の市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

市営住宅の対応についてであります。

昭和60年代以降に建設された住宅は、市が設置した共聴アンテナでありますので、アンテナの取り替えは市で行いますが、昭和60年以前に建設した木造住宅および簡易耐火住宅については、個人設置のアンテナであることから、デジタル対応はアンテナの取り替えを含め、すべて個人で行わなければならない状況にあります。このため周知文を全戸配布し、特に高齢者世帯等で対応が分からない方には、連絡をいただいて個別に対応しているところでございます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

坂本政策秘書課長。

○政策秘書課長（坂本吉彦君）

小林忠雄議員の市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

地デジ難民について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、障害者や高齢者の家庭の対応についてであります。

総務省テレビ受信者支援センター いわゆるデジサポ山梨では、昨年、民生委員にご協力をいただき、地デジ声かけ運動を実施し、その結果に基づく戸別訪問を実施いたしました。また、6月からは常設の相談コーナーを設置する計画であります。市といたしましても全面的に協力してまいりたいと考えております。

次に、無償給付世帯への取り組みについてであります。

チューナーの給付につきましては、申請に基づくものでありますので、啓発が第一と考えております。すでにアナログ放送では、字幕スーパーが常時流れておりますが、市といたしましても、広報ほくとやホームページ、CATVのテロップなどの媒体を使用して、広報活動に努めているところであります。

以上であります。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

ここで、暫時休憩をしたいと思います。

再開を2時35分といたします。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時35分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、再開をいたします。

小林忠雄君の再質問を許します。

小林忠雄君。

○9番議員（小林忠雄君）

それでは、話の尻のほうから進めたいと思います。

まず地デジでございますけども、私、3番目に無償給付の世帯についての取り組み状況はどうかということをご答弁いただいたかどうか、ちょっと私も分からなかったのか、ちょっと、このへんもお願いすると同時に、この地デジは総務省の方針でいくと、1軒も地デジ難民を起こすなというふうな指示が出ていると思うんです。

冒頭に申し上げましたように、地震情報なんかは、テレビでないと、なかなか得られないわけございまして、ここはもう、そういうふうな方向でいかなければならないんじゃないかなと思うんですが、つい先だって、私も行政区の班長をしておりまして、地域のほうの調査を委託されまして、担当部署から、そういうふうな調査をするよということ調査を受けまして調べまして、私、封筒へ入れようと思ったら、これが甲府の地デジセンターだったと、こういうことでございます。そうしますと、市役所のほうへは、その情報が届いていないんじゃないかなと、どんなふうに行行政区長、班長が調査して出たのか、その数字がちょっと分からない

んではないかなと思うんですけども、知り得ている範囲を教えてくださいということ。

それからくどのようなですけども、地デジ難民は1軒も起こすなという、総務省の方針を受けておられると思います。それは、地デジセンターのほうでやる仕事かもしれませんけども、やはり、自治体でもそういうことをしなければならないではないかと思います。

実は、1月28日の地元紙に地デジ難民を支援ということで、申請手続きを代行するというような記事も出ております。このくらい一生懸命やってもいいのかなと、こんなふうに思うんですが、このへんの見解をお願いしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

坂本政策秘書課長。

○政策秘書課長（坂本吉彦君）

小林忠雄議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの無償給付の関係の答弁でございますけども、先ほど議員さん申されましたように、申請に基づくものでございまして、現在、総務省のほうに274件ほどの申請をいただいているという報告を受けております。

それから1月にアンケート調査をお願いいたしまして、地デジのほうで集計をいたしました結果でございますけれども、対応済み、それから、これから対応予定ということで、市内全域で93.2%の方が、それなりの対応ができていているというふうに回答をいただいております。ある程度、地域が絞られてまいりましたので、特に高齢者の方を中心に郵便物等を戸別に配布させていただいて、個別に相談にのっていきたいというふうになっておりますので、市といたしましても、全面的に協力していきたいというふうに考えております。

今後、場所は決まっておりますけれども、常設の相談所を設けたいということも伺っておりますので、それにつきましても、全面的に協力をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

小林忠雄君。

○9番議員（小林忠雄君）

ただいま、ありがとうございました。

いずれにしても、この間の地元紙によると、97%くらいしているというような報道もありました。これは今、課長が答えていただいた93.2%ということで分かりましたが、これは先ほど、私が申し上げたように、ぜひ100%近い数字でいてほしいなと。また、そんな相談にのってやってほしいなと、こんなふうに思うところであります。

それで、あとデマンドバスのほうでございますけども、大変、市民の皆さんが足の確保に、これが万全だというのは、まったくとれないと思うんです。やはり市民バスであれ、あるいは民間のバスであれ、デマンド、それをうまく組み合わせるのが一番いいんですけども、ただ問題は、私が先ほど申し上げましたように、高齢者が多くなって、一番はやはり耳ですね、受け答えが非常に難しいという話も聞いておりますので、これについてはできるよという答弁でございますけど、なんか、もう少し具体的に、誰でもいいですよということができれば、非常にベターかなと思っておりますし、また当日予約の希望も大変多うございますので、この

へんも今後、検討というご答弁でございましたが、このへんをもう一度、お尋ねしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

清水企画部長。

○企画部長（清水克己君）

小林議員の再質問にお答えします。

高齢者が多いということの中で、予約が大変だということの中で、代理予約という制度でございますけども、先ほどご答弁いたしましたように、代理だということをお伝えいただければ、代理による予約は受け付けているところでございます。

また、もう1つでございますけども、当日予約の件でございますけども、先ほど申しましたように、これは協議会のほうでやっている事業でございます。そういうことも含めながら、来年度までが実証運行の期間ということの中で、協議会で運用しているところでございます。そのへんも含めながら、1年間かけて、しっかり検討していく課題であるというふうには思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

小林忠雄君。

○9番議員（小林忠雄君）

どうもありがとうございました。

それで、あと防災について伺います。

火災報知器の設置事業ですが、もうすでに受け付けを2千件、受け付けているというお話がございました。それで、この分については消防団に委託しているというお話でございますが、対象件数は一体、どのくらいになるんでしょうかね。私は地域におりまして、ほとんど対象の人になっているんですけど、たまたま消防の人に聞きましたら、30%以下ですね。どういうことで、こんなになっているのかなと私は思ったんですが、現実に対象の件数は、市内ではどのくらいになっているのかなということを教えていただきたい。

それから、もう1つ。自主防災組織でございますけども、積極的にしなければならない、今度の災害で、本当に自分たちが自分たちの身を守る自助、あるいは共助というところは非常に大事だと思います。ただ残念ながら、防災の備蓄用品の購入補助が、私の記憶ですと、1件当たり15万円ではなかったかと思うんです。防災の設備は、倉庫をつくったり、中へいろいろ入れますと、相当な額になるものですから、このへんの補助のことは、今後、積極的に考える必要があるのではないかと、こんなふうに思いますが、ご見解をお願いしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

進藤総務部長。

○総務部長（進藤芳彦君）

小林議員の再質問にお答えいたします。

今回の火災報知器関係の対象戸数でございますけども、市内全域で通知を出した対象者は、5,424世帯でございます。そして、そのうちの36.9%の方が申請していただいたというふうになっています。

それから自主防災組織をつくっていただいて、資材等の整備ということでございますけども、現在の補助要綱ですと、ご指摘のようにハードものがほとんどでございます。発電機だとか、そういったようなものですね、そういったものでございますので、ご指摘のとおり、それだけでどうかというようなことは検討課題になるのではないかとということで、今回の震災等、経過をふまえて検討していきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

よろしいですか。

（はい。の声）

関連質問はございますか。

篠原眞清君。

○6番議員（篠原眞清君）

小林議員の代表質問に関連いたしまして、質問させていただきます。

まず当初予算に関してですが、2つ目の項目で近隣の動向、それから市債の償還等についての質問させていただいて、ご答弁をいただきました。そのご答弁の内容については、そういう流れの中で頑張っていただくことが大事であるというふうに理解しておりますが、ご案内のとおり、大変、国難といわれる大きな災害が発生いたしまして、これから先、その復興に向けての資金需要というものが大変、大きくなっていきます。従前国債で、国内でほとんど国債が消化されておりましたが、今の状況からしますと、海外にその国債を売っていくということも考えていかざるを得ないような状況も出てくる、そういうことも予想される中で、一番打つ手は、一刻も早く、市債の残高を大幅に減らす。そういう意味で、すでに国の特例措置に基づく5%以上の償還については、政府資金の繰上償還は進められているというふうに承知していますが、縁故債を積極的に償還していかなければならないと思いますが、そのへんの考え方をもう一度、お聞きしたいのと、それからもう1点、国勢調査の結果が先ほど、ご説明ございました。4万6,872人というふうに数字が発表されましたが、私の記憶が間違っていなければ、第2次のアクションプランの中で、平成28年度がそれぐらいの規模の数字を想定しての計画になっているような気がいたします。だいぶ減少のスピードが高まっているというふうに思いますが、そのへんの見通し、どんな状況なのか、それからその要因等につきましてのご答弁をいただきたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

清水企画部長。

○企画部長（清水克己君）

篠原議員の関連質問にお答えします。

縁故際につきましても、積極的な繰上償還をする必要があるということでございます。どのようにするかということでございます。先ほどもご答弁いたしましたけども、市中銀行、金融機関等々と協議をしてございます。平成23年度当初予算につきましては、梨北農協分につきまして、お話をしまして、3億4,400万円ほどの繰上償還の予算を計上してございます。

今後につきましても、金融機関と協議する中で、また本市の財政状況等を鑑みの中で、積極

的に市債の残高を減らしていきたいという気持ちは持っていますので、できるだけ努力していきたいと思っております。

あと国勢調査の関係で、世帯数が減少している、アクションプランとの差が相当あるということのご指摘で、どのように考えているかということだと思っておりますが、出生率が270人前後で推移してきてございます。本当に少子高齢化の中で、生まれてくる子どもさんの数が少ないという中で、本市においても当初予算の説明をしたときに、少子化対策には万全を期した中で、予算の重点配分をしているというふうなお話もさせていただきました。本当に深刻な状況等々も考えられるわけでございますので、積極的というんですか、少子化対策、人口増に関して最善の努力というんですか、人に住んでもらうように、いろいろな方法で、人口増の施策を考えていかなければならないというふうに捉えているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

篠原眞清君。

○6番議員（篠原眞清君）

もう1点、お聞きいたします。

地域防災組織の件ですが、今回のこの災害の中で、そのことはここにおられる方すべてが、その早急な必要性というものを、もちろん感じられていると思います。私もたまたま地元の区長をさせていただいております、その地域防災組織の必要性を痛感しながら、なかなか、その立ち上げができないで、苦しんでいる人間の一人であります。それで、この間、区長に対する地域防災の説明はあります。年間の事業の説明の中の一端としてありますが、今の説明だと、私は本当に地域での自主防災組織の設立が進まないと思います。ぜひ具体的に、それ一本に絞っての、市全体での、例えば講演会とか、さまざま、ぜひ、啓蒙を強めていっていただかないと、いつ起こるか分からない災害に間に合わなくなってしまうというふうな気がいたします。起こってはいけないことだと思いつつも心配しております。その点につきまして、1点だけお答えをいただきたいと思っております。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

三井副市長。

○副市長（三井弘之君）

このたびの大地震につきまして、私ども市の当局としましても、正直、言ひまして、大変勉強になりました。突然の15時間という停電にあいまして、いろんな対策を講じてきたわけでございますけども、なかなか、それが万全であったかというのは、正直言っているいろいろ反省点もあるだろうと思っております。

今、考えておりますのは、とにかく冷めないうちに、言うならば3月中に各部局でこんなふうなことは、もっと対策として講じたほうがいいたろうとか、それからこんなふうにしたらよかったですのではないかというような反省点を出しまして、人事異動もございますから、早めにそのへんを近日中に市のほうの対策というものを改めて立てたいと、このように考えております。

それから今、おっしゃいました、これは地域の皆さん方も、今回はたまたま北杜市が停電の時間が長かったものですから、本当に大変な思いをされたと思っておりますので、特にいろいろな防

災器具等につきましても、ご自分たちもおそらく考えていただけるんだらうなと思いますので、その防災組織の組織化につきましても、改めて、おっしゃるように対策を講じていかなければいけないだらうというように思っております。

したがいまして、東北の皆さん、大変だったわけでございますけども、これを私どもも自分のことのように考えて、これから対策を講じていこうと、こんなふうを考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

よろしいですか。

（はい。の声）

ほかにございませんね。

（なし）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、市民フォーラムの会派代表質問を終結いたします。

次に、公明党の会派代表質問を許します。

公明党、16番議員、内田俊彦君。

内田俊彦君。

○16番議員（内田俊彦君）

公明党を代表して、代表質問を行わせていただきます。

過日の地震におきましては、甚大な被害を被った皆さまにお悔やみを申し上げるとともに、一日も早い復興を願うものであります。そして離れ離れになった家族が一刻も早く出会って、一緒に暮らせる日を願うものであります。

私は当日、そしてその次の日と市の庁舎に待機をさせていただきました。職員の皆さまの懸命な姿を見まして、北杜市は今後、磐石になっていくんだらうというふうに確信したところであります。電気がないので、酸素吸入の方の手配をする。一人暮らしの老人を訪ねる。また地域の防災等の拠点を確認する、施設を確認する。それは各担当部局とも全身全霊を込めて、していたというふうに、私の目に映っております。

その中でも私の記憶にあるのは、玄関におきまして、高齢の婦人の方の窓口対応を女性の職員が一生懸命、地震の最中、しておりました。私はその姿に、あるひとつの、昔、少し読んだ、この「私の郷土 清里（高根・清里小学校編）」というのがあるんですが、この中の例を1つ、引用させていただきたいと思っております。これは昭和20年代に、清里村で保健師として働かれた方の回想録であります、その中を少し引用させていただきます。

今でも私の脳裏に深く残っておりますことですが、こんなこともありました。生後6カ月の赤ちゃんが急に発熱して困ると、夜中に迎えに来たのです。早速、救急カバンを持っていったのです。検温をすると、40度の高熱でぐったりしているのです。お母さんは泣き声で、この子を助けたい一心で、私に訴えてくるのです。寒中のこと、マイナス15度もある寒さですので、毛布で赤ちゃんを包み、囲炉裏の火をたやさなく燃して部屋を温めました。お医者さんとして、夜中ですので、往診依頼は無理なため、仕方がなく、お母さんの血液を赤ちゃんに輸血したのです。なんとか助けたい一心でした。お母さんの血液の免疫力と栄養が功を奏したんです

ね。夜も白々明けることになって、赤ちゃんの呼吸も静かになり、検温してみると39度に熱も下がったのです。お母さんと私は抱き合って喜びました。今までは到底考えられない行為ですけれども、この赤ちゃんもすくすく健康に成長され、今は立派な父親となっております。

この結びの中に戦争のない平和な日本、そして平和な世界、恒久平和を願いながらペンを置きますと結ばれております。

私は市の職員が、この保健師さんと同じように日々努力しているということに、非常に感動をいたしました。

それでは、質問に入らせていただきます。私は4項目について、質問させていただきます。

まず第1番目といたしまして、北杜市における財政健全化戦略について、お伺いいたします。

わが北杜市は合併以来、行政改革大綱、アクションプラン、総合計画、財政健全化計画等に基づき、財政健全化に向けて努力してまいりました。その結果、起債の減額、基金の増額、また平成22年度、平成23年度は財政調整基金の取り崩しを行わず、当初予算が編成できたことは、評価するものであります。そこで、今まで行ってきた健全化への取り組み、今後の健全化に向けての戦略について、質問するものであります。

まずはじめに、政府系資金におきましては、金利5%以上の起債はすべて本市では繰上償還を行ってまいりました。19年から21年ということでありましたが、その効果と償還を行ったことにより、実質公債比率が一時的には高くなるということですが、その影響について、伺います。

2番目に北杜市合併以来、過去、起債、借金を起こしまして、基金に積み立てたことがございます。その効果について、お伺いいたします。

3番目といたしまして、交付税が間に合わないということで、政府はよく臨時対策債を発行いたしますが、市としては満額、借り入れなかった根拠と今後の影響について伺うものであります。

4番目といたしまして、今後の各基金の運用の方針について、伺うものでございます。

5番目といたしまして、同じく、後は今後の起債償還の方針についてもお伺いいたします。

6番目、この項目の最後となりますが、平成23年度は考えてみますと、今まで多くの臨時対策の交付金をいただきまして、その交付金のおかげで、やりたかった事業がたくさんできたということもございまして、比較的予算編成においては楽だったのではないかとこのように考えるわけですが、平成24年度は事業費の増額と償還金の増額が考えられるところであります。そのときに一時的な財政調整基金等の取り崩しなどの対応で予算編成を行うのか、伺うところでございます。

2項目の質問に移らせていただきます。審議会、検討委員会の答申について、お伺いいたします。

市長の諮問に基づきまして、審議会、検討委員会の答申が提出され、プランの作成、計画、そして実施がされておるところでございます。議会にもいち早く中間報告、結果報告が全員協議会等で示され、今後の方向に議員一人ひとりが模索、検討調査を行い、各種の会議に臨んでいることと考えます。そこで、質問をいたします。

まず第1、答申を尊重することは、これは当然であります。市民の生活の向上に向けて、その場限りではなく、現状と将来を見据え判断し、市政の執行にあたるべきと考えますが、いかがお考えか伺うところでございます。

2番目といたしまして、計画が途中であっても、今のような急なこともございます。社会的な経済の動向もございます。社会情勢の変化および、また市民のニーズに応えるために見直し、そしてローリング等を行いながら、これはやはり英断を迫られることも必要と考えるところでございますが、いかがお考えか伺うところでございます。

3番目といたしまして、審議会、また委員および検討委員の皆さんには、これは審議会、また検討委員会が始まりまして、いろいろな問題に際しまして、本当に長期にわたる、この会議がございます。そしてまた、事業も長期にわたる執行もあります。しかし、その後、その経過につきまして、それを審議してくださった方々に、審議会の皆さん、また検討委員会の皆さん、その解散後についても、報告を行ってあげるのが、その一生懸命審議をしていただいた方々のご苦勞を報うことになるのではないかと考えるところでございますが、いかがお考えか伺うところでございます。

3項目でございます。小中学校太陽光パネル設置について、お伺いいたします。

国のスクールニューディールの政策によりまして、本北杜市においては、ほぼといっていいほど、100%の国の予算で小中学校に太陽光パネルが設置され、点灯式も終わりました、現在、稼働されているところでございます。

環境創造都市 北杜市においては、内外ともに誇れることと思っております。それとともに、その影響、効果に期待するところでありますが、そこで何点か、質問をさせていただきます。

まず1点目といたしまして、財政的に小学校、中学校の電気料の軽減と売電による収入が2通りに分かるところであります。経費の支出もあると思います。そこを相殺いたしますと、1年あたりの影響は、どのくらいの金額となるか伺うところでございます。

2番目といたしまして、教育的な側面から考えますと、これは環境教育ということになりますが、どのような影響が考えられるか、伺うところでございます。

3つ目といたしまして、CO₂、二酸化炭素の削減効果など、その他、メリットがございましたら、ご紹介いただきたいと思います。

4項目に移らせていただきます。高齢者のケアおよびボランティアポイント制度について、お伺いいたします。

高齢化は、北杜市によって避けられない問題であります。日本全体の将来の姿が今の北杜市の状況であると考えるところでございます。医療、介護、年金問題は、国が政策的に解決すべきと考えるところでございますが、その道筋はいまだ示されておりません。そこで北杜市の現状および創設するボランティアポイント制度について、お伺いをするところでございます。

1.無年金者は、北杜市において何名在住するか、お伺いいたします。

2番目といたしまして、無年金者のうち生活保護者は何名いらっしゃるか、伺うところでございます。

3番目といたしまして、生活困窮者の対応は民生委員をはじめ、各担当課および部局を横断して行い、状況把握をしているのか、伺うところでございます。

4番目といたしまして、今回のここが地震のときに対応を迫られたところだと思っておりますが、一人住まいの高齢者世帯の対応はどのように行っているのか、伺うところでございます。

5番目といたしまして、ボランティアポイント制度の詳細について、お伺いをいたします。

6番目、このボランティアポイント制度の周知徹底の方法について、お伺いいたします。

以上、ご答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

内田俊彦議員の公明党の代表質問にお答えいたします。

北杜市における財政健全化戦略について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、公的資金の繰上償還の効果と実質公債費比率への影響についてであります。

国では、高金利の公的資金の地方債について、金利負担の軽減を求める地方自治体の要望等をふまえ、公債費負担の軽減を図るため、一定の条件のもと、平成19年度から平成21年度までの3カ年の臨時財政措置として、年利5%以上の公的資金の補償金免除による繰上償還を認めることとしました。

本市では、この条件に合致した市債について、平成19年度から平成21年度までの3カ年で、総額10億2,824万円の繰上償還を行うとともに、2億4,420万円を低利で借り換えました。

こうした繰上償還と低利な起債への借り換えは、3億7,110万円の将来的な利払いの削減効果が得られるとともに、市債残高の縮減が図られる効果があります。また、実質公債費比率については、一時的な上昇はあるものの、将来の比率低下につながっていくものであります。本市といたしましては、財政の健全化の取り組みを進めるため、引き続き国に対して、年利4%台の市債にかかる補償金免除繰上償還を求め、さらなる市債の縮減に努めてまいりたいと思っております。

次にまちづくり振興基金への積み立てと、その効果についてであります。

まちづくり振興基金は、国が合併市町村の住民の連帯の強化と地域振興に資するため、合併特例債を主な原資として積み立てることを認めたもので、本市は上限である40億円の積み立てを目標に、現在、積み立てを進めており、来年度末残高は23億円となる見込みであります。合併特例債については、元利償還金の70%が交付税措置されることになっております。この基金は、国が認めた将来の北杜市民の大きな貯金であり、地方交付税の段階的な縮減が予定されている本市にとって、その財源確保に資する大きな効果があると考えております。

次に、平成24年度の予算編成方針についてであります。

平成24年度については、長坂統合小学校建設事業等の大型事業を引き続き、予定しております。今回の予算編成同様、徹底した歳入歳出の見直しを進めるとともに、行政改革アクションプランの取り組み等を進め、財政状況によっては、公共施設整備基金等も活用する中で、予算編成を行ってまいりたいと考えております。

次に審議会、検討委員会の答申について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、答申結果に基づく市政執行についてであります。

市が重要な政策決定を行う際には、審議会等を設置し、市長が諮問を行い、審議会等の答申結果を尊重し、方針を決定しております。

今後も市民生活向上に向けて、市の現状や将来を見据えた中で、市民生活への影響等を総合的に判断しながら、今まで以上に議論を重ね、より現実に即した計画立案を進めてまいります。

次に、計画途中における見直しの必要性についてであります。

環境が著しく変化する現在の社会情勢や、市民生活における市民ニーズの多様性などを常に

意識し、認識することは非常に重要なことであると考えております。

本市の持続的な発展のためには、緊急性や重要性が高い要因については、できる限り政策に反映させることができるよう、柔軟に対応することが重要であると考えます。したがって、ときに応じ、事業の執行途中であっても、政策の見直しを図っていくことも必要であると考えております。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

井出教育長。

○教育長（井出武男君）

内田俊彦議員の公明党の代表質問にお答えいたします。

小中学校太陽光パネル設置の効果についてであります。

ご指摘のとおり、学校施設に太陽光発電設備を設置する利点は、主に児童生徒への教育効果、環境負担軽減、市の財政への寄与の3点だと考えています。

第1に児童生徒への教育効果について、校舎の昇降口など目につきやすい場所に設置したディスプレイに、現在の発電量や二酸化炭素削減量などを表示して、日々の生活の中で太陽光発電に自然に触れることができるようにいたしました。これを教育の材料の1つとして有効に活用することにより、自然エネルギー供給の仕組みおよび、それによる効果の考察など環境意識の向上に役立つものと考えております。

第2に環境負担の軽減について、およそ年間5万3,500キロの二酸化炭素排出の削減を見込んでおります。これは、市の木である赤松837本分にあたりまして、年間に吸収する二酸化炭素の量と同量でございます。

第3に市の財政への寄与について、学校施設においては、およそ年間1,200万円の電気料の削減と300万円の売電による収入が見込めます。これに対し、必要経費といたしましては、設備の保守管理代金程度です。

このほか、市や学校が率先して環境対策に取り組むことにより、各家庭や他の自治体における自然エネルギーの普及促進につながることも期待されるところでございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

進藤総務部長。

○総務部長（進藤芳彦君）

内田俊彦議員の公明党の代表質問にお答えいたします。

任務終了後の審議会等、委員への報告についてであります。

審議会等の答申に基づき決定された政策方針、その後の事務事業の執行状況につきましては、機会あるごとに議会に報告させていただいているところであります。

なお、審議会等で継続的に開催されている場合には、機会を設けて報告を行うこととしております。

また、市民の方にも広報その他の媒体を通じて、できる限りの情報を提供しております。今後も審議会等委員のご協力をいただき、市政発展に邁進してまいります。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

清水企画部長。

○企画部長（清水克己君）

内田俊彦議員の公明党の代表質問にお答えいたします。

北杜市における財政健全化戦略について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、臨時財政対策債の借入れ等についてであります。

臨時財政対策債は、地方交付税の財源不足に対する代替措置として設けられた地方債で、発行可能額の全額を借りたものとみなし、元利償還金相当額の全額が借入れの有無を問わず、後年度に交付税措置されるものであります。また、その借入れについては、各地方自治体の判断に任されております。

今年度は、年度内の事業に充当する一般財源が確保できる見込みとなったことから、起債可能額の全額を借入れないことといたしましたが、借入れをしなかった分については、後年度、臨時財政対策債の返済に充てず、別の事業の財源として利用できる効果があると考えております。さらに、市債残高の増加を抑制する効果もあると考えております。

次に、今後の基金運用の方針についてであります。

今回、第2次行政改革大綱では、基金の運用方法の改善をアクションプランの新たな取り組み項目としたところであります。具体的には、基金をより有利で安全な運用方法である国債を活用し、運用益の増加を推進するものであり、来年度は1千万円程度の増収を見込んでおります。

なお、本市の平成23年度末の財産区を除く全会計の基金残高は、これまでの財政健全化の取り組みにより、合併時から79億円程度増加し、129億円となる見込みであり、合併前の平成12年度末残高をしのぐ、積み立てができる見込みであります。これからも国債運用等によって、基金の収益増を図り、財政健全化の取り組みを進めてまいります。

次に、今後の起債償還の方針についてであります。

起債償還の方針といたしましては、公的資金については、年利4%台の市債にかかる補償金免除繰上償還を国に強く求めていくとともに、縁故資金については、金融機関の理解を得る中で、繰上償還の取り組みを続けていくというものであります。

こうした不断の取り組みの結果、本市の平成23年度末見込みの全会計ベースの市債残高は、平成17年度末のピーク時から141億円減少し、868億円となる見込みであります。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

比奈田市民部長。

○市民部長（比奈田善彦君）

内田俊彦議員の公明党の代表質問にお答えいたします。

高齢者ケアおよびボランティアポイント制度について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、無年金者の人数についてであります。

北杜市に在住する65歳以上の人数は、3月1日時点で1万4,796人となっています。現在の年金業務は日本年金機構が行っているため、十分な把握はできませんけれども、約1万4千人の方が老齢年金、また老齢基礎年金等を受給しております。それ以外に障害年金や遺族

年金を受給している方は、約1千人となっています。ただし、重複して受給されている方もいるため、実質的な無年金者の把握は困難となっている状況でございます。

なお、無年金者のうち、生活保護を受けている人は51人となっております。

次に、介護支援ボランティア制度の詳細についてであります。

この制度は、元気な高齢者が1年間行ったボランティア活動をポイントとして評価し、それを転換交付金として交付するものでございます。この事業の大きな狙いは、高齢者の社会参加により、自身の健康増進や介護予防を推進すること、また希薄になりがちな地域における連帯の意識を高めることにあります。ボランティア活動を行う場所は、市内の介護保険施設、または市が行う介護予防事業となっております。内容はレクリエーションの指導、お茶出し、高齢者の話し相手など、簡単な活動を予定しております。活動1時間に1スタンプがボランティア手帳に押され、100ポイントとして評価されます。100ポイント100円で転換交付金に換算され、最大5千円までの交付となります。

次に、制度の周知についてであります。

すでに、市内のボランティア組織や介護保険施設の代表者には事業内容の説明をし、実施の際には参加や協力をお願いいたしました。

今後は、ボランティア組織を束ねている社会福祉協議会を通じ、一層のPRと広報誌等への掲載、高齢者教室でのお知らせなどを予定しております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

内田俊彦議員の公明党の代表質問にお答えいたします。

高齢者ケアおよびボランティアポイント制度について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに生活困窮者の対応についてであります。住民の身近にいる民生委員、保健師や社会福祉協議会等を通して、相談や支援を行っております。また、経済的に困窮した場合は、生活保護担当が支援を行っておりますが、関係部局と連携を図り、状況を把握しております。

次に、一人住まい高齢者の対応についてであります。

市の事業等に参加されずに状況が分からない高齢者を中心に、訪問調査を実施しております。その中から、なんらかの対応が必要だと思われる高齢者には、保健師がその人に合ったサービスにつなげるなどの対応をしております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

内田俊彦君の再質問を許します。

内田俊彦君。

○16番議員（内田俊彦君）

再質問を何点か、させていただきます。

まず1番目の項目といたしまして、北杜市における財政健全化戦略についてでございます。これは、あえて戦略と私のほうで通告させていただきましたが、やはり攻める自治体でなけれ

ば、今後、生き抜いていけないというふうに思っているところでございます。

まず実質公債費比率が、簡単に言うと、本市は他の市より高いわけですが、それはそれとして、今現在、起債を借るときに、そうはいても許可制の中で、そんなに支障はないというふうに考えているところでございます。そして、今の実質公債費比率の許容範囲の中であれば、特段、そこには影響がないと思いますが、そのことについてご答弁を求めるところでございます。

また、運用についてのことでございます。簡単に言うと、貯金があって、そして借金があって、現金があるというのが、これが財政だと思いますが、やはり貯金は貯金として、これは資産運用を図るべきでありますし、また町におきますと、繰上償還の補償におきましては、全部、返したということでございますが、縁故資金については、今後、これは積極的に取り組むべきだというふうに考えるところでございます。なぜならば、縁故資金においては、民間系の金融機関でございますので、その協議が整えば、私は積極的に借り換えを行って、有利であれば借り換えを行うべきだというふうに考えるところなんです、そこについてお伺いをするところでございます。

それでは1番目の項目ということで、答弁をお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

清水企画部長。

○企画部長（清水克己君）

まず、起債をするときの実質比率公債費比率の関係でございます。

本市では、18.5という実質公債費比率でございます。そのために、本市の場合は許可制ということで、起債の許可を受けているところでございます。特段、今時点において、県と協議する中で、借り入れ等の事務を進めていくこととしており、特段、問題はないというふうに、今の時点では考えているところでございます。

あと、縁故資金の関係でございます。縁故資金、当然、民間の市中銀行からの借り入れでございます。先ほどから、ご答弁させていただいていますように、金融機関さんと話し合いの中で、繰上償還についてお願いをしているところでございます。

財政運営もでございますので、借り入れの全額ということではなくて、部分的に分割して返済するというふうな協議もする中で、起債の残高を減らす手立てを、今、とっているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○16番議員（内田俊彦君）

その次に、もう1点、再質問をさせていただきます。

高齢者のケア及びボランティアポイント制度、この項目の中でございますが、簡単に言うと、この中で、無年金者の確定が非常に難しいという答弁でございました。これは年金の機構が違いますので、それはそれとしての、今の説明で分かりましたが、しかし、先ほどの答弁の中で、簡単に言うと、市においては一人住まいの高齢者の方については、当然、訪問を行っている。

当然、その中で、これは生活保護が必要となれば、そういったことにも対応しているというふうに考えるところでございます。

つまり、高齢者で本当に弱者の方というのは、まず市の職員の皆さまが対応していらっしゃると思いますし、また民生委員の皆さんもそれに積極的に関わってくれるというふうに想像しているところでございまして、おそくなんらかの制度にのっからない人というのは、ごく一部ではないかなというふうに思うところなんです、そのような見解でよろしいでしょうか。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

比奈田市民部長。

○市民部長（比奈田善彦君）

内田議員のおっしゃるとおり、今の状況でいきますと、低所得者に対しては、職員も含め民生委員さんたちが活躍をしていただく中で、それなりの支援が行われているところでもありませんし、また医療費等の関係についても、減免的な措置もとるような形を含めまして、支援的な形での対応をしているところでございます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

よろしいですか。

（はい。の声）

関連質問はございますか。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、公明党の会派代表質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

次の会議は3月16日、午前10時に開きますので、全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変、ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時27分

平成 2 3 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

3 月 1 6 日

平成23年第1回北杜市議会定例会（4日目）

平成23年3月16日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 一般質問

- | | |
|-----|--------|
| 14番 | 小尾直知君 |
| 19番 | 中村隆一君 |
| 7番 | 風間利子君 |
| 2番 | 中山宏樹君 |
| 12番 | 利根川昇君 |
| 13番 | 千野秀一君 |
| 8番 | 坂本 静君 |
| 3番 | 相吉正一君 |
| 11番 | 保坂多枝子君 |
| 5番 | 野中真理子君 |

2. 出席議員（22人）

- | | | | |
|-----|-------|-----|------|
| 1番 | 小須田稔 | 2番 | 中山宏樹 |
| 3番 | 相吉正一 | 4番 | 清水進 |
| 5番 | 野中真理子 | 6番 | 篠原眞清 |
| 7番 | 風間利子 | 8番 | 坂本 静 |
| 9番 | 小林忠雄 | 10番 | 中嶋 新 |
| 11番 | 保坂多枝子 | 12番 | 利根川昇 |
| 13番 | 千野秀一 | 14番 | 小尾直知 |
| 15番 | 渡邊英子 | 16番 | 内田俊彦 |
| 17番 | 坂本治年 | 18番 | 秋山九一 |
| 19番 | 中村隆一 | 20番 | 清水壽昌 |
| 21番 | 秋山俊和 | 22番 | 渡邊陽一 |

3. 欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（38人）

市長	白倉政司	副市長	三井弘之
総務部長	進藤芳彦	企画部長	清水克己
市民部長	比奈田善彦	福祉部長	原かつみ
生活環境部長	堀内誠	産業観光部長	名取重幹
建設部長	深沢朝男	教育長	井出武男
教育次長	山田栄明	教育次長（図書館担当）	老松正樹
会計管理者	坂本正輝	監査委員事務局長・ 農業委員会事務局長	清水春昭
明野総合支所長	堀内健二	須玉総合支所長	小澤信義
高根総合支所長	浅川明男	長坂総合支所長	輿石君夫
大泉総合支所長	浅川正己	小淵沢総合支所長	坂本敏二
白州総合支所長	伏見常雄	武川総合支所長	松永直樹
政策秘書課長	坂本吉彦	総務課長	菊原忍
企画課長	大芝正和	財政課長	秋元達也
管財課長	篠原直樹	福祉課長	浅川輝夫
子育て支援課長	吉田昌司	環境課長	由井秀樹
観光商工課長	浅川一彦	まちづくり推進課長	田中幸男
住宅課長	平井光	道路河川課長	武井武文
教育委員会付課長	横谷勉	教育総務課長	伊藤勝美
学術課長	清水敏彦	学校給食課長	矢崎総一

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長	伊藤精二
議会書記	上村法広
〃	小澤章夫

開議 午前10時00分

○議長（秋山俊和君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は22人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご承知願います。

○議長（秋山俊和君）

日程第1 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、10人の議員が市政について質問いたします。

ここで、質問順位および一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

最初に公明党、5分。次に日本共産党、9分。次に無会派の風間利子議員、10分。次に北杜クラブ、54分。次に明政クラブ、41分。最後に市民フォーラム、9分となります。

申し合わせにより一般質問の関連質問はできませんので、よろしくお願いいたします。

なお残り時間を掲示板に表示いたしますが、議長からその都度、残り時間を報告いたします。

それでは順次、質問を許します。

公明党、14番議員、小尾直知君。

小尾直知君。

○14番議員（小尾直知君）

はじめに、今回の東北地方太平洋沖地震で犠牲になられた方々に対し、衷心より追悼の意を表します。また被災された皆さまに心より、お見舞い申し上げます。まさに国難ともいふべき事態であり、一刻も早い復興を願っております。

時間がありませんので、質問いたします。

地デジ化への進捗について、いくつか伺います。

本年7月24日に予定されておりますが、総務省の発表では、現在でも200万から250万世帯が未対応とされています。特に低所得、高齢者世帯が遅れており、同省はNHK受信料の全額免除世帯にチューナーを無償給付し、市民税非課税世帯にも給付の対象を広げた取り組みを展開しております。しかし、対象拡大に関しては、各市町村の広報体制が重要であります。また、デジタル機器の扱いが苦手な高齢者世帯に対するサポート強化が求められております。また受信機の普及に併せ、重要となるのが回収を巡るトラブルや不法投棄への対応です。15型以下で1,785円、16型以上で2,835円のリサイクル料がかかり、料金を巡るトラブルが多発しております。高齢者に法外な料金を請求する業者もあり、住民への注意喚起が必要です。

以下4点について、お伺いいたします。

未対応世帯の難視聴対策の進捗状況、集合住宅の状況と広報体制について。

2点目、低所得、高齢者世帯へのサポート体制について。

3、回収を巡るトラブルや不法投棄への対応について。

4、地デジにかかる総合窓口の設置について。

2点目、物品購入について、お伺いいたします。

購入品は一般消耗品から事務機や印刷関連など多岐にわたり、共通した消耗品などは管財課で掌握し、対応していると思いますが、20万円以下の購入品は各課や支所の購入であり、その対応は担当者により、相当バラツキがあるように思われます。市内業者育成等も必要であり、できるだけ市内の業者優先をと考えますが、以下、見解を伺います。

1点目、現状の物品購入の状況について。

2点目、担当者も含め、今後の方向性は。

以上、ご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

14番、小尾直知議員のご質問にお答えいたします。

地上デジタル化への進捗について、いくつかご質問をいただいております。

テレビのデジタル化は国の施策であることから、総務省のテレビ受信者支援センター、いわゆるデジサポ山梨を中心に、山梨県、各放送事業者、各自治体等で構成する地上デジタル放送推進協議会等が、デジタル放送への円滑な移行に向けて、さまざまな対応を行っております。

はじめに、市内での未対応世帯の状況についてであります。

デジサポ山梨が、本年1月に実施したアンケートの結果によりますと、93.2%の世帯が対応済み、または対応予定という結果が出ております。また、今回のアンケートでは戸別フォローが必要な世帯がある地域も把握できましたので、今後、対象となる地区では戸別のフォローや説明を行う計画とのことであります。

次に、難視聴地域に対する対策についてであります。

デジサポ山梨に問い合わせると、電波強度の測定を行い、その世帯が受信可能な方法をアドバイスすることとなります。アンテナ、CATVのいずれでも、地上デジタル放送が受信できない世帯に対しては、総務省の関東総合通信局より新たな難視聴地域の認定を受けたのちに、衛星放送の受信設備を無償貸与し、5年間をめどに今後の受信方法を検討することとされております。

平成21年2月から今年1月末までに、デジサポでは、北杜市から延べ346件の受信相談をお受けしておりますが、無償貸与の候補となったものは57件であります。

なお、集合住宅での対応状況につきましては、北杜市の55物件のうち、54物件が対応済みで、残る1件も、7月24日までに対応を済ませる見込みであるという調査報告を関東総合通信局からいただいております。

その他につきましては、担当部長および担当課長が答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

清水企画部長。

○企画部長（清水克己君）

14番、小尾直知議員のご質問にお答えいたします。

物品購入の状況について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、物品の購入については、地方自治法および北杜市財務規則の規定により、契約金額が80万円を超える場合は、入札に付すこととされておりますので、入札参加資格者名簿に登

載された業者から指名業者を選定することとしていますが、市内業者のいる場合は、優先的に指名を行っています。

また、随意契約においては、市内業者で対応可能な場合は、市内業者による見積もり徴取を優先的に行うこととしています。

次に、今後の方向性についてであります。

本庁をはじめ各総合支所、小中学校、病院等の随意契約についても、できる限り市内業者を優先してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

坂本政策秘書課長。

○政策秘書課長（坂本吉彦君）

14番、小尾直知議員のご質問にお答えいたします。

テレビ放送の地上デジタル化への進捗について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに低所得者、高齢世帯へのサポートについてであります。

昨年6月から10月にかけて、民生委員のご協力をいただいて、高齢者世帯を対象とする地デジ声かけ運動を実施し、ご希望のあったお宅には、デジサポ山梨が戸別訪問しました。

なお、本年6月以降、デジサポで開設を予定している相談コーナーでは、お年寄りに身近な形で実施できるよう、現在、計画を進めているところです。

また、生活保護世帯および住民税非課税世帯への簡易チューナー給付支援は、実施主体である総務省に、本年1月末までに274件の申請をいただいております。

次に、テレビ回収をめぐるトラブルや不法投棄対策についてであります。回収を巡る苦情や相談は寄せられておりません。また、不法投棄対策としては、監視パトロールの重点実施等の監視体制を強化するとともに、県や関係団体等と協力して、不要となったテレビの適正な処理方法についての周知や広報を強化し、適正処理を推進しております。

また、市では年1回、各総合支所を回収業者に回収場所として提供し、家電リサイクル法の対象製品を回収しております。

次に、総合窓口の設置についてであります。

市民からの地デジに関するお問い合わせは、チャンネル設定から受信相談までさまざまであり、主に市で対応しておりますが、難視聴に関するものについては、デジサポへの連絡を行うこととなります。

いずれにいたしましても、山梨県における地デジ対応は、デジサポ山梨が総合窓口となりますので、連携を密にしながら取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

小尾直知君の再質問を許します。

小尾直知君。

○14番議員（小尾直知君）

時間がありませんので、手短に。

物品の購入についてですが、今、企画部長のほうから答弁がありました。たしかに、そのと

おりになっていると思いますが、各課の対応について、これをしっかり徹底をしていただいて、業者対応等もやっていただきたいと、これは指摘させていただきたいと思います。

質問のもう1つは、難視聴の分ですけれども、やっぱり個人的にやると、どうしてもお金がかかるということで、今の答弁でそれでいいと思うんですが、しっかり、そこらへんを掌握してやっていくことが大事だと思いますので、この点についてのご答弁をもう1回、お願いしたいと思います。

総合窓口ですが、どうしても高齢者とかになると、福祉とかという部分が絡んでくるし、窓口がいろいろになっていってしまう可能性があると思いますので、このへんもしっかり、併せて、ご答弁をもう1回、お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

坂本政策秘書課長。

○政策秘書課長（坂本吉彦君）

再質問にお答えをいたします。

難視聴につきましては、先ほど申し上げましたように、ある程度、地域が絞られてまいってきておりますので、戸別に十分対応できるように、デジサポさんと協力しながら進めてまいりたいと思っております。

総合窓口につきましては、県内全域をデジサポ山梨が対応しておりますので、市といたしましても、全面的に協力して進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

質問はございませんね。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで14番議員、小尾直知君の一般質問を終わります。

次に日本共産党、19番議員、中村隆一君。

中村隆一君。

○19番議員（中村隆一君）

質問の第1．教育の諸課題について、市の対応を質問します。

この4月から、小学校新学習指導要領が本格実施されます。2009年度からスタートした2年間の移行措置を経ての本格実施ですが、新しい教科書が配布される、この春は、やはりこれまでとは違った新学期になるだろうと思われれます。

2007年から導入された全国一斉学力テストは、その前後から行われてきた県レベルや市町村レベルでの学力テストと合わさって、網の目のような学力テスト体制をつくりあげ、過度なランキング競争を生み出してきました。今年も4月19日に小学校6年生が国語と算数を、中学校3年生が国語と数学の2科目で、テストが実施されます。子どもたちを競争に追い立てる一斉学力テストの押し付けには反対です。子どもたちを競争に追い立てることで、本当の学力は育たないと思います。子どもたちに物事が分かる喜びを伝え、物事そのものへの探究心を育てる仕事が教育ではないのか。その中から、本当の学力が育っていくのではないのでしょうか。

次に最近、マスコミでも多く取り上げられている子どもの貧困について、北杜市での学校現場の実情を教育委員会として把握していますか。本来、子どもにとって学習すること自身が、自分を成長させ、生きていく目標を持って、友だちとつながり、意欲を持って生活できるようになってほしいのです。ところが今、その基盤である家庭が壊れかけているのです。お金がなくても、安心して学べる条件を整えていかなければなりません。

以上をふまえて、何点が質問します。

- 1．北杜市では、小学校の英語の授業をどのように実施していますか。
- 2．北杜市での教員免許更新制の対象者は、何人いますか。いつ、どこで、どんな更新をするのですか。
- 3 北杜市での児童生徒への就学援助制度の周知および制度の拡充を求めるものですが、今、現状はどんなふうになっていますか。
- 4．すべての子どもたちが笑顔で楽しく給食が食べられるように、小中学生の学校給食費を無償にすることを求めます。
- 5．北杜市の全国一斉学力テストへの参加について、教育委員会はどんな論議をして、参加を決めたのですか。また、抽出校は小中それぞれ何校ですか。希望参加校は、小中それぞれ何校ですか。問題文の買い取り、採点はどのようにするのですか。
- 6．教科書採択の公正の維持と教師・父母への参加体制を求めます。
- 7．長坂統合小学校への取り組みについて。

縦割り組織でなく、横の連携がとれるようなメンバーを入れて、特別委員会を立ち上げたらどうか。

プレハブ校舎への引っ越しを6月ではなく、7月の夏休みに変更できないか。

3つの小学校の跡地利用について、今、どんな考えがありますか。

- 8．長坂統合小学校が平成25年4月に開校されますが、市内の小学校の統合計画を示してください。
- 9．宗教法人 生長の家の勤務員の子弟が長坂小中学校に転入した場合を想定して、施設は間に合いますか。また学校での受け入れに際して、考慮していることはなんですか。

質問の第2．市営住宅の下水道接続について、市の対応を質問します。

以下、紹介するのは北杜市住宅課が発送した文書の一部です。

U団地宅内排水下水道接続工事説明会資料

日 時 平成22年12月18日 土曜日 午後7時から

場 所 U団地集会所

工事内容 U団地宅内排水下水道接続工事

工 期 平成22年12月22日から平成23年3月15日まで

請負業者 平成22年12月20日以降に決まる。

下水道接続 下水道料金がかかります。

以上が住宅課の文書の一部です。

以下、市営U団地住民の声です。

この住宅課の説明は住民にとって、初めて聞く内容で、十分理解する時間もなく、12月18日、土曜日に報告され、12月20日、月曜日に入札・工事業者の決定、工事は12月22日からという、非常に一方的で性急なものであります。私たち住民に事前の説明もなしに、工事

のお知らせだけを伝えにくるということに驚きを覚えます。さらに工事計画内容には、いくつかの疑問と問題点があります。

- 1．今回の計画で下水道への接続は、生活排水のみです。トイレは水洗化されず汲み取りのまま、生活排水だけ下水道へ接続するという意味が、まったく理解できません。下水道へ接続するという事は、生活排水とトイレの水洗化とは一体のものであると考えるのが常識ではないでしょうか。
- 2．下水道への接続が行われると当然、下水道料金がかかります。下水道料金は、市の説明によると、水道使用量を基準にして決まるので、来年度から実施される水道料金の値上げと下水道料金の負担、さらに下水道に接続しても生活排水のみで、汲み取り料の支払いは引き続き残り、二重、三重の負担が家計を圧迫するのは明らかですが、どのようにお考えでしょうか。

以上のことをふまえて、以下4点、質問をいたします。

- 1．市内の市営住宅の生活排水とトイレを下水に接続する工事の進捗率は、どのくらいですか。
- 2．住宅課は、市営U団地の生活排水下水接続工事を中止したと住民に知らせたそうですが、中止した理由は、住民の言い分に理があることを認めたものと理解しますが、それでいいでしょうか。
- 3．今回の工事は中止しましたが、市営U団地の生活排水、トイレの下水道への接続の計画はいつになりますか。
- 4．市営U団地の生活排水の下水道への接続工事を落札したF業者に対して、住宅課はどんな説明をしたのですか。違約金を払ったのですか。

以上、市長の答弁を求めて質問を終わります。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

井出教育長。

○教育長（井出武男君）

19番、中村隆一議員のご質問にお答えいたします。

教育の課題について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、小学校の英語の授業についてであります。

平成23年度から完全実施される小学校新学習指導要領により、小学5年・6年生において、新たに外国語活動が新設されることになりました。北杜市においては、すでに平成22年度から小学校の対象学年で外国語活動を先取り実施しています。市内中学校に配属されているALTが週1日、決められた小学校を訪問し、学級担任とのTT形式で英語の活動を行っています。児童は大人と違い、すぐに英語独特の表現にも慣れ、週一度の英語による外国語活動を楽しみにしているところでございます。

担任教師の負担軽減についてでございますが、対象学年の年間35時間の外国語活動において、それを担任1人で行うことなく、必ずALTとのTT形式で行うよう計画することで、負担軽減に対応しております。

次に、教員免許更新制についてであります。

10年ごとに免許の更新が必要とされる教員のうち、平成23年3月31日が教員免許更新

修了期限となる対象の教員は、北杜市内では小中学校合わせて36人います。その更新のために、終了期限までの2年間で30時間以上の講習を受講し、修了認定を受ける必要があります。

認定のための講座は、今年度の例で申し上げますと、全国で125大学、2,649講座が開設され、対象となっている教員は、主に夏と冬の児童生徒の長期休業期間を利用し、希望の講座に申し込みを行い、受講いたしました。

次に、就学援助制度についてであります。

就学援助制度の周知については、各学校で家庭訪問等を利用いたしまして、全家庭に制度の案内を配布し、周知を行っております。就学援助制度は、経済的理由によって就学が困難な児童生徒の家庭に援助をするものであり、これからも援助の趣旨に基づき認定をし、援助費を支給してまいります。

次に、小中学校の給食費の無償化についてであります。

学校給食法で定められております給食費の保護者負担は、給食を受ける児童および生徒の食料費のみの負担となっているところでございます。

次に、全国一斉学力テストについてであります。

抽出対象および希望利用を行う、学校名にかかる情報の取り扱いについては国・県の方針に準じ、調査日前は不開示とし、調査日後については問い合わせ等があった場合は、請求者に対し資料を提示いたします。問題冊子については、抽出校はもちろん、希望利用校についても無料配布されております。希望利用した場合の採点については、当該学校の教職員で行います。

次に、教科書採択の公正の維持と参加体制についてであります。

教科書採択は、峡北地区教科書採択協議会において調査・研究を行い、韮崎市と共同採択し、採択権者である北杜市教育委員会と韮崎市教育委員会で、公正かつ公平に採択を行っております。また、協議会の委員として保護者代表にも参加いただいております。採択する教科書の閲覧については、14日間にわたり北巨摩合同庁舎で教科書展示会を行っております。教科書の採択にあたり、校長、教員および採択関係者の調査・研究に役立てるとともに、広く一般住民の教科書に対する理解を深めることを目的としております。

次に、長坂統合小学校の特別委員会設置についてであります。

長坂統合小学校の建設事業については、これまでも保護者、教職員、地域住民の方々を対象にアンケートや説明会を実施して基本的な方針を定め、学校施設の基本配置や居室配置についても、教職員を含めた数次の検討会により決定してきたところでございます。

学校目標、教育課程、廃棄備品などは、来年度から校長会、教頭会、教務主任会といった教職員による連絡会の中で検討していただくほか、校名、校章については公募を、通学方法については保護者などを対象に説明会を開催する予定でありまして、今後とも、関係者と密に連携しながら進めてまいります。

次に、長坂統合小学校のプレハブ校舎への引っ越し時期についてであります。

この事業は、平成25年4月の開校を目指しております。そのためには、当初の計画のとおり進めたいと考えます。

次に、3つの小学校の跡地利用についてであります。

廃校跡地利用については、管財課を中心としました全庁的な組織である公共施設有効活用検討委員会において、検討することとしております。

次に、市内小学校の統合計画についてであります。

市内小学校の統合は、昨年に策定いたしました小中学校適正配置実施計画に基づき、適切に対応していくこととしております。

次に、生長の家の子弟の転入についてであります。

施設は、不足のないよう対応をしております。また、転入生も在校生も、新しい学校生活に早くなじめるよう、教職員にも配慮をいただきながら支障のないよう対応をしております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

19番、中村隆一議員のご質問にお答えいたします。

市営住宅の下水道接続について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、下水道接続の進捗率と普及率についてであります。

住宅管理戸数1,448戸に対し、下水道整備済区域内の住宅戸数は1,266戸で、うち排水とトイレを下水道に接続している戸数は857戸でありますので、工事の進捗率は67.7%であり、市営住宅にかかる下水道普及率は87.4%になります。

また、今後の計画については、市営住宅総合活用計画ならびに長寿命化計画に基づき実施する計画であります。現在、下水道接続されていない住宅は、昭和50年代以前に建設された住宅で耐震性も劣りますので、建て替えや全面的改修を待たずに耐震化・水洗化を行い、下水道接続を前倒しで取り組んでいく考えであります。

次に、団地の宅内排水下水道接続工事の中止についてであります。

現在、農業用水路に流れている排水を下水道に接続することにより、下流域の生活環境を改善するために計画したものでございますが、代表者への説明が入居者にいき渡らなかったことや入居されている方々の生活の改善が伴わないということから、十分な理解が得られなかったために中止したものであります。

次に工事の中止に伴う同団地の、今後の生活排水・トイレ水洗化についてであります。耐震化工事も併せて行うよう、早急に計画していく考えでございます。

次に請負業者への対応についてですが、工事契約約款には違約金の規定はありませんが、工事の解除により損害が生じた場合には、賠償をするようになっており、現在、請負業者と話し合いを進めているところです。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

中村隆一君の再質問を許します。

中村隆一君。

○19番議員（中村隆一君）

U団地のことですけれども、住民の願いは水洗化と下水道工事、これを一緒にしてほしいということですので、この計画を早くしていただきたいと、そういう要望ですけども、これにどう応えていただけるかと。

もう一つは、業者には全然、瑕疵はなかったわけですけども、仕事がなくなってしまったと、違約金も払っていないと、そういうことで、次の仕事を早く用意してあげるべきではない

かと、そういうふうに思いますけども、そのへんの計画はどうなっていますか。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

再質問にお答えをいたします。

U団地の工事を一緒に早急に行うようにという再質問でございますけども、これにつきましては、先ほど答弁の中でも申し上げましたように、早急に耐震化工事も併せて、早急に計画をしていく考えでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それから、もう1点であります、業者への対応ということでございます。これも先ほどの答弁の中で申し上げましたけども、現状の中では業者さんのほうから損害賠償をという話は出てきておりません。書類的に、その点を確認する意味で、今、話し合いを進めているという状況でございます。業者さんにも当然、損害があった場合には、賠償もしなければならないわけですから、業者さんのほうのお話を聞くところによりますと、特段、損害はないというふうに、現状では聞いております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

よろしいですか。

（はい。の声）

以上で、質問を打ち切ります。

これで19番議員、中村隆一議員の一般質問を終わります。

次に7番議員、風間利子君。

風間利子君。

○7番議員（風間利子君）

昨日の代表質問、ただいまの質問で、私、3回目となりますが、通告してありますので、地デジ難民をなくすために質問させていただきます。

地上デジタル化に向けての市の対応は。

地上デジタル放送への完全移行が7月24日に向け、あと4カ月となりました。以前はNHKの受信料が免除になっていた生活保護世帯だけだったのですが、今回は市町村民税の非課税世帯にも国による簡易チューナーの無償給付が対象となりました。

アナログ放送中止に伴って、地デジ難民が出ないよう、各自治体でも円滑な地デジへの移行を推進しております。予想される地デジ難民をなくすために、以下、質問させていただきます。

地上デジタル化に向けて、市の対応はどのように考えているか。

2つ目として、市町村民税非課税対象者世帯数は何件か。

3つ目に高齢者世帯には、率先して相談にのってあげるような考えは。

以上、質問いたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

坂本政策秘書課長。

○政策秘書課長（坂本吉彦君）

7番、風間利子議員のご質問にお答えいたします。

地上デジタル化の対応について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市の対応についてであります。

テレビのデジタル化は、国をあげての事業であることから、国・県・市が協力しながら取り組んできております。市としましては、広報ほくとやCATV等での広報活動を中心に、市民の皆さまに一番身近な相談相手として対応しているところであります。

次に、住民税非課税世帯の数についてであります。

住民税は個人単位の課税を行うため、世帯の抽出をシステムで処理することはできません。すべての世帯について、人手で確認を行うことは、非常に多くの時間を費やすことが予想されますので、さまざまな手段による周知活動を行っているところであります。

次に、高齢者世帯の相談体制についてであります。

昨年、民生委員による声かけを行っていただいた結果、戸別の相談に結びつけることができました。また、1月のアンケート集計の結果から、フォローすべき世帯のある地区が把握できましたので、次のステップとして、該当地区の各戸のポストに、直接印刷物を入れることによる広報活動を行い、さらなる戸別相談対象の掘り起こしを図ってまいります。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

風間利子君。

○7番議員（風間利子君）

総務省での山梨県テレビ受信支援センター、通称、地デジなんですけども、昨年12月に地デジ難民を出さないために調査をしておりますが、1月までのアンケートで、北杜市8町で平均25.2%、回答率も14.6%とすごく低くて、実際の状況が把握できないのではないかと思います。

先ほどの答弁で、276件の申請があったということですが、この件について、これは市のほうへ直接きたのか伺いたと思いますし、この地デジの調査は強制ではないため、賛同できないためには対応しなくていいということだったので、多くの申請者がいるにもかかわらず、その把握ができていないのではないかと思います。

韮崎市では簡易チューナーを支援する事業をはじめ、対象者には申込書を送って、申込書から返事がこない場合には、電話でさらに確認して、その対応をしているということですが、なんか韮崎市の広報ですと、非課税世帯が2千世帯ということで、今の答弁ですと、北杜市の場合には分からないということと、また広報やCATVで案内しているということなんですけど、ほとんど高齢者とか、広報とか、CATVを見て理解できるのでしょうか。できたら、私はやっぱり、それらの対象者の人に資料を送っていただいて、きめ細かなサービスをしていただきたいと思っておりますし、北杜市でも総合計画で、安心して安全な明るい杜づくりを掲げておりますので、ぜひ地デジを完全移行するために、市として簡易チューナーの設置を支援する事業を早速、始めていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

坂本政策秘書課長。

○政策秘書課長（坂本吉彦君）

まず簡易チューナー無償の申請でございますけども、これは直接、総務省のほうに非課税世帯ということですので、それぞれ、いろいろ非課税証明書等を付けまして、直接、送っていただいているというところでございます。その件数が1月末で274件ということでございます。

また、今、うちのほうにもかなり電話がきておりまして、映らない、どうすればいいかというような件数は非常に多く受けて、対応をさせていただいております。

またアナログテレビをご覧になっている皆さんには、下のほうに常時、字幕は流れておりますけども、電話をいただきますと、直接、ご家庭のほうへ訪問をさせていただいて、戸別対応もするような体制になっております。

今後もさらに広報等、また直接、電話をいただければ、自宅のほうへもおうかがいをしたいと考えておりますので、そのへんは対応をとってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

風間利子君。

○7番議員（風間利子君）

今、来ることに対する対応でなくて、私はぜひ、市のほうから文書でしていただきたいと思っておりますけども、そのような考えは、蕪崎市でも大々的に、連絡が来ない方には電話まで入れて、皆さんにお願いしているので、できたら北杜市としても、ぜひそんな形をとっていただきたいと思っておりますけども、検討してください。

○議長（秋山俊和君）

坂本政策秘書課長。

○政策秘書課長（坂本吉彦君）

先ほども申し上げましたように、アンケート調査でかなり、まだ仕方が分からないと、対応が分からないという方につきましては、個別に郵便物等を配布させていただいて、ご希望があれば、直接おうかがいをしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで7番議員、風間利子君の一般質問を終わります。

次に北杜クラブ、2番議員、中山宏樹君。

中山宏樹君。

○2番議員（中山宏樹君）

このたびの東日本大震災において、多大な被害を被られた方々に対し、心よりお見舞い申し上げます。

刻々と伝えられる被害状況に胸が張り裂ける思いであります。原発の被害も立ち入り禁止地区が半径20キロ、30キロとだんだん深刻になってきました。日本人は、この戦後最大の災害の中で、一致団結して乗り越えていかなければならないと思います。

また本市においても、15時間もの長きにわたり停電したことは初めての経験で、総務部を

はじめ福祉部、市民部、生活環境部等、多くの職員が迅速に対応し、その日のうちに要支援者を一人残らず確認したり、また下水道課では停電でポンプがストップしたため、一晩中、バキュームカーを走らせ、溢れそうなマンホールを点検しました。北杜市は、しっかり危機管理ができています。ありがとうございました。

また、防災協定のある姉妹都市、東京の羽村市には深夜にもかかわらず、給水車で駆けつけてくださり、感謝をし、改めて御礼申し上げます。

では通告に従いまして、質問をさせていただきます。

本市は急速な少子化で、昨年度の出生数は262人です。おそらく市長の子どものおときは、高根町だけでそのくらい、いたかと思います。また、15年後の北杜市の人口も約1万人近く減少するだろうという予測が立てられています。

このような中、これまでも独自の子育て支援策を実施してきましたが、保護者の要望は多岐にわたり、働く両親にとり一層の充実した施策が求められています。

子どもが小学校へ入学しますと、お母さん方もパートなど、仕事へ出られる方も多くいます。現代社会において、少子化、核家族化が進行しています。私たちのころは、隣近所に同級生もたくさんいて、日が暮れるまで遊んでいたものでした。ところが今、同級生は歩けるような距離にいないのです。そうしますと、必然的に放課後児童クラブや児童館を利用することになります。受け入れ枠の拡大は仕事を持つ両親の切実な願いであります。放課後児童クラブは、非常にありがたいのですが、今は3年生までしか入れません。兄弟がいる4年生以上の子どもは、預かっていただけません。一緒に預かってくれないかという声があります。ここはもう少し、弾力的に考えていただけないでしょうか。ハード面で支障があるなら、小学校の空き教室等を放課後児童クラブの居場所として、活用させてほしいものです。

厚生省のホームページでは、放課後児童クラブの28%の施設が空き教室を利用しているとのことです。また、放課後子ども教室は参加者がだんだん増加の傾向があるそうですが、それはそれでまた悩みがあり、スタッフの強化や活動場所も広がりますし、準備の打ち合わせ等々、最低限の条件が必要であります。ソフト面では、シニアボランティアなどの方にお問い合わせすることも考えられると思います。地域住民や団塊の世代の退職者等に呼びかけをして、できるだけおおぜいの地域の大人の方が関わっていけるようにしたら、いかがでしょうか。

次に、認定子ども園であります。

制度が公表されてから時間が経ちますが、なかなか認定子ども園ができません。どこに問題があるのでしょうか。すべての子どもに、親の状況に関係なく、同じ保育、幼児教育を受ける機会を提供すべきであります。親の事情、国の事情で別々の対応というのは、子どものことを考えていない、親が働いている、働いていないで差別するのはおかしいと思いませんか。

国でもようやく幼保一体化、子ども園を、10年後を目標に整備する方針を打ち出しているようですが、北杜市もできるだけ早く、認定子ども園に移行していただきたい。本市のように極端に幼稚園が少ないわけで、保育園だけでは物足りないと思っているご両親もいらっしゃいます。子どものすこやかな成長にとって、適切な集団を確保するため、小学校就学前の教育、保育および子育て支援を総合的に教育する観点からも、認定子ども園制度を積極的に利用していただきたいと思います。

認定子ども園は小学校教育との連携について、中核的な役割を果たします。昨日まで自由に遊びまわっていた子どもを、明日から1時間、じっとしていなさいというほうが無理ではない

でしょうか。保育園、小学校の連携で小一プロブレムが、小中の連携で中一ギャップが解消できると思います。

アメリカではキンダーガーデンという制度があり、5歳児用の保育園があります。小学校との間に位置する制度でございますが、小一プロブレムはないと聞いております。そこではアルファベットが分かる、1から10まで数えられる、身のまわりのことができる、読み聞かせに集中できる等々、明確に定義されています。認定子ども園ができるのが、まだ時間がかかるようでしたら、保育の質の向上を目指し、職員の教育研修や絵画、スポーツなどの外部指導員を招く考えはありますか。

また、保育園でも給食サービスをしていますが、学校給食と同じように安全・安心のため、北杜で採れた野菜などを使って料理を提供してください。学校給食のノウハウがあるわけですから、早急にやっていただきたいと思っております。

次に園庭の芝生化ですけれども、高根のみどり保育園は、もう導入されているようですが、職員の先生に聞くと、管理が大変とおっしゃっていました。アメリカの大リーグのイチロー選手は、足裏マッサージをしていることで有名です。父親の一郎さんが、イチローがまだ小さいときから、足裏マッサージをしていたことがNHKの番組で紹介されて、注目されました。足の裏は第2の心臓といわれるくらい、非常に大切なところです。足裏マッサージの効果は、全身の血液やリンパ液の流れがよくなり、体に溜まっている老廃物を排出するよう、促されるようであります。また、偏平足の解消にも役立ちます。3、4歳までは誰でも偏平足で、その後、直っていきますが、まれに、そのまま偏平足の人もいるようです。ですから4、5歳のころに裸足で飛び歩くことが重要です。

芝生の上を裸足で歩く、とても気持ちのいいものです。またケガも少なくなりますし、ホコリもたたないのも、健康にいいと思っております。北杜市からイチローのような選手が出るかもしれません。管理は芝刈り機を1台、購入して各園をまわれば、そんなに経費がかからないと思っております。

以下の項目について、ご答弁をお願いいたします。

1. 放課後児童クラブの定員枠の拡大は。
2. 児童館のない地域の対応は。
3. 教育委員会として、小学校の空き教室を放課後子どもクラブの居場所として活用する考えは。
4. 放課後子ども教室の運営状況は。
5. 認定子ども園の整備計画は。
6. 保育の質の向上を目指し、職員の教育研修や絵画、スポーツなどの外部指導員を招く考えは。
7. 保育園の給食サービスの地産地消への対応は。
8. 園庭の芝生化は。

以上であります。

次に神田の大系桜について、お伺いいたします。

昨年の夏、私の住む上笹尾で地元学という、地域を調べる活動をいたしました。地元学とは学問ではなくて、地元学ぶという意味です。そこに住む地域の人々の誇りと地域を愛する心を育て、それを地域おこしに役立てようというものです。小淵沢の歴史について、大学生、子ど

もたち、それに地元の人と一緒に年寄りの話を聞いたり、小淵沢町史等、本で調べたりいたしました。

神田の大糸桜の西方200メートルぐらいのところに、諏訪神社、以前は広野神社といっておりましたが、あります。ここの松向地区は奈良から平安時代に開発があり、当時は馬の牧場として、人々もここに住むようになり、人々の心の拠りどころとして、広野神社が建立されました。その境内に植えられたのが、大糸桜であります。猿田彦尊に来てもらったときに、ご神木を植えたとあり、今でいう記念植樹みたいなものではないでしょうか。しだれ桜は枝の垂れた中に神が宿ると信じられており、神霊降臨の伝説を持つ木でもあります。ただ、大糸桜は樹齢400年といえますから、ちょっと時代が合いません。400年ですと、たぶん江戸時代のころかと思えます。

江戸時代、そのころは水田の開発が進み、大滝湧水より水利権を取得して、稲作が始められました。そして一齐に咲く満開の大糸桜を見て、今年は豊作だと占い、そうでない年は凶作と占ってきました。神田の大糸桜は、県の天然記念物にもなっている重要な桜でございます。本樹は、山梨県のしだれ桜の中でも稀に見る大木で、樹型がよくと紹介されております。武川の舞鶴松も数年前に枯れてしまいました。二度とこういうことは避けていただきたい。

また来月には、全国の古木、銘木が参加する千年の会も北杜市で開かれます。ここで古木に対する治療法などの情報も期待するところでございます。市長も桜に対する思い入れは、このほか深いと思いますので、英知を集めて救っていただきたいと思えます。

ただいま樹勢回復をしているところですが、現在の状況をお伺いいたします。もう一刻の猶予もありません。年々、急速に弱っております。5、6年前のあの素晴らしい姿を見ている者にとって、現状は目を覆いたくなるところでございます。このままですと、北杜24景からも削除しなくてはならなくなります。

以下、3点をお伺いいたします。

- 1．現在の樹勢回復作業の状況は、どうでしょうか。
- 2．効果の見通しは立っていますか。
- 3．日本でも有名な先生にみていただくことは考えておりますか。

以上、答弁をよろしくお伺いいたします。

○議長（秋山俊和君）

ここで、暫時休憩をとりたいと思えます。

再開を11時10分といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、再開いたします。

答弁を求めます。

井出教育長。

○教育長（井出武男君）

2番、中山宏樹議員のご質問にお答えいたします。

はじめに子育て支援策について、いくつかご質問をいただいております。

放課後の子どもの居場所についてであります。

放課後児童クラブの対象にならない児童を放課後に学校でお預かりすることは、児童の安全管理や施設管理上の問題なども考えられることから、現時点では教育委員会といたしまして考えておりません。

次に神田の大系桜の樹勢回復事業について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、現在の樹勢回復作業の状況についてであります。

平成20年度に、樹木医等の専門家や地域の関係者からなる神田の大系桜樹勢回復検討委員会を立ち上げ、平成21年度から4年計画で樹勢回復工事を実施しており、本年度は2年目であります。

大系桜の根の周囲地盤が大変固く、根が健全に生育できない硬さであることが確認されたことから、土壌改良を中心に行うことといたしました。土壌改良につきましては、根の広がる範囲の硬い部分を除去し、養分のある軟らかい土壌に入れ替えるものであります。また、樹に養分をいき渡らせるため、幹から生えてくる根を土中に誘導する不定根誘導も行っております。

次に、樹勢回復事業の効果の見通しについてであります。

現状では、地上部の枝に対して地中の根の張りが非常に少なく枝枯れが進行し、衰弱してきていることは、ご指摘のとおりであります。土壌改良工事等を行うことにより、新しい根が生育し、養分が樹全体にいき渡ることにより、樹勢は回復に向かうものと考えております。

次に、診断等依頼の考えについてであります。

神田の大系桜樹勢回復事業につきましては、すでに、わが国の樹木治療の権威である東京農工大学の渡辺直明助教、文化庁の文化財調査官の本間暁理学博士など、著名な先生方のアドバイスを受けながら実施しております。

なお、先ほど議員からお話がありました当初、4月8日から10日まで3日間予定してございました千年の会でございますけれども、開催予定でしたが、千年の会につきましては、諸般の事情によりまして中止となりましたのでお知らせし、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

2番、中山宏樹議員のご質問にお答えいたします。

子育て支援策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、放課後児童クラブの定員枠の拡大についてであります。

放課後児童クラブは放課後や長期休み中、保護者が就労等で家庭にいない小学1年生から3年生までの子どもを申請に基づき預かる施設であり、市内13カ所に設置しております。市内の放課後児童クラブにおいては、入所要件を満たして、申請いただいた小学1年生から3年生までの子どもについてはすべて入所いただいております。来年度も同様の状況になる見込みです。

また、市内の放課後児童クラブのうち、定員に空きがあるところでは、入所要件を満たし、かつ、ひとり親家庭など特別な事情を有する家庭の4年生以上の子どもも受け入れるなど、きめ細やかな配慮を行っているところです。このようなことから、放課後児童クラブの定員枠の拡大については、現時点では考えておりません。

次に、児童館のない地域への対応についてであります。

児童館は0歳から18歳までの児童が自由に利用できる施設であり、市内では5カ所に設置し、主に小学生等が利用しています。児童館のない地域については、デマンドバスを無料で利用できる小学生交通サポート事業をモデル実施し、来年度はエリアの拡大も検討していることから、小学生はこれを活用して、既存の児童館を利用させていただくか、地域で行われている放課後子ども教室に参加いただきたいと考えております。

次に、放課後子ども教室についてであります。

放課後子ども教室は、多くの地域の方々に参加いただく中で、小学生が工作や遊び等、さまざまな活動を行うもので、市内7カ所で月2回から4回程度、実施しております。小学生なら誰でも参加できるようになっております。放課後子ども教室については、来年度、地域の方々の協力を得て、実施していない地域での実施も検討し、さらなる充実に努めていきたいと考えております。

次に、認定こども園についてであります。

本市においては保育園のみが存在し、幼稚園が存在しないため、専業主婦家庭の方が子どもを預けにくい状況があります。このため、先般、とりまとめた保育園充実プランの中で、保育園と幼稚園を一体化し、保育・教育・子育て支援を総合的に提供する、認定子ども園の制度のモデル的な活用について検討することとしました。認定子ども園を導入するに際しては、既存の保育園に幼稚園機能を持たせることを前提に、保育料をどのように設定するのか等のさまざまな課題があり、これらの対応方針を整理していくこととしています。

いずれにしても、国が平成25年度に向けて、幼保一体化を含む子育てに関する新しいシステムを検討しており、その状況を踏まえ、市としても検討していきたいと考えております。

次に、外部の指導員を招くことについてであります。

保育園等の職員に対しては、外部の講師を招いて、定期的に研修を実施しております。また、保育園の園児などに対しては、サッカー教室、茶道教室、絵本の読み聞かせ等を外部の方の協力のもと、実施しているところです。

今後とも、このような取り組みを継続していきたいと考えております。

次に、保育園の地産地消についてであります。

保育園において地産地消給食を推進することは、食と農の杜づくりを進める本市においては、大変重要であると認識しております。このため、庁内で定期的に打ち合わせを行うなど検討を行っているところであり、できるだけ速やかに具体的な取り組みを開始したいと考えております。

次に、園庭の芝生化についてであります。

市内の一部の保育園の園庭については、すでに芝生化されており、子どもの健全育成に役立つという意見がある一方、管理が大変である等の指摘もあるところです。仮に、新たに園庭を芝生化することとなった場合、芝生が根付くまでの期間、どのように対応するのか等の課題もあるため、いずれにしても、予算面も含めて慎重に検討していくべきであると考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

中山宏樹君の再質問を許します。

中山宏樹君。

○2番議員（中山宏樹君）

放課後子ども教室の所管が教育委員会から移行したわけですが、小淵沢の場合ですと、図書館が子ども教室のことも少しやっていたわけで、移行してから図書館本来の仕事ではないといわれたそうです。これは縦割り行政の弊害ではないでしょうか。

また、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携はどうなっていますでしょうか。また、放課後子ども教室のカリキュラムの指導は、どうしていますか。自主任せであるのでしょうか。それから長坂町内にある放課後児童クラブは、長坂小学校が統一したあと、どういう扱いになりますか。長坂小学校の新校舎に併せて、放課後児童クラブをつくる計画も聞いておりますが、今ある長坂小学校の児童クラブはどうしますか。廃校になる学校の児童クラブはどうなりますか、教えていただきたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

1点目の放課後子ども教室の所管が教育委員会から移行したわけですが、その理由はというふうな質問かと思えます。

現在、多くの地域の方に参加いただく中で、小学生が工作や遊び等のさまざまな活動を行う放課後子ども教室については、昨年度までは教育委員会の生涯学習課で所管をしていたところでございます。これにつきましては、今年度、少子化対策の強化を目指し、子育て支援課が新設されたことを受け、小学校の放課後対策も一元化し、取り組みを強化するため、教育委員会の生涯学習課から福祉部の子育て支援課へ所管を変更することにしたところでございます。これによりまして、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携が促進されるなど、効果が見られているところでございます。

それから、2点目の放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携は、どのようになっているのかというご質問でございます。

放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携については、小学校の放課後を充実したものにするためには、重要であると考えております。市でも北杜市放課後子どもプランを定めて、積極的に取り組んでいるところでございます。

具体的には、放課後児童クラブと放課後子ども教室と合同で、今年度、事業を実施したり、放課後子どもクラブの児童が、放課後子ども教室に参加しやすくするような運営を工夫したりというふうな取り組みを行っているところでございます。今後につきましても、両事業の連携を推進していきたいというふうに考えてございます。

それから、カリキュラムというふうなご質問がございました。参加していただいている地域の方々が主体的に考えて、カリキュラムのほうは作成していただいておりますけれども、子育て支援課のほうにおきましても、このことに対しまして、サポートをして実施しているというふうな内容でございます。

それから3点目でございますけれども、長坂町内にある放課後児童クラブについて、小学校の統合について、統合したあとというふうなご質問かと思えますけれども、仮称、長坂統合小学校の整備に伴いまして、現在、長坂地区には4つ、放課後児童クラブがございます。そのうちの

秋田、日野春、小泉の3つの放課後児童クラブを統合いたしまして、新たに新設する長坂小学校の敷地内に60人定員の規模のクラブを整備することといたしております。

なお、現在、長坂放課後児童クラブにつきましては、引き続き運営を継続いたします。その後の秋田、日野春、小泉の放課後児童クラブとして活用している施設の利活用につきましては、先ほどもありましたけども、庁内に設置する検討会で協議をして、議論をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

中山宏樹君。

○2番議員（中山宏樹君）

それでは最後に、認定子ども園についてお伺いいたします。

国では、子ども園を整備する方向性を出しているんですけども、整備する障害はどんなことが想定されるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

本市では、認定子ども園制度を活用する場合におきましては、保育園のみが存在し、幼稚園がないため、既存の保育園に幼稚園機能を持たせることになるであろうと、現在、考えられます。このような場合におきましては、保育料をどのように設定するのか。それから幼稚園児の部分も含めて、どこで所管するのか。そして現在の保育園の保育士で、すべて対応するのかなどの課題がありまして、これらの対応方針を整備していくことになるかと考えられます。

いずれにしましても、国が平成25年度に向け、幼保一体化を含む子育てに関する新しいシステムを検討しているところでございますので、その状況をふまえて、市としては検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで2番議員、中山宏樹君の一般質問を終わります。

次に北杜クラブ、12番議員、利根川昇君。

利根川昇君。

○12番議員（利根川昇君）

このたびの千年に一度ではないかといわれている未曾有の大災害、東日本大震災につきまして、私も被災者の方には、心よりお見舞いを申し上げます。

アメリカをはじめ、94カ国という多くの国が支援をしていただけるそうでございます。この国家的一大事につき、県内でも救援物資を届けるところも出ております。私たちもできるだけのことをして差し上げたい思いがいっぱいでございます。市の職員の方も本当に大変だと思いますが、頑張ってくださいと思います。

では、質問に入らせていただきます。

美しい景観・住環境づくりを目指して。

5年間という長い時間と、おおぜいの方々の意見を集約しまして、本市のかけがいのない美しい風景に誇りと愛着を持ち、次代を担う子どもたちに引き継ぐための協働の指針として、素晴らしい景観計画が策定されました。また先日、本市と東京芸術大学の連携の締結がなされました。芸術・文化・教育面のみならず、まちづくりにおいても、国内でも一流の大学との連携は地域の活性化につながるとともに、美しい景観、住環境づくりにおいても、大変によい影響をもたらせていただけるものと期待しております。以下、伺います。

1．騒音への対応ということで、騒音に関して国が定める法令は、この10年余りの間に大きく変化してきたようです。1999年の環境基本法にはじまり、環境アセスメント法、騒音規正法が改定ないし新設されました。さらに騒音測定の比較内容の大幅な見直しも行われているようです。快適な生活影響を得るために、また環境保全への取り組みの必要が高まってきたためであろうかと、私は思っております。本市での今後の対応に対する考え方は、いかがでしょうか。

2．家屋等、建築中の周辺の配慮に対する指導につきまして、建築中の周辺のトラブルをときどき耳にしますが、軽井沢町では下記工事の自粛にご協力くださいという呼びかけを実施しているようですが、本市ではどのような指導を行っておりますか、伺います。

3．不法看板、廃墟建物の撤去への具体策は考えられませんか。使われていない看板、所有者が不明の看板が見受けられます。一概にすべてを不法看板とは言い切れませんが、不法看板と見受けられる、そのような看板への対応はどのように行っておりますか。

バブル期の遺産とでもいうのでしょうか、市内各地に見られる廃墟建物は、地域住民にとってはマイナスの資産としか捉えられません。景観上もそうですが、不審者の侵入や火災の心配もあり、動物の出入りで衛生面でも非常に心配されます。たしかに個人の財産に対して、市として介入できない、また、しにくいことは十分に理解できますが、本当になんとかならないでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

利根川昇議員のご質問にお答えいたします。

美しい景観・住環境づくりについて、いくつかご質問をいただいております。

騒音への対応についてであります。

環境創造都市を目指す本市にとって、騒音につきましても重要な課題として捉えております。しかし、景観計画では騒音対策については、ふれられてはおりません。騒音問題は、市民の皆さまが安心して生活できるような居住環境を持続していくためにも、大切なことでもありますので、これからも啓発普及を図るほか、騒音規正法、山梨県生活環境の保全に関する条例等に基づき、住環境を守るべく適正に対応してまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

12番、利根川昇議員のご質問にお答えいたします。

美しい景観・住環境づくりについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに家屋等、建設中の指導についてであります。

周辺への配慮につきましては、基本的には個人、業者のモラルになりますので、指導は難しいところであります。直接の指導はできませんが、1つの対応策として、建築確認申請または建築工事届の際に、工事に着手する前には工事概要等を隣接所有者に説明し、事前にトラブルの回避に努めるよう、お願いしているところであります。

次に不法看板、廃墟建物の撤去についてであります。

不法看板については、山梨県屋外広告物条例に基づく事務の委譲を受け、その指導を行っているところであります。条例では、屋外広告物を掲出しようとする者は、一定の基準に基づき届け出を行い、許可を受けることと規定しておりますが、現状は許可を受けずに掲出されている不法看板も見受けられ、指導に苦慮しております。

また、廃墟建物については、良好な景観の阻害、住環境への影響および安全な生活への阻害など悪影響を及ぼすものと考えられますが、その責任を明確に問える法令がなく、有効な対策を打ち出せない状況でございます。しかしながら、景観まちづくりを進める上で、景観条例に規定している地区まちづくり市民委員会を組織し、地区において景観を阻害する廃墟建物等の対応についての合意形成を図るということなども、その1つの方法と考えてございます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

利根川昇君の再質問を許します。

利根川昇君。

○12番議員（利根川昇君）

再質問させていただきます。

看板の件ですが、昨年4月より私、伺っているところによりますと、県条例の事務委譲を受けて指導を行っているというふうに伺っていますが、現地の不法看板の把握については、どのような対応を行っておりますか。それと昨年4月からの指導件数と是正された件数について、お尋ねしたいと思います。お願いします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

利根川議員の再質問にお答えいたします。

看板の件ですけれども、どのような把握をしているのかというのが、まず1点目でございます。昨年4月より、県の条例の事務委譲を受けまして、不法看板の把握につきましては、峡北広域シルバー人材センターに屋外広告物巡回監視業務を委託し、2人の監視による月5回の巡回監視を市内全域で行っております。これが1点目でございます。

2点目につきましては、昨年4月からの指導件数ということでございますけれども、これにつきましては指導件数73件、そして指導によって是正された件数は30件ということでござい

ます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

利根川昇君。

○12番議員（利根川昇君）

再々質問ということで、させていただきます。

騒音と、それから建築中のことに関しましては、もちろん、今から景観条例の中へ盛り込めということではなくて、機会のあるたびに、ぜひとも指導をしていただきたいと思います。

もう一つ、例を挙げさせていただきますと、泉郷では土・日曜日は工事を差し控えているようです。きちり決まっているわけではないと思いますが、そんなふうなことも聞いております。ですから、できるだけ指導をしていただきたいと思います。

それから、もう一つ。市民委員会を私どもも考えていかなければいけないというふうに感じております。本当に私の近所にも廃墟建物がたくさんございます。本当に、地域の皆さんのおっしゃる言葉を聞いていますと、本当になんとかならないかというふうなことを聞いておりますので、市民委員会でも頑張りたいと思います。そういった点で、指導と協力をよろしくお願いして、そのへんについても、指導のことについて、一言、返事をいただければと思います。

○議長（秋山俊和君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

2点、再々質問がございました。まず、1点目の騒音についての指導ということでございます。たしかに夏場なんかは、特に静かな環境を求めて、この北杜市に、別荘に帰って来られる方がたくさんいらっしゃるということもございます。したがって、十分に工事から発生する、騒音を抑制するといいますが、そういった部分についてはよくお願いして理解を求めると、こんな方向で努めたいと思います。

それから2点目につきましては、市民委員会の設立につきましても、先ほどの答弁の中でも申し上げましたけども、これは市として当然、地元の要請に基づきまして、さまざまな指導もさせていただきますと思っております。強力に推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで12番議員、利根川昇君の一般質問を終わります。

次に北杜クラブ、13番、千野秀一君。

千野秀一君。

○13番議員（千野秀一君）

このたびの巨大地震、大津波により被害されました方々に対しまして、昨日のニュースですけども、県が県営住宅の利用の提供を発表いたしました。阪神大震災の折にも対応し、利用の実績もあったということでありました。これを聞いておりました私の知り合いの女性からなんですけども、昨夜、私のできる支援として、大きな家に今、子どもたちが結婚をして育ってしまって夫婦2人で住んでいるんだけど、困っている方がいるようであるならば、ぜひ自宅に

お迎えをして、ご支援をさせていただきたいという、そんな申し出がありました。大変、温かい気持ちを感じました。こういう国難のときであります。国と国民、あるいは自治体と市民等の共助が試されているときかなというふうな、そんな気持ちであります。

さて、通告いたしました件につき、質問させていただきます。

三名水の郷とし、環境創造都市を標榜する本市としての質問であります。

まず、第1番目です。市営住宅の排水について、伺います。

先ほど市営住宅の質問については、ちょっと質問された経過もありますが、市営住宅は市が効果的に整備、維持管理を推進するために、長寿命化計画を策定し、コストの削減を目指しております。長寿命化の中には、耐震化も含まれておりまして、このたびのような大震災、また夕べの地震もそうですけども、こういうふうな状況を見たとき、ますます市が営む住宅として、急いだ対応が必要と思われれます。そしてそれは安心・安全、快適が備わっていることも大切であります。下水道化も重要な要件であります。しかし、本市においては築50年を超えた、老朽化した住宅もあり、下水道未整備住宅が約400戸ほどあるとのことあります。その雑排水処理につきましては河川の放流、あるいは地下浸透などあります。市が大家である住宅の排水処理につきましては、急いだ対応が必要と思われれますが、お考えをお伺いします。

次に、市営温泉の排水についてもお伺いいたします。

本市には市営の温泉、入浴施設が12カ所もあります。設置目的も旧町村より福祉目的、観光目的と異なっており、北杜市になってからも担当課も異なっておりました。そして、それぞれ指定管理施設となり、それぞれに排水等の管理基準に沿って運営されていることと思いますが、12もある施設の排水について、特段の配慮が必要と思われれますが、その対応と今のお考えをお聞きします。

次に下水道処理施設の排水について、伺います。

市内には建設年度処理方法、処理機構など、それぞれに異なった施設があります。業務管理委託がされていますが、処理水は河川に戻されています。北杜市の清流であります。市としての心構えについて、お伺いいたします。

次に学校ほか、プールの排水についてもお伺いいたします。

プールの水自体は、人体に影響のある水であろうはずがありません。しかし、滅菌ほか処理水であります。排水による水中生物への配慮もあろうかと思いますが、どのような対応をなさっているかをお聞きします。

次に、これら市営の施設の排水による河川等への影響調査について、現にどのように行っているかをお伺いします。

そして最後に環境創造都市として、排水基準について、市として特段の考えがあるかもお伺いいたします。

以上、先般、市長が山紫水明について話されました。その清冽な水を守る施策についての質問であります。よろしくご答弁をお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

千野秀一議員のご質問にお答えいたします。

公共施設の排水処理について、いくつかご質問をいただいております。

環境創造都市としての排水基準についてであります。

本市は名水百選の地が全国で唯一3カ所あるほか、ミネラルウォーターの生産量が全国一でもあることから、名実ともに名水の里であります。そのため、本市の豊かな水資源とその保全是、名水の里にふさわしいものでなければならないと考えております。排水基準につきましては、水質汚濁防止法の排水基準によるもののほか、山梨県生活環境の保全に関する条例により規制されておりますが、本県においては公共用水域の水質汚濁を防止するため、より厳しい排水基準を設定し、その適用を受ける施設については立入検査を実施し、排水基準の遵守や管理状況を監視しています。これらの施設が公共用水域に排水する場合、厳しい排水基準に合った排水を出すことが必要となります。市としても、ふるさとの河川をしっかりと守るために県と連携し、地域環境の保全を図ってまいりたいと思っております。

また今、千野議員の震災に関連して、紹介された温かい申し入れは、大変ありがたいお話であります。市としても市営住宅の提供も当然、考えているところですが、お話の件につきましては、県などを通じて、お伝えしてまいりたいと思っております。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

井出教育長。

○教育長（井出武男君）

13番、千野秀一議員のご質問にお答えいたします。

プールの排水についてであります。

市内の学校施設および社会体育施設においては、国の定める衛生基準に従った水質のプール水を、利用シーズン終了後、翌シーズンまでの間は排水せずに、塩素濃度を落としてから、公共用水域等に排水しているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

清水企画部長。

○企画部長（清水克己君）

13番、千野秀一議員のご質問にお答えいたします。

市営温泉の排水についてであります。

市営の温泉施設の排水については、雑排水と浴槽の2系統となっており、雑排水は下水道と浄化槽がそれぞれ6施設となっております。浴槽の排水については、10施設が河川等への直接放流で2施設が貯留槽を設置しており、そのうち1施設は希釈後、浄化槽処理を経て河川放流を行っており、1施設は脱砒装置により浮遊物の処理を行い、貯留槽から調整池を経て河川へ放流されています。

いずれの施設にしましても、施設建設時に源泉の成分分析の結果に基づき、関係法令への対応等を踏まえ、適切な排水処理を行っているものと認識しています。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

堀内生活環境部長。

○生活環境部長（堀内誠君）

13番、千野秀一議員のご質問にお答えします。

はじめに、下水道処理施設の排水についてであります。

下水道処理施設につきましては、下水道法により排水施設、処理施設などの構造は政令で定める技術上の基準に適合するものでなければならぬとされ、生活環境の保全または人の健康の保護に支障が生ずるおそれのない施設としております。

また、放流水いわゆる排水につきましては、水質は政令で定める技術上の基準に適合するものでなければならぬとされ、水質検査を下水道管理者に義務付けています。水質検査につきましては、公共下水道では、水素イオン濃度や生物化学的酸素要求量、浮遊物質などの生活環境項目は月2回、ほか37項目の検査を年1回、農業集落排水では生活環境項目を月1回行い、専門的知識を有した業者に委託し、万全を期した維持管理に努めております。

本市で設置費補助金を交付しています合併浄化槽につきましても、国土交通省の適合基準に適合した機種として、浄化槽法に基づく第7条検査および第11条検査を義務付けており、不適正な施設は補修、改善などの指導を徹底しています。

次に、施設の排水による河川への影響調査についてであります。

本市では民間の検査機関に委託し、市内の河川67カ所の水質検査を毎年8月と1月の年2回、実施しております。水質検査の調査地点は公共施設の付近、または下流側にも設定されております。昨年8月の調査結果においては、本市の河川の水質は多くの調査地点で河川環境基準の最上位であるAA類型を満たしており、良好な結果でありました。また、人の健康の保護に関する環境基準26項目についても抽出検査を行い、良好な結果でありました。しかし、生活排水の流入、農地の施肥等の影響を受け、多少、水質に影響していると思われる地点もあるため、今後も継続して監視していくことが必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

13番、千野秀一議員のご質問にお答えいたします。

市営住宅の排水についてであります。

現在、生活排水が十分な浄化処理をされずに水路、河川等に流れている住宅は330戸あります。下水道接続は市営住宅総合活用計画、ならびに長寿命化計画に基づき実施する計画であります。これら住宅は昭和50年代以前に建設された住宅で耐震性も劣り、またトイレも汲み取りであります。

耐震性の確保は、重要な課題であると認識しておりますので、長寿命化計画に基づく建て替え、全面的改修を待たずに耐震化・水洗化を行い、下水道接続に前倒しで取り組んでいく考えでございます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

千野秀一君の再質問を許します。

千野秀一君。

○13番議員（千野秀一君）

市営住宅の排水につきましては、今、答弁がありました。330戸が未処理の状態であるということです。一刻も早い、前倒しの形の中で、財政的には大変だということは十分承知してはいますが、計画等の前倒しをぜひ、する中で地元の皆さんの環境保全、環境の改善に努めていってほしいと思います。そのことにつきましては、進めについては住民の合意が一番大切かなと思いますので、そのへんの進め方についても、下水道関係でありますけれども、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

千野議員の再質問にお答えをいたします。

先ほども申し上げましたけれども、前倒しでということでもありますけれども、当然、議員もおっしゃるとおり、財政状況も勘案しながらということになりますけれども、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

それから、あと1点といいますか、住民の合意をということではありますが、先ほど中村議員からも、そんなご質問がございましたけれども、いずれにしても、住民の理解を十分いただく中で、早急に水洗化、要するに清冽な水になるような、そんな取り組みを進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで13番議員、千野秀一君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、暫時休憩をしたいと思います。

再開時間を午後1時半といたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時30分

○議長（秋山俊和君）

それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に明政クラブ、8番議員、坂本静君。

坂本静君。

○8番議員（坂本静君）

質問に先立ち、このたびの東北関東大地震によって亡くなられた方々にお悔やみを申し上げ、また被災された皆さまには、心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

それでは通告に従い、以下、質問をいたします。

国際交流が広がり、経済などのグローバル化が進んでいる中、日本国内への定住外国人とのトラブルが増加しつつあり、新聞紙上などで何度か報道されています。幸い北杜市では、そのような問題は今のところないようですが、この先、少子高齢化が進む北杜市でも外国人の力を借りなければ、さまざまな事業等々が、また生活面においても成り立たなくなることが予想さ

れます。今から、外国人との多文化共生を真剣に考える必要があります。互いに理解し合い、住みよい北杜市を創設していかなければなりません。特に外国人の子どもたちへの支援は、大切です。未来の安心・安全の確保につながる投資です。その子どもたちが健全に成長し、北杜市の観光や産業などに、大きな推進力にもなると思います。また将来、北杜市のために力強く活躍してくれるものと考え、以下の質問をいたします。

はじめに北杜市民として、生活している外国人の数はどのくらいでしょうか。

次に在住している外国人の年齢、職業別、地域別の人数はどのくらいでしょうか。

次に小中学校、これは学校別をお願いしたいと思いますが、在籍している児童生徒の数はどのくらいでしょうか。

次に昨年、支給した子ども手当の受給者数は何名でしたか。

終わりに、外国人の中には北杜市での生活に言葉や生活面で困っている人たちがいると思うが、その支援や相談窓口はどうなっているのでしょうか、お伺いしたいと思います。

以上、ご答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

井出教育長。

○教育長（井出武男君）

8番、坂本静議員のご質問にお答えいたします。

北杜市在住の外国籍の児童生徒についてであります。

小中学校に在籍している児童生徒の人数でございますが、学校別というご質問でございます。校種別でお許しをいただきたいと思ひます。小学校4校に6人、中学校5校に8人の合計14人が在籍しています。

なお、就学年齢になっても学校に行っていない子どもはおりません。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

比奈田市民部長。

○市民部長（比奈田善彦君）

8番、坂本静議員のご質問にお答えいたします。

北杜市在住の外国籍の人の実態について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、外国人の数についてであります。

平成23年3月1日現在、北杜市に外国人登録している方は、552人となっております。地域別に見ますと明野町25人、須玉町87人、高根町は92人、長坂町114人、大泉町62人、小淵沢町73人、白州町78人、武川町21人となっております。

また、年齢別では1歳から15歳までが28人、16歳から20歳までが24人、20歳代は128人、30歳代は131人、40歳代は136人、50歳代は63人、60歳代は25人、70歳以上は17人となっております。

次に、職業別についてであります。外国人登録台帳において職業欄は必須事項とはなっておりません。したがって、把握している範囲で申し上げますと農業45人、製造業112人、サービス業17人、教育・学習支援業13人の合計187人となっておりますが、ほか365人の方の実態については、不明でございます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

8番、坂本静議員のご質問にお答えいたします。

北杜市在住の外国籍の人の実態について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、子ども手当の受給者数についてであります。北杜市において外国籍に関わる子ども手当の受給者は、昨年10月の支給において、52人となっております。

次に、外国人の言葉や生活面での支援や相談窓口についてであります。

本市で生活している外国人は会社員、研修生、農業者やサービス業の方が多く、言葉については、事前に研修をしてきたり、会社や家族等の支援を受けている方が多いのではないかと考えられます。

なお、市ではほくと国際交流の集いを開催し、外国人住民と市民の交流を図っております。また、支援や相談の窓口は、経済的な問題であれば福祉課が相談を受け、子育ての問題であれば子育て支援課が対応するといったように、それぞれ関係の部署で支援しております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

坂本静君の再質問を許します。

坂本静君。

○8番議員（坂本静君）

再質問を行います。

先ほどの答弁で、昨年、支給した子ども手当の数が52人ということでございました。その52人の子どもたちにつきましては、支給した際、在住していることを確認して支給をいたしましたか。それから、その子どもたちは、まだ、あまり時間は経っていないんですけども、現在も在住しているか、そのあたりもちょっとお伺いしたいところであります。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

お答えいたします。

子ども手当を支給する際には支給要件がございまして、それから申請の書類も必要でございます。それに関しまして、在住しているというふうな確認の中で支給をしておりますので、在住しているかどうかということに関しては、在住しているというふうな確認をもって支給をしているところでございます。

そして、10月に支給したお子さんが現在も在住しているかということに関しましては、今、そういうふうな確認、資料は持ち合わせておりませんので、ご了解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

坂本静君。

○8番議員（坂本静君）

今の答弁でございますけども、当然、申請があったりして、支給なさっているということだと思います。確認もされていると、そう思われます。それから今現在もということなんですけども、これから先ということも捉えて、またどこかで、その確認をしながら、そういうふうな対応をしていていただきたいなと思います。それは、答弁は結構です。

それから、外国人がそれぞれの地域、先ほど発表がありました。明野から白州まで。たくさんの方が、500人以上の方が住んでおられるということでございます。これにつきまして、この北杜市にこれから在住していくのに馴染める環境づくりといいたいでしょうか、外国の人も立派に北杜市で活動して、先ほど述べたように、北杜市のために頑張っていただけるような環境づくりをお願いしたいということで、とかく外国人に対して、この地域の日本人が偏見を持ったような目で、対応しているというようなことがよく見受けられるということでありまして、このへんの地域住民の教育の場づくり、こういうものをこれからお願いしたいなと思ひまして、お考えを伺いたいと思います。

そして、先ほどの答弁にありましたように、交流等々につきましては、北杜国際交流という1つの企画をもって、交流活動をしているようでございますが、ぜひそのあたりも、先ほどの質問と重なるわけですけども、外国の方々がこの地域でしっかり活動ができるような対応をしていただけるような、地域での交流会をたくさんもたれて、ぜひ共々に、共生できるような地域づくりというものをお願いしたいなと思います。交流につきまして、これから先、どんな考えか、お伺いしたいと思います。

それから、これは書類等々のことなんですけども、外国人向けに翻訳をしたような公文書、それから地域で配布されるいろんな書類、こういうものが全世界の対応ということは難しいもしれませんが、今、やはり、国際的に増えているのは中国系統、それから英語ですね、そしてポルトガル語等々がたくさん、世界では使われているということで、必要に応じて翻訳したものを、そういう方々に配布するというふうな方向性を考えることができるかどうか、この3点を再質問でさせていただきますが、よろしくお伺いしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

進藤総務部長。

○総務部長（進藤芳彦君）

国際交流について、私どもの管轄ですので、お答えさせていただきます。

今、地域課のほうで所管しております国際交流の集いというのを年に1回、やっております。本年度は2月27日に行ったわけでございますけども、本年度から今まで外国人の方を主に招いて、そこで交流していたというような経過があるんですけども、本年度からは市民の方も募集して、交流会を発展的に始めたということで、全体の参加者は52人ほどございまして、市民の方々も15人ほど参加していただいたということで、北杜市民と在住の外国人の方々との交流を深めたということで、今後ともそういう方向でやっていきたいというふうにご考えております。

○議長（秋山俊和君）

山田教育次長。

○教育次長（山田栄明君）

お答えをいたします。

偏見を持ってというふうなことが若干ありましたけども、学校現場のほうにおきましては、国際化ということで、外国人の方はそこら中におられますので、教育の中で先生等を通じまして、そういった偏見のないような形での指導ということは、当然、現場として行っているということでございます。よろしくお願いします。

○議長（秋山俊和君）

進藤総務部長。

○総務部長（進藤芳彦君）

それから3つ目の質問の外国人向けの翻訳した、いろんな公文書的なものの発行はということでございますけども、一般的に市民生活といいますが、市民として生活していただく上に必要なものは、情報として入っているような公文書等については、今後、検討していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

もう2回、質問をされていますので、これで終了でございます。

以上で、質問を打ち切ります。

これで8番議員、坂本静君の一般質問を終わります。

次に明政クラブ、3番議員、相吉正一君。

相吉正一君。

○3番議員（相吉正一君）

質問に先立ち、先の地震により災害がありましたことについて、一言述べさせていただきます。

3月11日、午後2時46分に過去最大の大地震が東北地方の三陸沖を中心とする太平洋沿岸地域に発生しました。この地震による大津波は広範囲にわたり、東北地方の沿岸市町村に壊滅的な打撃をもたらしました。併せて、福島第1原発の原子炉の損傷に伴う水蒸気爆発による放射能漏れなど、まだまだ予断を許さない極めて異常な事態が続いています。そのことに大変、憂慮しているところであります。

被災地では、すでに5日目を迎え、健康への不安が高まる中で、一刻も早い行方不明者の安否確認と救援が待たれているところであります。多くの犠牲者に対しまして、心から哀悼の意を表するとともに、被災地の皆さんに謹んでお見舞いを申し上げます。

私はこの大震災を日本全体の問題と、また国家存亡の危機と受け止め、復興に向けて最大限の努力と後方支援をしなければならないと強く感じています。

そうした中で恐縮ではありますが、質問をさせていただきます。

最初に市役所総合窓口の時間外開設について、伺います。

私は日ごろから市役所は、市民のためのサービス産業であると同時に、市民にとって役に立つところでなくてはならないと思っています。合併により行財政改革や組織の再編、公共施設の統廃合が進む中で、市民により分かりやすい、親切的な行政サービスの提供が今、まさに求められています。市民と行政との信頼、協力関係の推進の1つとして、民間感覚の柔軟な勤務時

間体制を取り入れ、窓口や各種申請相談業務の時間延長による市民サービスの向上を図る時代になっていると思います。市民の市民サービス低下の声に応えるべく、本市で試験的に導入していく考えはないか伺います。

一例としては、現在、平日は5時30分までの勤務時間を午後7時まで延長。週1回、曜日を決め、職員のローテーションを組んで実施するなど、また日曜日のうち、毎月第1か第2、3の日曜日の午前9時から正午まで午前中開設し、管理職の皆さんで対応するなど。現在、市の病院、図書館は土日、保育園、延長保育、学童保育は土曜日にも開設しています。市民ニーズに応える必要があると思いますが、見解を伺います。

次に各種審議会、委員会の現状と選定のあり方について、伺います。

みずから考え、みずから実行する時代に、行政主導で選任しているため、重複している委員が多く、現状では新たな発想が生まれにくい傾向にあると思います。従来のごうしたあり方を考え直す時期にきているのではないのでしょうか。審議会、委員会などの活性化を図るためには、市民を原則として公募で、また市外の有識者も入れて、外から北杜市を見ることも大変、重要であります。それでもなおかつ不足する場合には委員を、行政で選定する方式に変えることを提言したいと思いますが、市長の考え方を伺います。

なお、併せて現在の審議会等の現状についても伺います。

現在、審議会、委員会がどのくらいあるか。

これを運営していく経費は、どのくらいかかっているのか。

各種審議会、委員会の見直しの考えは。

各種審議会、委員会委員の選定方法の改善は考えているのかどうか伺い、私の質問を終わります。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

進藤総務部長。

○総務部長（進藤芳彦君）

3番、相吉正一議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、市役所総合窓口の時間外開設についてであります。

市ではすでに各総合支所に、地域に精通した行政経験の豊かな職員OBを配置し、行政一般に関する相談に対応しております。また人権擁護委員、行政相談員、弁護士等による各種相談所を定期的に地域ごとに開設しており、市民の相談に専門的に応じる体制をとっております。

また、戸籍住基窓口業務において、市民からの請求頻度の高い住民票や印鑑証明書の発行につきましても、年末年始を除き年中無休で朝8時から夜8時まで、本庁の自動交付機で行っております。さらに、戸籍関係届書につきましても、本庁の宿日直体制により24時間対応が可能です。したがって、当分は現体制を維持してまいりたいと考えております。

次に各種審議会、委員会の現状と選定についてであります。

北杜市には現在50の審議会等が設置されており、平成22年度における運営にかかる予算総額はおよそ2,700万円で、委員報酬や会議費等が主な経費となっております。既設審議会等において、所期の目的が達成されたもの、今後も活動の見込みがないものなどのうち、法令に設置義務がある場合などを除き、可能な限り見直すとともに、新たに審議会等を設置する場合は、他の審議会等と設置目的や所掌事務が重複しないよう努めているところであります。

また、委員の選任につきましては、審議会等の設置目的、または所掌事務に照らして、当該審議会が実質的かつ効果的な活動ができるよう、専門性を有する第三者委員の登用とともに公募員の人数の割合、男女比や年齢構成、委員の在任期間、他の審議会等との兼務状況等に配慮しており、今後もバランスのとれた委員構成に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

相吉正一君の再質問を許します。

相吉正一君。

○3番議員（相吉正一君）

再質問させていただきます。

最初に総合窓口の時間外短縮について、質問します。

今の答弁だと現状維持でいくという考えだと思いますが、この厳しい経済の中、共稼ぎ世帯や高齢者世帯が増え、平日の時間内に市役所に相談や各種の申請に来たくても、日中は仕事に追われ、市役所に来られない方が増えています。また合併による統合などの影響により、なんとなく敷居が高く、相談したくても相談できない、市民サービスは低下する一方であるとの声が多量にあります。市民にとって、どうしたら身近に感じられる市役所にできるのか、考える必要があるのではないかと、私は強く感じています。つまり日中の時間内に各種相談、各種申請や手続きができない市民のために、先ほど週1回、もしくは月1、2回、できれば日曜日、午前中くらい対応できるような体制づくりが、私は望まれていると思います。市民が時間内に来庁するのを待っている状況から、時間外でも積極的に来ていただくような姿勢に行政を変えていく必要があるのではないのでしょうか。再度、答弁を求めます。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

進藤総務部長。

○総務部長（進藤芳彦君）

先ほども答弁をしましたように、発行業務につきましては、主な発行業務の住民票だとか、それから印鑑証明だとか、必要なものについては、機械ではあるんですけども、カードを作っていたいただければ、朝の8時から夜の8時まで、これは土曜日でも日曜日でもやっておりますので、発行が可能ということになっております。また相談業務、それから申請業務におきましても、ぜひ窓口のほうに電話で一報していただければ、都合いい時間まで待っていると、日曜日に書類を作っておいて、宿日直に手渡すとかというような便宜は図っております。そういうことで、市民の方たちにもぜひお伝えしたいわけですけども、そういう意味で、市役所のほうにお気軽に相談していただきまして、自分の状況を話していただいて、それに対応するということがやっていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○3番議員（相吉正一君）

市役所の就業時間は、来たる4月1日から午前8時半から5時15分、15分短縮になると

聞いています。現下の厳しい状況のもと、平日、やはり来たくても来られない人がいると思うんですよ。そういうことで、例えば、九州の太宰府ですが、土日の窓口サービス、第2・第4土曜日、午前中、行っています。県内でも増えていると思いますので、ぜひインターネット等で検索すれば、全国的にもあると思います。

そして、先の自治会館で佐賀県の武雄市長、樋渡啓祐さんの講演会が行われまして、議会でも参加して、また職員の皆さんも参加しました。やはり市役所は、民間でいえば会社ということですが、市長が社長で、市民は株主だと思っています。ぜひ、佐賀県の武雄市は縦割り組織の弊害をなくして、総務部長を営業部長という形で縦割りを横割りにしました。例えば、イノシシ課とかを設けております。職員の皆さんもかなり感じていると思いますが、ぜひ、大切なことは、まずやってみることだと思います。

なぜかと言うと、先ほど昨日の質問にもありました、減免制度があります。でも、それを、まだ理解している人は少ないと思うんです。どうやってPRしていくか。本当に厳しい今、実情ですよ。国保の関係でも。住宅料も減免できる制度がある。そういうことに対して、今の5時半、5時15分であれば、相談したくたって来られないと思うんですよ。納税の関係はコンビニ制度ができましたから、コンビニで夜間できまして、かなり収納がありまして、そういう機会を試験的に設けてくださいということを、まず言っているわけです。そういう時代になっているのではないですか。もう一度、答弁を求めたいと思います。

そして、第2次行政改革大綱のはじめにおいて、市民の目線に立った、市民と協働のまちづくりのために、市民の意見や民間の経営手法を取り入れながら、効率的に市政を推進するとしています。その思いがなんなのか、もう一度、お伺いします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

進藤総務部長。

○総務部長（進藤芳彦君）

議員のおっしゃることも理解できないわけではございませんが、私どものほうでも時間外に自動交付機等の発券回数だとか、そういったものの統計等もとってございまして、やはり、当然、市民にとって市役所が長い時間と申しますか、休みのときにも開いていれば、ずいぶん楽になるだろうとは、もちろん思います。しかしながら、そこには人を置かなければならない、費用もかかるということもございまして、その何件のためにもということもございまして、実態とすれば少なくとも、そう必要があるのかということもございまして、窓口対応の担当者に聞いてみましても、1年間の中に、時間外にぜひ、どうにもならないという相談はほとんどないというような実態の中で、試験と申しますか、今の状態で電話さえいただければ、担当のほうは気持ちよく残って対応させていただくというようなことのほうが効率的かと思っておりますので、ぜひご理解をお願いしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○3番議員（相吉正一君）

次に各種審議会、委員会の現状と選定のあり方について再質問します。

委員全体の人数と重複している委員数はどのくらいいるか、分かればお聞きします。

現状の審議会、委員会などの活動条件の実態を見た中で、整理統合、廃止すべき委員会等はないのかどうか、伺います。

審議会等の今後のあり方、あるべき姿は市長の諮問機関としての機能の発揮が求められていると思いますが、また特に諮問がなくても、市長に率直な意見を具申できる機関でなくてはならないと思いますが、見解を伺います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

進藤総務部長。

○総務部長（進藤芳彦君）

まず、最初に重複委員さんの数等でございますけども、それにつきましては、ちょっと私どものほうでは把握していないということで、数は不明でございます。

2番目に廃止すべき審議会等の数でございますけども、これは行政改革大綱とか、それから行政評価とか、ふだんに職員の中に委員会等についても、もちろん検討して、今の50という数字に至っているということで、廃止すべきものについては、すでに廃止等をされているというふうに考えております。

それから諮問の内容等でございますけども、先ほどもお答えしましたが、審議会等につきましては、より専門性の高い課題について答申をいただいたり、それから、より市民の立場に立った考え方の中で提供をいただいたりということで目的になっておりますので、そういった形で、今までも諮問をいただいているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○3番議員（相吉正一君）

もう1点、地域委員会についてお聞きします。

地域委員会の実態は、ほとんど祭りなどの計画と地域振興予算の配分をしているだけである。祭りは、その都度、実行委員会があれば足りる。現状の状態では、その本来の機能を果たしていないので、存続の必要がないという意見も一部にあります。

○議長（秋山俊和君）

相吉正一議員、質問中ですが、これは通告にございますか。

○3番議員（相吉正一君）

委員会ということで、ちょっと。

○議長（秋山俊和君）

地域委員会の通告がなされていないようですので。

地域委員会と委員会と、ちょっと違うと思うんですが、いずれにせよ、当局が答えられる範囲で答えていただくということで。続けてください。

○3番議員（相吉正一君）

そういう意見があるということで、私は地域委員会をもっと活発に、広く活用して、市長の諮問機関として、本来の役割である各地域の課題解決に向けての提言を果たすべき使命があると思います。そのへんについての見解をお聞きしたいということでもあります。

○議長（秋山俊和君）

答弁できますか。
進藤総務部長。

○総務部長（進藤芳彦君）

地域委員会の設置目的の中にも明記してございますけども、市長からの諮問に答申するというような、重要な仕事がございますので、審議会と同じとは言いませんけども、地域委員会の設置目的に沿った課題について、市長のほうに提言というか、政策提言等をしていただくというような役割を担っているというふうに認識しております。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。
以上で、質問を打ち切ります。
これで3番議員、相吉正一君の一般質問を終わります。
次に明政クラブ、11番議員、保坂多枝子君。
保坂多枝子君。

○11番議員（保坂多枝子君）

2項目について、伺います。

東北三陸沖を震源とした大きな地震に見舞われた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。ご家族を亡くされた方や今まで手をつないでいたのに私だけが助かった、そんな災害のニュースを見るにつけ、心が痛みます。今回、自殺防止対策という質問をさせていただきますが、命の尊さということを改めて考えながら、質問させていただきます。

毎年3月は、自殺予防月間です。山梨県は自殺者の数が全国的にも多い県でもあり、年間300人を超える人がみずからの命を絶っています。最近では、20代から30代にかけての若年層の自殺が増加している傾向があります。要因として、精神疾患や神経症に加え、境界性パーソナリティー障害なども考えられています。うつ病や統合失調症では35%、境界性パーソナリティー障害では67%が悲しい結果を引き起こすともいわれております。脳自体の障害や社会的なストレス、いじめや虐待なども原因となっています。

裏切られる、脅される、いじめられる、殴る、蹴るなどの暴力行為や、また陰湿な言葉による暴力、表面上は穏やかであっても、陰にまわると考えられないほどの行為に及ぶ。味方の振りをしていて、実はいじめの張本人だったという現実も聞いております。インターネットや携帯電話を媒体とした、いじめも増えてきております。いじめは些細なことから始まり、気づかぬうちに次第にエスカレートしていき、取り返しにつかない状況に陥ってしまうのです。誹謗中傷のような、心ない行為も増えていると聞きます。されている本人は、大変傷つきます。しかし、そういう行為を行った人は、すぐとは言わないまでも、いずれかのときに自分の身にも降りかかり、後悔することも分かっているはずではないでしょうか。豊かな経済の中で、心の豊かさを失ってしまったのでしょうか。

心は非常にデリケートなものです。怒り、失望、虚無感、絶望感などが錯綜し、自分の手首や体中をカッターナイフで傷つけるなど、自殺に至らないまでも、衝動的な自傷行為に及ぶことが多々あります。死にたいというばかりではなく、死なせてほしいという感情がジェットコースターのように揺れ動き、コントロールが効かなくなってしまいます。また、年齢が増すにつれ、経済的な不安や健康不良、老老介護など、複雑な問題も発生し、心のケアや生活環境の整

備が重要であります。

今朝のテレビでもACジャパン、日本広告機構の放映の中で、行為の意味として「思いは見えないけれど、思いやりは誰にでも見える。心は誰にも見えないけれど、心づかいは誰にも分かる」と訴えていました。人としての心のあり方が問われているように思われます。

以上のことをふまえて、市の取り組みについて伺います。

1点目、小学校、中学校、高等学校でのいじめや不登校の実態について。

2点目、児童虐待の現状と対策。

3点目、市内の自殺者数と防止対策。

4点目、防止するための医療とカウンセリングの体制について。

大きく2点目になります。就労支援対策について、伺います。

長引く景気の低迷により、山梨労働局のまとめによると、今春、卒業予定の県内大学生の就職内定率は、過去3番目の60.8%ともいわれております。高校生の内定率は、上向いているものの、就職氷河期といわれた2003年、2004年に次ぐ水準であり、先の見えない不安な状況であります。内定がもらえない期間が長く、就職活動をする学生にも活動疲れが出てきており、最近、起こった事件の中で鹿児島県では就職に対する不安から、交通事故を起こしてしまった一件もありました。

卒業してから3年を新卒者としてみなしてはいるものの、実際に企業への波及効果は薄く、卒業時に就職できた人と比べると、やはり大きなハンディになってしまうのが現実であります。失職してしまった人や新しく就職先を探す人は、通常、ハローワークが窓口になります。また、ハローワークでは就労するにあたり、ある程度の技術や知識を身につけるための就労支援があります。このような場合には、失業保険を受給しながら卒業訓練ができますが、学校を卒業したばかりの若者の場合は、ほとんどが親の負担となっています。就職できなかったことによる将来の不安も大きく、社会経済を考えると、若者の就労支援は大きな課題であると思われまます。本市では企業誘致や就職祝金制度、また就職ガイダンスを開催し、雇用の拡充を図っておりますが、現状について伺います。

1点目、ふるさと雇用再生特別基金を活用し、専門員を派遣するという中小企業育成支援事業の内容と効果。

2点目、過去3年間の新卒での就職者数は。これは大学卒と、それから高校卒でお願いいたします。

3点目、就職できなかった人への対策は講じられていますか。

4点目、新指導要領により、小中学校の教育の中で職場体験学習の導入が義務付けられていますが、市の方針はいかがでしょうか。

以上、2項目にわたり質問させていただきました。よろしく申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

井出教育長。

○教育長（井出武男君）

11番、保坂多枝子議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、小中高校でのいじめや不登校の実態についてであります。

いじめについては、児童生徒へのアンケート調査等により、いじめと本人が認識した事案が

小学校で1件、中学校で3件、確認されています。甲陵高等学校では確認されていません。

内容は冷やかしからい・悪口、軽くぶつかられた、遊びのふりをして叩く、パソコンや携帯電話等で誹謗中傷をされるなどとなっております。

いじめの発見と同時に、対象校では即座に対処し、一定の解消は図られていますが、本事案の性質上、その後も継続支援を行っております。

不登校については、市内小学校において、病気等以外の理由、いわゆる不登校で今年度4月から12月末現在で、30日以上欠席した児童は4人います。同様に中学校においては19人、甲陵高等学校においては8人となっております。

その理由はさまざまであるため、おのおのに合った指導を工夫するとともに、スクールカウンセラーへの相談、内容によっては外部の専門機関との連携を図りながら、その解決に向けて努力しています。

次に、新学習指導要領で職場体験学習の導入が義務づけられたことについてであります。

新学習指導要領では、児童生徒に適正な勤労観、職業観を育むべく、キャリア教育を重点の1つとしております。

北杜市においても、原っぱ教育の3つの柱の1つに未来を切り拓く力の育成を掲げ、キャリア教育の充実を図り、一人ひとりの個性を伸ばす教育の推進に努力しているところであります。具体的には、小学校段階において農業体験学習や介護体験およびボランティア体験などの体験学習を取り入れています。

中学校段階では、中学校2年生を中心に長期休業日等を活用し、生徒おのおのの希望をもとにした職場体験学習活動を行い、成果を上げています。地元の企業および各種事業所等においても、協力的に生徒を受け入れていただいていると聞いております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

11番、保坂多枝子議員のご質問にお答えいたします。

はじめに自殺予防対策について、いくつかご質問をいただいております。

児童虐待の現状と対策についてであります。

児童虐待問題への市の対応については、児童虐待の防止のために、子育て支援課内に家庭児童相談室を設け、保健師と相談員を配置し、相談や家庭訪問などを行っております。

なお、家庭児童相談室は、専門機関である県の児童相談所とともに、児童虐待の通告の受付窓口にもなっております。

市としては、家庭児童相談の中で児童虐待に関する相談が増加傾向にあり、また市内の児童が関係する通告が昨年度14件になっている現状などをふまえ、積極的な家庭訪問の実施、関係機関との連携の強化等を行っております。また、市だけでは対応が困難な事例等については、児童相談所とも連携し、保育園、学校などの関係機関とも協議をしながら、対応を行っております。

今後とも、児童虐待防止に関する取り組みを積極的に行っていきたいと考えております。

次に、市内の自殺者数と防止対策についてであります。

全国での自殺者数は13年連続で3万人を超えており、山梨県内でも300人を超える状況

が続いております。中北保健所の資料によりますと、北杜市におけるここ数年の状況は、毎年10人から20人くらいになっております。このため中北保健所を中心に、教育事務所、北杜市、韮崎市、南アルプス市、警察署、商工会や病院関係者による地域セーフティネット連絡会議において、対策の検討や防止を図っているところであります。

市におきましては、広報ほくとへの「お父さん、ちゃんと眠れてる」等の記事の掲載や健康福祉大会での予防啓発等を実施してまいりました。

今年度、自殺が増加する傾向の3月には、各世帯へ悩み等の相談窓口を記載したクリアファイルやチラシを配布したところであります。また、住民生活に光を注ぐ交付金を活用し、長坂駅、小淵沢駅前等での予防キャンペーンや、この3月19日には予防啓発のため、「心の歌で親子の絆を深めよう」をテーマに、小中学校等の親子を対象とした沢田知可子さんによるコンサートを計画したところですが、東北地方等での大震災による甚大な被害等により、コンサートは当面、見合わせることにいたしました。

平成23年度には、県の地域自殺対策緊急強化事業を活用し、予防啓発講演会の開催や障害者総合支援センターでのうつ病等の相談支援やカウンセリング体制の強化と、関係機関との連携を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

名取産業観光部長。

○産業観光部長（名取重幹君）

11番、保坂多枝子議員のご質問にお答えいたします。

就労支援対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、中小企業育成支援事業についてであります。

この事業は、ふるさと雇用再生事業を活用しまして、市商工会に委託して実施している事業であります。

具体的な活動としては、委託先の市商工会が求職者1人を受注拡大相談員として採用し、市内企業への訪問や発注先の開拓、共同受注等にかかる情報収集・提供を行い、下請け中小企業の取り引き拡大や雇用創出に努めることにより、地域経済の活性化に結びつくことを期待したものであります。

なお、本年度、相談員が市内企業を訪問した回数は延べ974回を数え、訪問企業に対し、きめ細かな情報提供を行っています。

次に、過去3年間の市内の新卒者の就職者数と割合についてであります。

大卒・高卒の就労者数について、山梨労働局が県下全域をとりまとめ、公表しています。公表された県内の大学生の各年度別の就職希望者と就職内定者数および割合は、平成21年3月が2,884人に対し2,101人、73%。平成22年3月が2,845人に対し1,731人、61%。平成23年2月が2,826人に対し1,718人、61%となっています。

一方、県内高校生の各年度別の就職希望者と就職内定者数および割合は、平成21年3月が1,135人に対し1,022人、90%。平成22年3月が1,052人に対し905人、86%。平成23年2月が1,124人に対し995人、89%となっております。

次に、就職できなかった人への対策についてであります。

市では、新年度においても緊急雇用対策に取り組み、ふるさと雇用再生特別基金事業・緊急

雇用創出事業を合わせて45事業、雇用者数130人の創出に努めるとともに、雇用の場の確保や求人開拓のため、市内の企業訪問、就職ガイダンスの開催などを実施してまいります。

一方、国においては、卒業後3年以内の既卒者等を対象に、中小企業とのマッチングの強化や就職までの一貫した担当者制支援の充実、他地域での就職を希望する利用者への支援などを強化するとともに、企業には中学・高校・大学等を卒業後3年以内の既卒者を正規雇用に向けて育成するため、有期で雇用し、その後、正規雇用に移行させる事業主に対し、雇用奨励金を支給する制度などのメニューを創設してまいります。

また、新年度、本県においても、学生と企業をマッチングする事業を実施するなど、国・県において多くの支援策が創設されていることから、市内求職者や企業が支援制度を有効活用できるよう、ホームページや広報ほくとなどを通じて、情報の発信に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

保坂多枝子君の再質問を許します。

保坂多枝子君。

○11番議員（保坂多枝子君）

ではまず、自殺予防対策について、お伺いいたします。

事故死や病死などで人と別れることは大変、悲しい出来事であります。それを乗り越えるには大変な思いがあると思いますが、自殺で友人や家族と別れるということは、もっともっと複雑な思いもあり、悲しい思いがあると思います。残された方のケアというのも非常に大切なことであると思います。

先ほども、北杜市にはそんなにいないのかなと思いましたが、やはり、思ったよりは多かったなというふうな感じがありまして、その方のケアと、それからこういう思いを訴えることによって、今度は逆に自殺予防の対策として、有効な手立てになるのではないかというふうに思います。

その2点につきまして、取り組み状況とか分かりましたら、質問させていただきます。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

1点目のケアのことに关してでございますけれども、3月、自殺が増加するというふうな期間において、各家庭にクリアファイルを配布いたしました。その中に悩みごとの相談ですとか、心のそういうふうな、訴えたいということに关しましての相談窓口等を記載しましたファイル等を各家庭に配ったところでございます。また、そういうところに相談していただく、悩みを訴えると、そういうふうな中でケアもとられるのではないかというふうに思っております。

それから市役所の中に自殺、そういうふうな対策に关係します保健師等が配置してございます。その方たちへの相談ということで、ケアの推進も図っていきたいというふうに考えてございます。

それから訴えの場ということでございますけれども、なかなか、その当事者となられたご家族の方等の訴えというのは、なかなか難しい面もあるかと思っておりますけれども、いろいろな手法を

とって対策につなげていくということが重要ではないかというふうに考えますので、今後、またそのようなことに関しましても、検討をしていきたいと考えおります。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○11番議員（保坂多枝子君）

今、いろいろ相談窓口の紹介とかしていただきました。こういうキャンペーンをしたり、自殺防止の啓蒙をすると、自殺者が減るという事実もございませぬ。ですから1年に一度という、3月が多いからということではなくて、機会を捉えて、こういうことに取り組んでいただけたらどうか、再度お伺いいたします。

○議長（秋山俊和君）

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

3月は、特にそういうふうな傾向があるということで、重点的に行っておりますけれども、年末にもそのような事業も実施いたしました。そして、広報ほくとの中でも機会を通じまして、そのような掲載記事を載せていただいたり、今後、街頭キャンペーン等も、なお実施するような形で力を注いでいきたいというふうに考えてございませぬ。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

保坂多枝子君。

○11番議員（保坂多枝子君）

自殺というのは、心が弱いということばかりではなくて、質問ではありませんので、すみませぬ。心が弱いということばかりではなくて、いろいろな要素があるということもご承知おきいただきまして、ぜひ取り組んでいただきたいと思ひます。

では就労支援について、お伺いいたします。

先ほど、職場体験学習のお話をさせていただきました。農業体験だとか介護とかボランティア、それから希望をもとにして企業訪問とかという話を伺ひましたが、もう少し詳しく教えていただけたらと思ひます。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

山田教育次長。

○教育次長（山田栄明君）

学校におきましては、市役所のほうにも職場体験という形で来ていただいてもおりますし、また農業者のところに行って職場体験をしたりとか、その内容につきましては、多岐にわたっております。それぞれの生徒が選択した職場体験等を実施しているという実態でございませぬ。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○11番議員（保坂多枝子君）

今の件ですが、期間だとか時間帯だとかということもよろしいですか、教えていただいて、分かる範囲で結構です。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

山田教育次長。

○教育次長（山田栄明君）

お答えをいたします。

夏休みとか春休みというものが、基本的には多いということでございます。

○議長（秋山俊和君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで11番議員、保坂多枝子君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開を2時45分といたします。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時45分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に市民フォーラム、5番議員、野中真理子君。

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

このたび、東北地方を襲った大震災は小学校の後半と中学校、高校時代を父の仕事の関係で宮城県で過ごした私にとりましては、大変身近で心痛むことであり、被災された皆さまにお見舞いを申し上げますとともに、犠牲になられた方に心よりお悔やみを申し上げます。

今回の一般質問には、大きく2項目を取り上げています。

1点目は、中部横断自動車道についてです。

大震災を受け、これから日本としてなすべきこと。私たちにとって、本当に必要なものはなんなのかという気持ちも込めて、質問したいと思います。

1つ目、現在、組の回覧で中部横断自動車道に対するアンケートが配布されています。このアンケートに対しては、メリットばかりでデメリットの記載がなく、建設へのまるで誘導だ。道路を造らないという選択肢がないのはおかしい。国道141号線の改良など、第3案や第4案が用意されていない。アンケート配布先として、別荘の存在をまったく無視している。行政地区を通して、住民に配布しているが、地区に加入していない住民が多い。特に予定ルートの大部分を占める大泉町では、未加入住民が30%以上といわれている。住民であるのに知らせないのはおかしいなどという、住民の方からの厳しいご指摘が私の耳にも届いております。このアンケートを含め、中部横断自動車道に対して、市はどのように関わっているのでしょうか。

2つ目、現段階で市は中部横断自動車道について、どのように考えているのでしょうか。

3つ目、現在、配布されているアンケートはメリットだけが強調されていますが、北杜市としては市へのマイナスの影響も十分に検討すべきと考えます。

中部横断自動車のデメリットや機会費用について、どのように分析しているでしょうか。

4番目、建設に反対、あるいは心配や懸念を持っている市民も多くいらっしゃいます。それらの意見を市として聞く考えはあるでしょうか。また、広く市民の声を今後の市の方針に反映させる考えはあるでしょうか。

2点目は、小淵沢町住民訴訟についてです。

一審甲府地裁の段階では、北杜市は小淵沢町を継承したことによる形式的な被告でしたが、市議会の議決を経て、市みずからが東京高裁に控訴したことにより、争いの前面に出てきておりますし、損害が認められれば、損害賠償の責任と賠償金は市のものとなりますので、ここで質問させていただきます。

1点目、3月23日に東京高裁で判決が言い渡されますが、争点は以下のとおりです。

行政の談合が認定されるか。中山前小淵沢町長の関与が認められるか。損害賠償額はいくらか。認められるか否か。また損害賠償額の程度によって、市は今後、どのような判断をするつもりでしょうか。

2点目、平成20年11月の臨時会で、市長は判決は談合を推認するであり、認めたわけではない。公権力が損害賠償請求をするには、談合の確たる認定が不可欠であり、確定的な談合の証拠もないまま、損害賠償はできないと述べられています。推認を認めない、この発言は司法の権威や判断を無視するもので、推認による公権力の行使について、市は現段階で、どのように考えているのでしょうか。

3つ目、東京高裁の審理の過程で、市はみずから5%に相当する金額を市の損害と認定すべきであることを表明しました。今までの発言との相違をどのように説明されるのか、お答え願いたいと思います。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

野中真理子議員のご質問にお答えいたします。

はじめに中部横断自動車道について、いくつかご質問をいただいております。

現段階における市の考えについてであります。

中部横断自動車道の開通につきましては、さまざまなご意見もございますが、広域的な物流の効率化により、産業基盤の確立や交流人口の増加による文化交流や観光面における地域活性化への波及効果、救急医療体制の強化、災害時の代替路線の確保等、多くの面でその効果に期待をしておるところであります。

次に、小淵沢町住民訴訟についてであります。

本訴訟は東京高等裁判所において、来たる3月23日に判決が言い渡される予定であります。現在は判決が言い渡される前であり、判決が言い渡されたその時点で、内容を十分に精査して、対応してまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

5番、野中真理子議員のご質問にお答えいたします。

中部横断自動車道について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、アンケート調査に対する市の関わりについてであります。

国土交通省では、昨年11月に基本計画区間である長坂八千穂間について、公共事業の透明性を一層向上させるため、計画段階評価を試行的に実施することを決定しました。アンケート調査につきましては、この評価の手順として行われるもので、住民の意見を聞くための重要な調査であることから国からの依頼を受け、行政区等を通じて調査票を各戸配布し、各支所や道の駅等においても調査票を配布しているところであります。

次に、デメリットや機会費用についてであります。

中部横断自動車道が開通することにより、観光地が通過型になりはしないか。環境への影響はどうだろうか等々について、懸念の声も聞かれるところであります。したがって、今後も自然への負荷の軽減や観光面への影響など、注意深く分析する必要があると考えております。

国土交通省では、数年かけて環境アセスメントを実施したあと、費用対効果を検証していくとのこと。市としましても、的確な評価・検証がなされるよう関係機関と連携をしていきたいと考えております。

次に、市民の意見を聞く機会や市の方針に反映させるかについてであります。

国土交通省では、中部横断自動車道の事業につきまして、今年度から新たに計画段階評価を導入しましたが、これは環境アセスメントの前段階において、できるだけ地域の声を聞きながら事業の必要性等を検証できるよう、新たに取組みられた制度です。

市では、今後、アンケート結果も見ながら、観光振興や産業振興等地域住民の意見を参考に、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

野中真理子君の再質問を許します。

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

それでは、中部横断自動車道についての再質問をいたします。

ここは市議会ですので、北杜市としての考え方を強く伺いたい、私は思っております。4点、伺いたいと思います。

1点目は、景観法の中に景観重要公共施設という概念があって、道路や河川が含まれていると思いますけれども、北杜市の景観計画の中で、例えば中部横断自動車道がどのように考えられるのか、その位置づけなり考え方を1点目として伺います。

2点目としては、このアンケートの中にメリットがいろいろと書かれています。例えば、先ほどもおっしゃったような緊急の医療施設への移動の短縮だとか、災害時の代替路の確保ですが、これは特に今回の震災などで、私自身も映像とかを見て、ヘリコプターなどの威力は本当にまざまざと見せ付けられました。ただ、この高速道路がどうであったか、十分、検証する必要があると思いますけれども、現段階で結構ですので、そのへんの評価をどう考えているか、お教えください。

3番目が一番、私としても大事だと思っているところではありますが、まず景観、これが北杜市にとっては、最も重要というか、大事な資産にあたると思います。観光資源でもあると思いますが、ここに与える影響、デメリットをどのように考えているか、今一度お聞かせください。特にルート上で想定されております大泉は、伸びやかに広がる景色、その中に橋脚が立っていくということに対して、どのようにお考えか伺いたいと思います。

それから4点目ですけども、これは私自身、議会に対してもということでもあります。18年の6月定例会で、道路特定財源の確保に関する意見書の中の1つとして、この中部横断道の早期実現を議会としても議決しておりますので、これで、本当に私たち自身、議会にとっても問いかねなければいけないことですけども、こうして実際にアンケートがされ、具体化されることによって、住民の方たちのいろんな意見、また反対、それからいろんな懸念、そういうものが出てきていることに対して、やはり意見を伺っていかねなければいけないものだと思います。特にこれは市民だけではなく、住民票がないけども、この北杜市の環境を求めて別荘をつくられた方も含めて、多くの方の意見を聞く必要があると思いますが、そのへんをいかがお考えか伺います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

4点、ご質問をいただきました。再質問にお答えをします。

景観計画の中での位置づけというのが、まず1点目ですけども、基本的にこの道路整備については、もちろんこれは景観に大いに影響するところですけども、うちの景観計画、また景観条例の中では、これに限らず、道路整備というものは対象というふうには考えてございません。

それから2点目のメリットだけが書かれていると。道路のさまざまな検証、この道路を造ることによってのデメリットといった部分を検証しているのかという、ご質問だというふうに理解してお答えをしたいと思うんですが、現時点ではたしかにデメリット、さまざまなご意見もございますけれども、メリット、デメリットがある中で、市として、これまでメリットのほうが多いという判断の中で、これを推進してきたということでもありますので、ただ、ここでは、ただいま国において、先ほど国の意見でなくて、市の意見をということでもございましたけども、やはり、私も、このことを考えるときに、市だけの意見をということではまいりませんので、どうしても国の考え方を見ながら、市としての意見を申し述べていくというスタンスでなければならぬのかなというふうに考えております。

それで検証については、ご質問の中にもありましたけども、特にこれだけについて、市が検証するということは、はっきり申し上げてやってございません。ただ、国においてB/C、一般的な手法としてB/Cというふうな形で、検証を今、これから進めようとしているわけですから、その検証結果も見ながら、市としても言うべき意見は申し述べていくということだろうと思います。

それから3点目、観光面での影響、自然等への影響というものはどういうふうに考えているのかということですね。たしかに、この地域住民の皆さんが考えている、一番の問題点は、うちの一番の売りものである、セールスポイントである自然だとか、環境だとかといった部分への負荷が極力少ないような道路であってほしいと、これは等しく思っているはずで。それは

私どももそういうふうには思っております。ただ、このメリット、デメリット、両方をにらんだ中で、どちらが市にとって有利なのかということ、これからの検証結果も見ながら、市として判断していかなければならないのだろうというふうに考えております。

それから4点目の議会の、早期実現を議会でも求めていたということにつきましては、踏み込んで私として申し上げるような部分ではないのかなというふうに思いますけども、ただ、やはり、物事すべて、その時点時点で変化するものだというふうに思うんですよ。議会の皆さんが以前に早期実現をとったものが、これは間違いであったかと、決してそんなことは思っておりません。それはよかったです。しかし、これから、さまざまな検討が進む中で、さまざまな意見も出てきて、そんな意見も国に上げていくということの中で、これは場合によっては、この中部横断自動車道の実現というものが遠くなってしまうのか。あるいはまた、そういうものを乗り越えて、より早く実現するのか。まさに、これからの事業を注意深く見たいというふうに思います。

○議長（秋山俊和君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

私が中部横断道路を語ってみたいと思うんですけども、いわゆる中部横断道路は北巨摩の時代から北杜市にかけて、地域住民の願いであったことは、たしかだと思います。そしてまた、いろいろな意味で中央道の実績を、あるいは高速道路の意義を考えたときに、産業を興したり、生活基盤を整備していくには、いろいろな意味で必要というか、また、その生活環境の中で必要な道路だというふうに、みずからも思っています。そしてまた、あまり適当な言い方でないかもしれませんが、国策というか、国の道路網計画の中にももっていきなと。これが今まで、北巨摩から北杜にかけての流れであったと思います。ただ、ルートをどうするか。あるいはまた、今の議論のような景観をはじめとして、環境負荷、影響をどう考えるか。あるいは、また事業主体がどうなるか。例えば、新直轄方式になるのか。あるいは、私どもがイメージしているような、この中央道になるのか。あるいは、また、既存の141号線や清里高原有料道路ですね、併せて使うのかということは、これからも議論になるわけですよ。

だから、野中議員が先言った、長い、大きい橋脚が出るのかなんてことは、今、現実問題として決まっているわけではないわけです。イメージとして、太平洋と日本海を結ぶ高速道路として、中部横断道路の佐久ルートをということが、今、盛んに言われている計画段階評価として位置づけられたと、こういうことでありますので、私どもの基本的スタンスは中部横断道は造りたいと。あと景観をはじめとして、くどいようですけども、環境をどうするか等々の議論は、これから詰めていくでありましょうし、今、ご指摘のような時代変化の中で、当局もそのような思いで考えていただけると思いますので、ご理解をいただきたいとします。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

残り時間が1分44秒でございますので、よろしく申し上げます。

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

景観計画の中で、道路整備はということがございましたけども、造ってしまえば、それが建造物になるわけですから、そのへんが景観計画の中でどのようにするのかを伺いたいと思

ます。

もう1つは観光資源としてだけではなくて、住んでいる者にとっての景観というものも、私は含んだ先ほどの質問でしたので、そのつもりでもう1回、ご答弁を願いたいと思います。

それから住民の意見を聞くということですが、それは議会としてもこういうことをやったから、議会としてもやらなければいけないことは、私たちも十分承知しているけども、議会としてはまた別に、市は市としてやるべきなんではないかという意見ですので、それは市としての考えを言っていただければ結構なので、お願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

1番目の質問は景観条例、先ほど申しましたように、基本的に、この景観条例でもって縛る部分というのはないんですが、ただ、私どもとして、景観条例、まさにつくった部署ですから、この景観条例に著しく反するようなものが、この北杜市内において出るということであれば、これは見過ごすことはできませんので、しっかりと意見を申し上げていくと、これが1点目ですね。

それから住んでいる者にとっての景観、質問の内容を間違っって受け止めていては大変、失礼なんですけども、住んでいる人というのは、今まさに、雑駁、造られるのかなと思われる、その地域に住んでいる人ということなんでしょうか。広く言えば、私のような、この明野に住んでいる者にとっても、どこか上のほうから関係ないということでもないわけでありまして、当然、住んでいる者にとって、それが景観上、どういうものであるか、十分、これから検証していかなければならないだろうというふうに考えております。

それから、議会としてではなくて、市としての意見をしっかりと申し述べよと、こういう意味だったんでしょうか。3点目。説明的な。市として、住民に例えば説明会を開催してということは、特に考えてございません。ただ、全体像を見ますと、国がどう考えているかということところもありますけども、このアンケートだけを捉えて申し上げますと、かなり広範に行き届くような形には取り扱われているというふうに考えてございます。というのは、アンケートの実施については、山梨日日新聞、FM富士、北杜市のCATVによる広報活動を行って、広く周知をしているということでありまして、また甲府河川国土事務所としての対応として、パンフレット、風景街道の活動で協力をいただいている方々に3千部以上を渡して、別荘住民などの皆さんに配布をしていただけるような手立ても、国としてされているということのようですので、市として当座、独自の説明ということは考えてございません。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

それでは、住民訴訟について1点。

公権力の行使について、推認ではということ躊躇されているようでしたけれども、相当な損害額の認定については民事訴訟法248条に規定されているものですが、そのことについて、どう考えているか、1点、伺いたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

三井副市長。

○副市長（三井弘之君）

先ほども、この件に対しましては、市長がご答弁を申し上げましたように、判決が23日に予定しているわけでございます。判決前に、この件に対していろいろとご答弁をするというものはございませんので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（秋山俊和君）

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

これは判決が出たからどうのこうのではなくて、どう法律を解釈する、どういうふうに思っ
ていらっしゃるかということですので、一審の判決に対してもそうでしたけども、それとも関係することですので、ご答弁を願えたらと思えます。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

三井副市長。

○副市長（三井弘之君）

何を、もう一度すみませんが、お願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

要するに、推認を認めないというご発言をされているわけです。一審後に。市長のご答弁の中で。けれども、相当な損害額の認定については民事訴訟法の248条に規定されているものですので、要するに推認による公権力の行使を躊躇するようなご発言は司法の判断を認めないという、ある意味では、そういう司法の判断に対して異議を唱えるという、ある意味では不見識なものだと、私は思います。そのへんをどういうふうにお考えなのか、伺いたかったということです。

○議長（秋山俊和君）

三井副市長。

○副市長（三井弘之君）

私も実は、ときの会議録を読ませていただきましたけども、今、手元にはございませんので、明確ではございませんが、市として控訴審、あるいは上告審で損害賠償の額が、一審の判決と同じような判決内容であった場合にはどうするかというご質問に対しまして、今は談合を推認であると。そして、その推認に対して、業者は控訴をするということの中でのご答弁をしたものと理解しておるところでございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで5番議員、野中真理子君の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は3月17日、午後1時に開きますので、全員定刻にご参集ください。
本日は、これをもって散会いたします。
大変、ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時10分

平成 2 3 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

3 月 1 7 日

平成23年第1回北杜市議会定例会（5日目）

平成23年3月17日
午後 1時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- 日程第1 議案第21号 北杜市特別会計設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第22号 北杜市訪問看護ステーション条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第23号 北杜市知的障害者通所授産施設条例の全部改正について
- 日程第4 議案第24号 北杜市清里駐車場条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第26号 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業小淵沢地区土地改良事業計画の議決を求める件
- 日程第6 議案第28号 平成23年度北杜市一般会計予算
- 日程第7 議案第29号 平成23年度北杜市国民健康保険特別会計予算
- 日程第8 議案第30号 平成23年度北杜市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第9 議案第31号 平成23年度北杜市介護保険特別会計予算
- 日程第10 議案第32号 平成23年度北杜市居宅介護支援事業特別会計予算
- 日程第11 議案第33号 平成23年度北杜市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第12 議案第34号 平成23年度北杜市下水道事業特別会計予算
- 日程第13 議案第35号 平成23年度北杜市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第14 議案第36号 平成23年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計予算
- 日程第15 議案第37号 平成23年度北杜市病院事業特別会計予算
- 日程第16 議案第38号 平成23年度北杜市辺見診療所特別会計予算
- 日程第17 議案第39号 平成23年度北杜市白州診療所特別会計予算
- 日程第18 議案第40号 平成23年度北杜市土地開発事業特別会計予算
- 日程第19 議案第41号 平成23年度北杜市明野財産区特別会計予算
- 日程第20 議案第42号 平成23年度北杜市須玉財産区特別会計予算
- 日程第21 議案第43号 平成23年度北杜市高根財産区特別会計予算
- 日程第22 議案第44号 平成23年度北杜市長坂財産区特別会計予算
- 日程第23 議案第45号 平成23年度北杜市大泉財産区特別会計予算
- 日程第24 議案第46号 平成23年度北杜市小淵沢財産区特別会計予算
- 日程第25 議案第47号 平成23年度北杜市白州財産区特別会計予算
- 日程第26 議案第48号 平成23年度北杜市武川財産区特別会計予算
- 日程第27 議案第49号 平成23年度北杜市浅尾原財産区特別会計予算

- 日程第28 請願第1号 環太平洋経済連携協定（TPP）への参加に反対し、食料・農林水産業・地域経済を守るための請願書
- 日程第29 請願第2号 最低保障年金制度の創設を求める請願書
- 日程第30 議案第19号 北杜市まちづくり条例の制定について
- 日程第31 議案第20号 北杜市景観条例の制定について
- 日程第32 議案第25号 北杜市学校建設等基金条例を廃止する条例について
- 日程第33 発議第1号 TPP（環太平洋経済連携協定）参加に慎重に対応することを求める意見書の提出について
- 日程第34 同意第1号 肥道山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第35 同意第2号 八ヶ岳山恩賜県有財産保護組合議会議員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第36 同意第3号 北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第37 閉会中の継続審査の件
- 追加日程第1 動議の件

2.出席議員（22人）

1番 小須田稔	2番 中山宏樹
3番 相吉正一	4番 清水進
5番 野中真理子	6番 篠原眞清
7番 風間利子	8番 坂本静
9番 小林忠雄	10番 中嶋新
11番 保坂多枝子	12番 利根川昇
13番 千野秀一	14番 小尾直知
15番 渡邊英子	16番 内田俊彦
17番 坂本治年	18番 秋山九一
19番 中村隆一	20番 清水壽昌
21番 秋山俊和	22番 渡邊陽一

3.欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(27人)

市長	白倉政司	副市長	三井弘之
総務部長	進藤芳彦	企画部長	清水克己
市民部長	比奈田善彦	福祉部長	原かつみ
生活環境部長	堀内誠	産業観光部長	名取重幹
建設部長	深沢朝男	教育長	井出武男
教育次長	山田栄明	教育次長(図書館担当)	老松正樹
会計管理者	坂本正輝	監査委員事務局長・ 農業委員会事務局長	清水春昭
明野総合支所長	堀内健二	須玉総合支所長	小澤信義
高根総合支所長	浅川明男	長坂総合支所長	輿石君夫
大泉総合支所長	浅川正己	小淵沢総合支所長	坂本敏二
白州総合支所長	伏見常雄	武川総合支所長	松永直樹
政策秘書課長	坂本吉彦	総務課長	菊原忍
企画課長	大芝正和	財政課長	秋元達也
まちづくり推進課長	田中幸男		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(3人)

議会事務局長	伊藤精二
議会書記	上村法広
〃	小澤章夫

開議 午後 1時00分

○議長（秋山俊和君）

改めまして、ご苦労さまでございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は22人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

諸報告をいたします。

市長から本定例会に追加する議案として、同意1件が提出されました。

以上で、諸報告を終わります。

なお報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了承を願います。

次に日程に先立ち、白倉市長から発言の申し出がありましたので、許可いたします。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

このたびの東北関東大震災による被災された皆さまに、改めてお悔やみとお見舞いを申し上げる次第です。

今般、北杜市議会において、早々にお見舞い金をお届けするとの申し合わせには敬意を表するところであります。また昨日は、議長から市としての災害支援についての要請をいただきました。わが北杜市といたしましても、被災された皆さまへのお見舞いを検討しておりましたが、本市の特産品であるミネラルウォーター2万本と梨北米3トンをお届けしたいと思っております。

なお、これに要する経費は予備費を活用させていただきたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願い申し上げます。

また、医師等、職員派遣などの要請もありますので、前向きに検討するとともに、今後も適時適切な対応をしてみたいと考えております。

○議長（秋山俊和君）

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布のとおりであります。

○議長（秋山俊和君）

日程第1 議案第21号 北杜市特別会計設置条例の一部を改正する条例についてから日程第29 請願第2号 最低保障年金制度の創設を求める請願書までの29件を一括議題といたします。

本件につきましては、各常任委員会に付託しておりますので、各常任委員長から審査の経過と結果について、報告を求めます。

はじめに総務常任委員会から議案第28号について、報告を求めます。

総務常任委員長、保坂多枝子君。

保坂多枝子君。

○総務常任委員長（保坂多枝子君）

平成23年3月17日

北杜市議会議長 秋山俊和様

北杜市議会総務常任委員会委員長 保坂多枝子

朗読をもって、報告させていただきます。

北杜市議会総務常任委員会委員長報告

総務常任委員会は、3月2日の本会議において付託されました事件の審査を、3月8日に議員協議会室において、慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果について、ご報告いたします。

1. 付託された事件

議案第28号 平成23年度北杜市一般会計予算（所管分）

審査結果

議案第28号 平成23年度北杜市一般会計予算（所管分）の審査過程における、主な質疑を申し上げます。

「環境保全基金活用の提案型事業は、どのくらいあるのか」との質疑に対し、「22年度実績で7団体あった」との答弁がありました。

「3億4,460万円の縁故債の繰り上げ償還は、どの事業の部分を充当したもののか」との質疑に対し、「平成20年度に借入れを行った合併特例債を一部返還するものである」との答弁がありました。

「常備消防負担金の算出根拠は」との質疑に対し、「消防基準財政需要額の68%から調整額を減じる算式で、23年度北杜市は6億9,703万1千円を負担するものである」との答弁がありました。

「前年度に比べ、明野支所費が減額、白州支所費が増額になった理由は」との質疑に対し、「明野総合支所は、清掃員の勤務日数を減らしたためなどであり、白州総合支所は、不法投棄が多いことから、県からの緊急雇用創出事業費補助金を活用した緊急雇用賃金2人分を計上したためである」との答弁がありました。

質疑終了後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（秋山俊和君）

総務常任委員長の報告が終わりました。

これから会議規則第41条の規定により、総務常任委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑はありませんか。

（なし）

ないようですので、これをもって総務常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に文教厚生常任委員会から議案第21号から議案第23号まで、議案第28号から議案第32号まで、議案第36号から議案第39号までおよび請願第2号について、報告を求めます。

文教厚生常任委員長、中嶋新君。

中嶋新君。

○文教厚生常任委員長（中嶋新君）

委員会報告書の朗読をもって、報告に代えさせていただきます。

平成23年3月17日

北杜市議会議長 秋山俊和様

北杜市議会文教厚生常任委員会委員長 中嶋新

北杜市議会文教厚生常任委員会委員長報告書

文教厚生常任委員会は、3月2日の本会議において付託されました事件の審査を、3月7日に議員協議会室において、慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果について、ご報告いたします。

付託された事件

- 議案第21号 北杜市特別会計設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第22号 北杜市訪問看護ステーション条例の一部を改正する条例について
- 議案第23号 北杜市知的障害者通所授産施設条例の全部改正について
- 議案第28号 平成23年度北杜市一般会計予算（所管分）
- 議案第29号 平成23年度北杜市国民健康保険特別会計予算
- 議案第30号 平成23年度北杜市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第31号 平成23年度北杜市介護保険特別会計予算
- 議案第32号 平成23年度北杜市居宅介護支援事業特別会計予算
- 議案第36号 平成23年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計予算
- 議案第37号 平成23年度北杜市病院事業特別会計予算
- 議案第38号 平成23年度北杜市辺見診療所特別会計予算
- 議案第39号 平成23年度北杜市白州診療所特別会計予算
- 請願第2号 最低保障年金制度の創設を求める請願書

以上、13件であります。

審査結果について、ご報告いたします。

この審査過程における、主な質疑を申し上げます。

まず議案第28号 平成23年度北杜市一般会計予算（所管分）であります。

「国保会計への法定内繰入3億2千万円の内訳は」との質疑に対し、「概算で、保険基盤安定繰出分1億7,200万円、保険者としての支援分3,900万円、職員給与費2,062万円、出産育児一時金1,330万円、財政安定化支援事業分3,120万円、事務費4,220万円、老人医療対策分273万円である」との答弁がありました。

「生活保護者数は。また、扶助内容による生活保護者数見込みの内訳は」との質疑に対し、「3月現在で142世帯、194人である。当初予算での年度末における扶助内容による見込みの内訳は生活扶助が218人、住宅扶助が92世帯、教育扶助が15人、医療扶助が143人、介護扶助が31人である」との答弁がありました。

「青少年カウンセラーの配置状況は」との質疑に対し、「生涯学習課内に2人、教育センターに各1人ずつ、計6人を配置している」との答弁がありました。

質疑終了後、「医療費窓口無料化の小学6年生までの拡大がされていないため反対」「厳しい財政状況の中、市民の要望実現のため補助金獲得等に最大限、努力しているので賛成」との討論があり、起立採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第30号 平成23年度北杜市後期高齢者医療特別会計予算であります。

「保険料の特別徴収者、普通徴収者の人数は」との質疑に対し、「特別徴収者が6,400人、普通徴収者が1,600人である」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第31号 平成23年度北杜市介護保険特別会計予算であります。

「市内の介護認定者の人数は」との質疑に対し、「要支援1が137人、要支援2が250人、介護1が256人、介護2が361人、介護3が339人、介護4が270人、介護5が209人、合計1,822人である」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第36号 平成23年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計予算であります。

「中・高校生徒数の県内外、市内内外の内訳は」との質疑に対し、「中学校の市内が73人、市外が47人。高等学校の県内が261人、そのうち市内が153人、県外が99人である」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第21号 北杜市特別会計設置条例の一部を改正する条例について、議案第22号 北杜市訪問看護ステーション条例の一部を改正する条例について、議案第23号 北杜市知的障害者通所授産施設条例の全部改正について、議案第29号 平成23年度北杜市国民健康保険特別会計予算、議案第32号 平成23年度北杜市居宅介護支援事業特別会計予算、議案第37号 平成23年度北杜市病院事業特別会計予算、議案第38号 平成23年度北杜市辺見診療所特別会計予算、議案第39号 平成23年度北杜市白州診療所特別会計予算の8件については質疑、討論ともになく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に請願第2号 最低保障年金制度の創設を求める請願書についてであります。

紹介議員から趣旨説明を受けたのち、質疑を行い、慎重な審査を行いました。

「内容を精査し、もう少し掘り下げて議論を進めていくべきである」などの意見が出され、質疑終結後、全員異議なく閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（秋山俊和君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これから会議規則第41条の規定により、文教厚生常任委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって文教厚生常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に経済環境常任委員会から議案第24号、議案第26号、議案第28号、議案第33号から議案第35号まで、議案第40号から議案第49号までおよび請願第1号について、報告を求めます。

経済環境常任委員長、小尾直知君。

小尾直知君。

○経済環境常任委員長（小尾直知君）

朗読をもって、報告に代えさせていただきます。

平成23年3月17日

北杜市議会議長 秋山俊和様

北杜市議会経済環境常任委員会委員長 小尾直知

北杜市議会経済環境常任委員会委員長報告書

経済環境常任委員会は、3月2日の本会議において付託されました事件の審査を、3月9日に議員協議会室において、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について、ご報告いたします。

1. 付託された事件

議案第24号 北杜市清里駐車場条例の一部を改正する条例について

議案第26号 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業小淵沢地区土地改良事業計画の議決を求める件

議案第28号 平成23年度北杜市一般会計予算（所管分）

議案第33号 平成23年度北杜市簡易水道事業特別会計予算

議案第34号 平成23年度北杜市下水道事業特別会計予算

議案第35号 平成23年度北杜市農業集落排水事業特別会計予算

議案第40号 平成23年度北杜市土地開発事業特別会計予算

議案第41号 平成23年度北杜市明野財産区特別会計予算

議案第42号 平成23年度北杜市須玉財産区特別会計予算

議案第43号 平成23年度北杜市高根財産区特別会計予算

議案第44号 平成23年度北杜市長坂財産区特別会計予算

議案第45号 平成23年度北杜市大泉財産区特別会計予算

議案第46号 平成23年度北杜市小淵沢財産区特別会計予算

議案第47号 平成23年度北杜市白州財産区特別会計予算

議案第48号 平成23年度北杜市武川財産区特別会計予算

議案第49号 平成23年度北杜市浅尾原財産区特別会計予算

請願第1号 環太平洋経済連携協定（TPP）への参加に反対し、食料・農林水産業・地域経済を守るための請願書

以上、17件であります。

審査結果

この審査過程における、主なる質疑を申し上げます。

まず議案第28号 平成23年度北杜市一般会計予算（所管分）であります。

「合併浄化槽設置補助164基の内訳は」との質疑に対し、「5人槽147基、7人槽14基、10人槽1基、11人槽以上が2基である」との答弁がありました。

「植林するヒノキ、カラマツ、アカマツについての特性等を周知するべきでは」との質疑に対し、「里山整備事業を推進する中で周知を図っていきたい」との答弁がありました。

「多麻団地下水道接続事業の内容は」との質疑に対し、「現状、生活雑排水のみを合併浄化槽で処理していて、今回、地元からの要望により下水道に接続するものである」との答弁がありました。

質疑終結後、「簡易水道事業特別会計へ繰出金を支出しているが、企業団受水費が責任水量制であるため、無駄があると思う。これは中学3年生までの医療費無料化に充てられると考えるため、反対」「簡易水道事業特別会計への繰出金は、事業執行上、当然必要なものであると考えるため、賛成」との討論があり、起立採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第33号 平成23年度北杜市簡易水道事業特別会計予算であります。

「企業団受水費は基本水量の買い取り制だが、今後の市の考え方は」との質疑に対し、「使用水量に基づくことが望ましいと思うが、構成市との関係等もあり慎重に検討していきたい」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第24号 北杜市清里駐車場条例の一部を改正する条例についてであります。

「借地を返すということか。またトイレは使用しているのか」との質疑に対し、「県有地を返還するものであり、トイレについては21年度予算で解体済みである」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第26号 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業小淵沢地区土地改良事業計画の議決を求める件であります。

「受益面積は農道2千メートルに面した受益者か」との質疑に対し、「計画段階の受益と受益者負担の受益は若干違ってくる」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第34号 平成23年度北杜市下水道事業特別会計予算、議案第35号 平成23年度北杜市農業集落排水事業特別会計予算、議案第40号 平成23年度北杜市土地開発事業特別会計予算、議案第41号 平成23年度北杜市明野財産区特別会計予算、議案第42号 平成23年度北杜市須玉財産区特別会計予算、議案第43号 平成23年度北杜市高根財産区特別会計予算、議案第44号 平成23年度北杜市長坂財産区特別会計予算、議案第45号 平成23年度北杜市大泉財産区特別会計予算、議案第46号 平成23年度北杜市小淵沢財産区特別会計予算、議案第47号 平成23年度北杜市白州財産区特別会計予算、議案第48号 平成23年度北杜市武川財産区特別会計予算、議案第49号 平成23年度北杜市浅尾原財産区特別会計予算の12件については質疑、討論ともになく、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に請願第1号 環太平洋経済連携協定(TPP)への参加に反対し、食料・農林水産業・地域経済を守るための請願書についてであります。

紹介議員から趣旨説明を受けたのち、質疑を行い、慎重な審査を行いました。

「請願事項1は除き、請願事項2の部分は妥当である」などの意見が出され、質疑終結後、討論はなく、全員異議なく一部採択すべきものと決定し、併せて委員会として発議し、国へ意見書を提出していくことに決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長(秋山俊和君)

経済環境常任委員長の報告が終わりました。

これから会議規則第41条の規定により、経済環境常任委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑はありませんか。

(なし)

ないようですので、これをもって経済環境常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

以上で、各常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これから議案第21号 北杜市特別会計設置条例の一部を改正する条例について、討論を行

います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第21号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第22号 北杜市訪問看護ステーション条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第22号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第23号 北杜市知的障害者通所授産施設条例の全部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第23号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第24号 北杜市清里駐車場条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第24号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第26号 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業小淵沢地区土地改良事業計画の議決を求める件について、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第26号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第28号 平成23年度北杜市一般会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

中村隆一君。

○19番議員(中村隆一君)

議案第28号 平成23年度北杜市一般会計予算案に反対討論します。

はじめに政権交代後、わずか1年半で民主党政権は、自民政権と瓜二つとなってしまいました。後期高齢者医療制度廃止などの公約を投げ捨てただけでなく、医療、介護、年金など社会保障を切り捨て、負担増を押し付ける計画を次々と打ち出しています。

財政難といいながら、財界言いなりに法人税減税で1兆5千億円もばらまき、証券優遇税制を延長するなど、大企業、大金持ち優遇の不公平税制を温存し、さらに拡大しようとしています。消費税増税に政治生命を賭けると宣言し、食と農業、地域経済、国土と環境を壊すTPP(環太平洋連携協定)への参加に突き進もうとしています。

沖縄の普天間基地問題でも、自公政権がつくった辺野古への新基地建設案の押し付けに固執し、暗礁に乗り上げています。

民主党政権はあたかも地方を大事にするかのように地域主権改革といいますが、その中身は住民の暮らしと福祉のための自治体独自の仕事を切り捨て、保育所、障害者施設をはじめ、社会保障や教育などの各分野で、国が定めた最低基準さえ取り払い、住民福祉の機関としての自

治体の機能と役割をさらに弱めています。

次に、私は2010年11月9日、午前10時、山梨県民要求大運動実行委員会とともに、2011年度予算関連要求書を、市役所で市長宛に提出しました。その一部を紹介しますと、小中学校の給食費を無償にすること。子どもの医療費助成の年齢拡大を行うこと。国保法44条、一部負担金減免制度の活用等であります。

長引く不況の中、地域経済の疲弊、庶民の暮らし向きの悪化が進む中で、命と暮らしを守る自治体の役割の重要性が今ほど求められているときはありません。この観点で、予算案を見ますと、仮称、長坂統合小学校、仮称、武川コミュニティセンターなどの市民が必要としている施設の建設に向けて、予算計上は評価できます。

しかし、4款衛生費、1項保健衛生費、6目環境衛生費、28節繰出金、予算書101ページの7億9,601万7千円の支出。この支出の中には、基本水量を買い取り制のために実際に使っていない水の代金、約2億円が含まれています。企業団維持のために使っていない水のお金、約2億円の支出には反対です。ダム水の過剰な需要予測に基づいて、建設されたダムの建設者である山梨県に相応の負担を求めるべきだと思います。

4款衛生費、1項保健衛生費、9目し尿処理費、22節補償補填及び賠償金450万円。予算書103ページ。この支出の地域の補償料は20年も支払い続けてきたもので、もう十分補償をしたものと考えます。

子どもの医療費助成の年齢拡大を行う予算が、今年度予算に計上されていません。また広島での平和記念式典への中学生市民の参加費用が計上されていません。

以上を述べて、反対討論といたします。

○議長（秋山俊和君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

清水壽昌君。

○20番議員（清水壽昌君）

私は議案第28号 平成23年度北杜市一般会計予算に賛成の立場で討論をいたします。

厳しい財政状況のもと、また多くの懸案事項、要望事項を抱える中で、昨年比4.9%減の予算でありながら、長坂小学校、武川コミュニティセンター等、大きな事業についても予算化するとともに、子育て支援、高齢者対策等、きめ細かな事業にも取り組むために編成されております。この編成の中で、財政調整基金を取り崩さずに編成していることは、大きく評価ができます。

この予算は、平成23年度の北杜市の運営のために必要な予算であります。また、簡易水道事業特別会計への繰り出しは、企業団受水費が責任水量制であるため、無駄であるとのことでございます。責任水量制については、事業団設立のときからの構成市町村での合意事項であり、広域水道企業団で論議すべきことであります。また、この繰り出しを受ける議案第33号 簡易水道事業特別会計予算は、討論もなく、全会一致で可決すべきものとしてございます。

以上の観点から、私はこの議案第28号に賛成をいたします。

○議長（秋山俊和君）

ほかに討論はありませんか。

（なし）

これで、討論を終結いたします。

これから、議案第28号を採決いたします。

異議がありますので、この採決は起立により行います。

本案に対する各委員長の報告は可決です。

お諮りいたします。

本案は、各常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 多 数)

起立多数です。

したがって、議案第28号は各常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。次に議案第29号 平成23年度北杜市国民健康保険特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第29号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第30号 平成23年度北杜市後期高齢者医療特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第30号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第31号 平成23年度北杜市介護保険特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第31号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第32号 平成23年度北杜市居宅介護支援事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第32号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第33号 平成23年度北杜市簡易水道事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第33号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第34号 平成23年度北杜市下水道事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第34号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第35号 平成23年度北杜市農業集落排水事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第35号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第36号 平成23年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第36号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第37号 平成23年度北杜市病院事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第37号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第38号 平成23年度北杜市辺見診療所特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第38号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第39号 平成23年度北杜市白州診療所特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第39号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第40号 平成23年度北杜市土地開発事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第40号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第41号 平成23年度北杜市明野財産区特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第41号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第42号 平成23年度北杜市須玉財産区特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第42号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第43号 平成23年度北杜市高根財産区特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第43号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第44号 平成23年度北杜市長坂財産区特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第44号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第45号 平成23年度北杜市大泉財産区特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第45号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第46号 平成23年度北杜市小淵沢財産区特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第46号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第47号 平成23年度北杜市白州財産区特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第47号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第48号 平成23年度北杜市武川財産区特別会計予算について、討論を行います。
討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第48号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第49号 平成23年度北杜市浅尾原財産区特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第49号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に請願第1号 環太平洋経済連携協定(TPP)への参加に反対し、食料・農林水産業・地域経済を守るための請願書について、討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、請願第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は一部採択です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は経済環境常任委員長の報告のとおり、一部採択することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第30 議案第19号 北杜市まちづくり条例の制定についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

議案第19号 北杜市まちづくり条例の制定について、ご説明いたします。

概要書、ならびに議案をご覧ください・・・。

○議長（秋山俊和君）

内田俊彦君。

○16番議員（内田俊彦君）

日程第29、請願第2号の取り扱いについて、私どもに結果が諮られておりませんが、それはいかがいたしますか。

○議長（秋山俊和君）

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 1時53分

○議長（秋山俊和君）

それでは、再開します。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開時間を2時15分といたします。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 2時15分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第29 請願第2号 最低保障年金制度の創設を求める請願書につきましては、文教厚生常任委員長から継続審査とする報告がありました。

したがって、文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査といたします。

○議長（秋山俊和君）

日程第30 議案第19号 北杜市まちづくり条例の制定についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

議案第19号 北杜市まちづくり条例の制定について、ご説明を申し上げます。

概要書、ならびに議案をご覧ください。

この条例は、秩序ある土地利用と市民参加によるまちづくりを推進し、優れた自然と美しい風景に調和した北杜市の創造に資することを目的として定めるもので、第1条から第51条と附則により構成されております。

条例中、第1条から第6条においては、目的、定義、基本理念等について規定し、第7条でまちづくりに関する施策と第8条から第16条で地区まちづくり。第17条で建築計画にかか
る届け出等、第18条から第44条で開発事業の手続き。第45条から第49条で、まちづく
りアドバイザー等、第50条と第51号で、罰則について定めております。

なお、この条例は本年10月1日から施行するものでございます。

以上、北杜市まちづくり条例について、内容の説明をさせていただきました。よろしくご審
議の上、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第19号は、会議規則第37条第3項の規定により、
委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第19号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第31 議案第20号 北杜市景観条例の制定についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

議案第20号 北杜市景観条例の制定について、ご説明を申し上げます。

概要書、ならびに議案をご覧ください。

この条例は協働による景観まちづくりを推進し、美しく風格のある風景づくりと、愛着と誇りの持てる郷土の実現を図ることを目的として定めるもので、第1条から第30条と附則により構成されております。

条例中、第1条から第8条においては目的、定義、基本理念等について規定し、第9条と第10条で景観計画。第11条と第12条で、景観形成推進地区。第13条から第16条で、景観重要建造物および景観重要樹木。第17条で、市民との協働による景観まちづくりの推進。第18条から第27条で景観計画区域内における行為の制限等。第28条と第29条で、表彰および支援。第30条で規則への委任について、定めております。

なお、この条例は本年10月1日から施行するものでございます。

以上、北杜市景観条例について、内容の説明をさせていただきました。よろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

保坂多枝子君。

○11番議員（保坂多枝子君）

議案第20号 北杜市景観条例の制定について、質問させていただきます。

この北杜市景観条例は、北杜市の景観を守るための必要不可欠な条例であると考えております。過去、私も代表質問の中でも取り上げさせていただきました。その件なんですが、24条で助言・指導、それから25条、26条で勧告、命令。27条で、勧告に従わなかった旨の公表ということになっております。

2点、質問させていただきたいんですが、届け出を要する行為の概要というところに屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積、高さ5メートルを超えるもの。要件によって違うんですが、また面積が100から1千平方メートルを超えるもので、対象期間が90日を超えるものというふうに謳っております。

この中に、特に北杜市ばかりではありませんが、よく問題になっている放置タイヤだとか、放置の自動車、そんなものがあります。この条例の中では、どのような関わり合いがしていけるのかということ。これは、まず1点でございます。

それから2点目ですが、このことに対しまして、違反をしたもの。また、所有者に対する罰則というような規定が盛られておりません。勧告というふうな部分もございしますが、そこはどんなふう考えていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

2点、よろしくお願いたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

まず2点目のほうから、お答えを申し上げます。

罰則につきましては、これは景観法のほうで、罰則規定がございまして、それに基づく附則ということで、本市の条例の中では、特に罰則の規定はないと、こういうことになります。

それから最初のご質問の屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積というところの件について、申し訳ないですが、この条例に規定しているものが、条例の規定について、どのような関わりと・・・。

放置タイヤ等につきましては、基本的には廃棄物処理法の中で対応がされるものなんですけれども、ここの場合、その景観の中での話ですから、ここに規定されている面積を超えるような、広い範囲にわたって、放置がされていると景観上、好ましくないということで、この景観の条例の中でも規制をしていくと。そこから先の廃棄物としての対応ということになりますと、廃棄物処理法での対応ということになるわけです。

あくまでもこの条例では、1千平方メートルを超える、そして90日を超えるものについては、景観上、好ましくということで、景観のほうでは、これは再生資源、その他の物件、要するに広く、資源物であっても、この条例の中では規制をしますよと。単なるゴミというふうなものばかりではなく、それが資源物であっても、一定の期間、それから面積を超えると、この条例で規制をしますという内容です。ですから、いわゆる廃棄物処理法の中での対応というものと、ここでいう対応というものはおのずと違くと、こういうことになるわけですが、

○議長（秋山俊和君）

答弁が終了しました。

保坂多枝子君。

○11番議員（保坂多枝子君）

では廃棄物と、処理法で規制ができるものと、それからこの景観形成の中で規制ができるものというふうに解釈してよろしいんでしょうか。

○議長（秋山俊和君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

そうですね。うちのほうでは、あくまでも、うちとしての罰則、これは、指導等はうちの条例でもってできると。この条例で。

○議長（秋山俊和君）

暫時休憩いたします。

その場で、暫時休憩。

休憩 午後 2時26分

再開 午後 2時27分

○議長（秋山俊和君）

再開いたします。

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

申し訳ございません。どうも、私のほうでご質問の内容を勘違いしておりました。

ここに書いてあるのは、あくまでも届け出をするものについて、ここに記載されているということですから、屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積については、高さ5メートルを超えるもの、または面積が1千平方メートルを超えるもので、その対象期間が90日を超えるものについては、届け出をしてくださいと。届け出をしなければ、そこへ置いておくことはできませんよということでございます。大変、失礼をいたしました。

○議長（秋山俊和君）

保坂多枝子君。

○11番議員（保坂多枝子君）

では届け出をして、そこに置いてもいいよという、そういう解釈になると思うんですが、届け出をしないで置いてあるものについては、別に今のところは罰則規定とか、そういうものは設けていないという形になるんでしょうか。今からのことで、届け出をするよという条例ですよ。

○議長（秋山俊和君）

堀内生活環境部長。

○生活環境部長（堀内誠君）

今の保坂多枝子議員のご質問ですけれども、これについては、景観の関係で、これは長期的なもの、また大規模なものということで、景観を阻害するということの規定の中で届け出なさいということでございますけれども、これ以下、届け出のないもの、これについては、廃掃法の中で、また規制がございまして、撤去なり、処分なりというふうな指導がいくと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

保坂多枝子君。

○11番議員（保坂多枝子君）

すみません。指導があるということですね。では、この条例の中には、罰則規定というのが謳ってありません。それで、今、お話の中では、景観法の罰則規定に従うんだよというご答弁をいただきましたが、この中には盛っていないんですが、その部分にふれなくてよろしかったんでしょうか。ちょっと、そこが私、読んでいて、疑問に思ったものですから、質問させていただきました。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

どうして、このうちの景観条例の中で届け出をなささいといった部分、その届け出がされなかったとかというものについては、それは法律上、違法ということですから、景観法のほうで罰則を規定していると、こういうことでありまして、上位の法律の中で罰則規定がございまして、うちの条例では、特に罰則規定は設けていないと、こういうことでございます。

○議長（秋山俊和君）

保坂多枝子君。

○11番議員（保坂多枝子君）

では、今、景観法の罰則のほうにというお話でした。これを制定していくにあたって、また

今後の課題として出てくることもあるかと思えます。附則の部分で、また検討をお願いしたいと思えます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

ほかに質疑はございますか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第20号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第20号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第32 議案第25号 北杜市学校建設等基金条例を廃止する条例についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

山田教育次長。

○教育次長（山田栄明君）

議案第25号 北杜市学校建設等基金条例を廃止する条例について、説明をさせていただきます。

趣旨でございますが、北杜市学校建設等基金条例を廃止し、公共施設整備基金に一本化することにより、運用方法の改善を図るため、北杜市学校建設等基金条例は廃止するものでございます。

この条例につきましては廃止するものですので、本文は廃止規定のみとなっております。附則といたしまして、平成23年4月1日から施行するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご議決いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第25号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第25号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第33 発議第1号 TPP（環太平洋経済連携協定）参加に慎重に対応することを求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者であります、小尾直知君から提案理由の説明を求めます。

14番議員、小尾直知君。

○14番議員（小尾直知君）

発議第1号

平成23年3月17日

北杜市議会議長 秋山俊和様

提出者

北杜市議会議員 小尾直知

賛成者

北杜市議会議員 中山宏樹

〃 清水 進

〃 坂本 静

〃 小林忠雄

” 千野秀一

” 清水壽昌

ＴＰＰ（環太平洋経済連携協定）参加に慎重に対応することを求める意見書

上記意見書を別紙のとおり、北杜市議会会議規則第１４条第２項の規定により提出する。

提案理由

ＴＰＰ参加については、多国間協議であり、さまざまな弊害と交渉における国家間の信頼が損なわれる可能性を秘めているため、この案を提出するものである。

本文は、朗読をもって代えさせていただきます。

ＴＰＰ（環太平洋経済連携協定）参加に慎重に対応することを求める意見書（案）

国では、貿易自由化を柱とするＴＰＰの交渉に向けて、平成２２年１１月９日、包括的経済連携に関する基本方針を閣議決定し、アジア太平洋経済協力会議（ＡＰＥＣ）の首脳会議において、菅首相は関係国との協議を開始することを表明した。

経済のグローバル化が進展する中、わが国の海外経済関係の幅を広げ、世界各国との友好、協調、協力、連帯感をもって推進することは重要であり、避けて通れない問題である。

しかし、ＴＰＰは物、人、サービスのすべての対外的な流通を自由化することを前提としているため、関税撤廃の例外を認めない完全な貿易自由化を目指している。農業に限らず、国内のあらゆる産業に影響を与え、国内産業の不均衡をもたらし、北杜市のような中山間地域においては、基幹産業である農業、稲作農家をはじめ、農林業従事者に壊滅的な影響を与えることは明らかである。北杜市は、担い手育成のために農業法人の設立、集落営農の推進、地域ブランドの推奨、食の安全・安心のための地産地消および食育の推進、地域おこし協力隊の受け入れなど、多角的に取り組んできた。

なおかつ、食料自給率の向上、農地の有効利用および保全管理にもまい進し、癒しの空間を形成し、日本のふるさとを守ってきた。

ＴＰＰ参加については、多国間協議であり、さまざまな弊害と交渉における国家間の信頼が損なわれる可能性を秘めている。

よって、以下、強く要望する。

- １．交渉参加においては、慎重な協議のもと合意形成を図り、行うこと。
- ２．農林水産業の発展維持のため、価格補償、もしくは有効な戸別所得補償制度を充実させること。
- ３．食品の安全性を確保するため、検疫を強化するとともに、残留農薬食品添架物等の規制については、日本の食品衛生関係基準を断固堅持すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出する。

平成２３年３月１７日

北杜市議会議長 秋山俊和

提出先

内閣総理大臣

財 務 大 臣

外 務 大 臣

農林水産大臣

経済産業大臣宛てでございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第34 同意第1号 肥道山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

同意第1号 肥道山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、委員が辞職したことに伴い、新たに財産区管理委員会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理条例第3条第1項の規定により、北杜市須玉町若神子新町816番地2、小林勇、昭和14年11月29日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから同意第1号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第35 同意第2号 八ヶ岳山恩賜県有財産保護組合議会議員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

同意第2号 八ヶ岳山恩賜県有財産保護組合議会議員の選任について議会の同意を求める件につきましては委員の任期満了に伴い、新たに保護組合議会議員を選任する必要があるため、八ヶ岳山恩賜県有財産保護組合同規約第6条第1項の規定により、北杜市小淵沢町7607番地、宮沢博巳、昭和11年8月30日生まれ。北杜市小淵沢町6347番地、進藤啓太郎、昭和11年9月22日生まれ。北杜市小淵沢5002番地、小林盈、昭和18年7月17日生まれ。北杜市小淵沢町10199番地、保坂享、昭和9年6月3日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから同意第2号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第36 同意第3号 北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

同意第3号 北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、委員が退職することに伴い、新たに監査委員を選任する必要があるため、地方自治法第196条第1項の規定により、北杜市白州町鳥原2745番地、渡邊陽一、昭和16年2月13日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

本案について、渡邊陽一君は地方自治法第117条の規定に該当し除斥されますので、退席を求めます。

(退 席)

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから同意第3号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

渡邊陽一君の入場を許可いたします。

(着 席)

清水壽昌君。

○20番議員(清水壽昌君)

動議を提出いたします。

北杜郵便局より、3月12日付けの郵便について、坂本治年議員に所見を伺いたく、動議を提出いたします。

○議長(秋山俊和君)

今、清水壽昌君から動議が提出されました。

この動議に賛成の方は、いらっしゃいますか。

(はい。の声)

所定の賛成者がおりますので、この動議は成立いたしました。

北杜郵便局より、3月12日付けの郵便について、坂本治年議員に所見を伺う件を議題とし、直ちに日程に追加し、審議することにご異議ありませんか。

(異議あり。の声)

内田俊彦君。

○16番議員(内田俊彦君)

まだ日程第37 閉会中の継続審査の件が残っております。その審査の終了後に、日程に追加案件の1といたしまして、審議されることを議長に申し出ます。

○議長(秋山俊和君)

今、内田俊彦君から追加日程にするのは全審議が終了してからという提案がございました。それにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

それでは、そのように取り計らいをいたします。

○議長（秋山俊和君）

日程第37 閉会中の継続審査の件を議題といたします。

総務常任委員会、文教厚生常任委員会、経済環境常任委員会および議会運営委員会の各委員長から会議規則第101条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、所管事項の審査につき、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、継続審査とすることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、日程第37 閉会中の継続審査の件は、各委員長の申し出のとおりとすることに決定いたしました。

それでは、先ほど出されました動議について、提案理由の説明を・・・篠原眞清君。

○6番議員（篠原眞清君）

暫時休憩をお願いしたいと思います。

動議。

○議長（秋山俊和君）

今、暫時休憩の動議が出されました。

賛成の方。

（「賛成。」の声）

それでは、暫時休憩を・・・。

今、出されました動議について、暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

それでは、暫時休憩をとりたいと思います。

それでは、3時までといたします。3時再開といたします。

休憩 午後 2時48分

再開 午後 3時00分

○議長（秋山俊和君）

再開いたします。

追加日程第1 動議として提出されました北杜郵便局より、3月12日付けの郵便について、坂本治年議員に所見を伺う件を議題といたします。

清水壽昌君の提案理由の説明を求めます。

○20番議員（清水壽昌君）

郵便物の差出人は、前北杜市議会議員 小林保壽とのことであります。

この件は、坂本治年議員の名誉ならびに議会にかかる問題で、多数の議員宛てに郵送されているとのことあります。

1番、平成16年の北杜市議会議員選挙における現金買収行為。

2番、財産区による海外研修においての買春行為。

3番、民間開発工事における収賄行為。

以上の3項目であります。このような事実はないものと私は考えますが、本人の所見を伺うものであります。また、個人的な問題との認識もございすが、いずれも北杜市議会の倫理規程に反する行為であり、選挙、財産区の予算および決算、土地開発における許認可に該当し、これからの議会審議にも大きく影響を与える問題であります。

議会としても、坂本治年議員の名誉のために、指摘されている行為が虚偽行為、もしくは事実なのか、真相を究明すべき事件であると考えます。このことが仮に事実としたら、議会改革の根底を揺るがす問題であると認識いたします。

このようなことはあり得ないと強く確信いたしておりますが、坂本治年議員の所見を伺いたく、動議を提出したものであります。

以上であります。

○議長（秋山俊和君）

提案理由の説明が終わりました。

坂本治年君に発言を求めますが、弁明、ならびに発言の有無は本人の意思により選択できますので、ご承知おきください。

坂本治年君。

○17番議員（坂本治年君）

ただいま、説明のありました郵便物については、私にとってはまったく身に覚えのないことであり、名誉毀損で速やかに北杜警察署に告訴いたします。

○議長（秋山俊和君）

今、坂本治年君の発言がございました。

北杜警察署に告訴したということでございますね。

清水壽昌君。

○20番議員（清水壽昌君）

ただいまの坂本治年議員の所見といいますが、発言で、私としますと安心をいたしました。このようなことがなかったということで、安堵いたしました。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

それでは、この件につきましては終了いたします。

以上で、本定例会に付議されました議案審査は、すべて終了いたしました。

3月2日に開会された本定例会は、11日に発生した東北地方太平洋沖地震により大変な状況の中にあつて、議員各位には慎重なご審議をいただき、また市当局の皆さまには丁寧なご答弁をいただき、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、平成23年第1回北杜市議会定例会を閉会といたします。

大変、ご苦労さまでございました。

閉会 午後 3時05分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

北杜市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

議会事務局長	伊藤 精二
議会書記	上村 法広